

令和4年和泉市教育委員会第4回定例会

日 時:令和4年4月21日(木) 午後3時00分から

場 所:和泉市役所3階 3A・3B会議室

1. 開 会

2. 職員紹介

3. 会議録署名委員の指名について

4. 教育長の報告

5. 審議事項

議案第16号 和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する
規則制定について

6. 報告事項

- (1) 富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備に係るデザインビルド事業者選定
支援業務について
- (2) 令和4年度和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開について
- (3) 令和4年度いずみ希望塾の申込状況及び受講者数等について
- (4) 青少年の家における施設活性化・改修計画の策定について
- (5) 史跡池上曾根遺跡再整備計画について(別冊あり)

7. 情報提供

- (1) 令和4年和泉市議会第1回定例会における議決審議の結果等について(別冊)

8. その他の報告事項等

9. 閉 会

議案第16号

和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について

和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年4月21日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

理 由

教育委員会の承認事項として、和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第5号において、「社会教育委員等の重要な委員の任免に関する事」と定めているが、対象とする委員を明確化するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則（案）

和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和31年和泉市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 （1）学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。 （2）重要な教育財産の取得及び処分の手続に関すること。 （3）教育内容の方針に関すること。 （4）教科用図書の採択に関すること。 （5）社会教育委員等の <u>個別の法律に定めのある委員</u> の任免に関すること。 （6）請願及び訴訟に関すること。 （7）前各号に掲げるもののほか、委員会が重要と認める事項	第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 （1）学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。 （2）重要な教育財産の取得及び処分の手続に関すること。 （3）教育内容の方針に関すること。 （4）教科用図書の採択に関すること。 （5）社会教育委員等の <u>重要な委員</u> の任免に関すること。 （6）請願及び訴訟に関すること。 （7）前各号に掲げるもののほか、委員会が重要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正（概要）

教育総務課

1 主な改正の理由

教育委員会の承認事項として、和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第5号において、「社会教育委員等の重要な委員の任免に関する事」と定めているが、対象とする委員を明確化するため、規則改正を行うもの。

2 主な改正の内容

「社会教育委員等の重要な委員の任免に関する事」を「社会教育委員等の個別の法律に定めのある委員の任免に関する事」に改める。

具体的には、以下の4委員を承認対象とする。

①社会教育委員（社会教育法第15条）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

②スポーツ推進審議会委員（スポーツ基本法第31条）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

③スポーツ推進委員（スポーツ基本法第32条）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

④教育委員会評価委員会委員

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 施行期日

公布の日

富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備に係るデザインビルド事業者選定支援等業務について

学校園管理室

1. デザインビルド事業者選定支援等業務について

以下の業務について、プロポーザル方式で発注し委託事業者を選定する。

①デザインビルド事業者募集に係る実施要領等作成支援

実施要領、要求水準書、選定基準等の作成

②デザインビルド事業者選定支援

事業者からの質疑対応、提案書審査等の支援

2. 選定スケジュール

No	項目	日程
1	実施要領等の公表	4/15（金）～
2	参加表明書の提出	4/15（金）～4/26日（火）まで
3	質疑書の提出	4/15（金）～5/10（火）まで
4	質疑書に対する回答	5/13（金）
5	審査資料の提出	5/23（月）まで
6	審査（プレゼンテーション・ヒアリング 審査）	6/1（水）予定
7	審査結果の通知・公表	6/2（木）予定
8	契約締結	6月中旬

3. 今後のスケジュール（予定）

R4 年度	・ デザインビルド事業者募集に係る実施要領、要求水準書、選定基準等の作成 ・ デザインビルド事業者の募集
R5 年度～6 年度	・ デザインビルド事業者との契約締結 ・ 基本設計・実施設計
R7 年度～8 年度	・ 新校舎建設工事
R9 年度	・ 開校 ・ 既存校舎等除却工事、グラウンド整備工事

和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開実施要綱

(目的)

第1条 和泉市がめざす「確かな学力を身につけた心豊かな子ども」を育成するため、学校教育だけでなく、家庭・地域と一体となった道徳教育・人権教育・生徒指導の横断的な取組みの視点と意識を推進させることを目的とした授業公開（以下「和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開」という。）を実施することで本市の道徳教育の一層の充実に資するものとする。

(対象)

第2条 和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開の対象は、和泉市内全学校とする。

(内容)

第3条 和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校が全学年、全学級で豊かな心をはぐくむ授業として道徳科の授業を公開する。
- (2) 学校の道徳教育の取組みについて等、懇談会や講演会、模擬授業等を通しての意見交換会を地域・家庭と実施する。
- (3) 和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開については、学校だより、ホームページ等において幅広く地域等に周知する。
- (4) ゲストティーチャーを活用する等、学校・地域の特色を活かした道徳の授業を公開する。

(庶務)

第4条 和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開の庶務は、教育委員会学校教育室が行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

令和4年度の取組みについて

今年度は新型コロナウイルス感染拡大に関わらず「地域に向けた授業公開」を開催できるよう ICT を活用した取組みも進める。

なお、昨年度は地域への授業公開を実施できなかった学校もあるが、各校の状況に合わせて保護者向けの公開を行ったり、取組みの様子をHPで公開したりするなど、情報発信を行った。

令和４年度 和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開予定

学校名	実施日	時間
国府小学校	令和４年 ６ 月 ９ 日 (木)	13 時 45 分 ～ 15 時 30 分
和気小学校	令和４年 11 月 30 日 (日)	9 時 40 分 ～ 10 時 25 分
伯太小学校	令和４年 ９ 月 ９ 日 (金)	13 時 45 分 ～ 14 時 30 分
池上小学校	令和４年 10 月 13 日 (木)	13 時 45 分 ～ 14 時 30 分
黒鳥小学校	令和４年 ６ 月 23 日 (金)	13 時 45 分 ～ 14 時 30 分
芦部小学校	令和４年 11 月 18 日 (金)	9 時 45 分 ～ 12 時 25 分
北池田小学校	令和４年 ４ 月 23 日 (土)	9 時 40 分 ～ 10 時 25 分
いぶき野小学校	令和４年 11 月 24 25 日 (木) (金)	9 時 0 分 ～ 11 時 30 分
南池田小学校	令和４年 11 月 27 日 (日)	9 時 45 分 ～ 10 時 30 分 10 時 50 分 ～ 11 時 35 分
緑ヶ丘小学校	令和４年 ６ 月 13 日 (木)	13 時 40 分 ～ 15 時 20 分
青葉はつが野小学校	令和４年 ６ 月 1 日 (水)	13 時 45 分 ～ 14 時 30 分
北松尾小学校	令和４年 ９ 月 21 日 (水)	9 時 40 分 ～ 10 時 25 分
横山小学校	令和４年 ９ 月 15 日 (木)	13 時 40 分 ～ 14 時 25 分
南横山小学校	令和４年 ６ 月 7 日 (火)	13 時 45 分 ～ 14 時 30 分
幸小学校	令和４年 11 月 24 日 (木)	13 時 50 分 ～ 14 時 35 分
信太小学校	令和４年 11 月 4 日 (金)	13 時 45 分 ～ 14 時 30 分
鶴山台北小学校	令和４年 10 月 27 日 (木)	13 時 50 分 ～ 14 時 35 分
鶴山台南小学校	令和４年 ６ 月 3 日 (金)	13 時 50 分 ～ 14 時 35 分
光明台北小学校	令和４年 ６ 月 1 日 (水)	13 時 45 分 ～ 14 時 30 分
光明台南小学校	令和４年 ６ 月 15 日 (水)	13 時 50 分 ～ 14 時 35 分
和泉中学校	令和４年 ４ 月 23 日 (土)	13 時 35 分 ～ 14 時 25 分
郷荘中学校	令和４年 11 月 4 日 (金)	13 時 45 分 ～ 14 時 35 分
石尾中学校	令和４年 10 月 4 日 (火)	14 時 30 分 ～ 15 時 20 分
北池田中学校	令和４年 10 月 26 日 (水)	13 時 45 分 ～ 14 時 35 分
南池田中学校	令和４年 ４ 月 23 日 (土)	13 時 30 分 ～ 14 時 40 分
槇尾中学校	令和４年 11 月 19 日 (土)	13 時 25 分 ～ 14 時 15 分
富秋中学校	令和４年 ４ 月 23 日 (土)	9 時 0 分 ～ 9 時 50 分
信太中学校	令和４年 11 月 8 日 (火)	13 時 35 分 ～ 14 時 25 分
光明台中学校	令和４年 10 月 14 日 (金)	13 時 35 分 ～ 14 時 25 分
南松尾はつが野学園	令和４年 ９ 月 15 日 (木)	9 時 45 分 ～ 11 時 35 分

令和4年度いずみ希望塾の申込状況及び受講者数等について

学校教育室

標記について、下記のとおり報告いたします。

記

1. いずみ希望塾の概要

- ・学習教科…小学生：国語・算数・英語、中学生：数学・英語
- ・開講時間…小学生：17：00～19：00、中学生：19：00～21：00
- ・実施回数…4月～2月下旬で全80回

2. 申込者数（※第1希望の会場で計上）

（単位：人）

会 場		小学生				中学生				合計	R03 合計
		4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
1	北部リージョンセンター	25	14	20	59	25	17	17	59	118	143
2	青少年センター	12	9	7	28	5	7	5	17	45	70
3	和泉図書館	27	18	18	63	26	22	9	57	120	141
4	和泉シティプラザ	64	63	48	175	55	38	20	113	288	325
5	南部リージョンセンター	8	11	15	34	9	7	4	20	54	58
6	和泉市教育センター	18	15	11	44	6	9	8	23	67	96
合 計		154	130	119	403	126	100	63	289	692	833

3. 受講決定者数（令和4年4月2日現在）

（単位：人）

会 場		小学生				中学生				合計	R03 合計
		4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
1	北部リージョンセンター	13	13	14	40	11	12	17	40	80	92
2	青少年センター	12	9	7	28	13	10	5	28	56	54
3	和泉図書館	13	13	14	40	15	16	9	40	80	80
4	和泉シティプラザ	22	18	20	60	20	21	19	60	120	116
5	南部リージョンセンター	7	8	9	24	12	8	4	24	48	43
6	和泉市教育センター	11	12	10	33	13	12	8	33	66	66
合 計		78	72	75	225	84	79	62	225	450	451

4. 開講について

- ・北部リージョンセンター 令和4年4月18日（月）開講式
- ・青少年センター 令和4年4月19日（火）開講式
- ・和泉図書館 令和4年4月20日（水）開講式
- ・和泉シティプラザ 令和4年4月18日（月）開講式
- ・南部リージョンセンター 令和4年4月20日（水）開講式
- ・和泉市教育センター 令和4年4月18日（月）開講式

5. 令和3年度との変更点

- ・特になし

青少年の家における施設活性化・改修計画の策定について

生涯学習推進室

1. 施設活性化・改修計画策定の目的

本市南部地域にある「和泉市立青少年の家」については、以前より主に閑散期（10月～2月）の施設利用率の向上や施設の老朽化が課題となっており、主に閑散期の施設活性化及び利用促進を図るため、また、老朽化が進んでいる設備の更新を行うため、現状分析や施設活性化方策の策定及び施設改修計画の策定業務を委託（公募型プロポーザル方式）により本年度実施するもの。

2. 業務内容

「和泉市立青少年の家」における施設活性化・改修計画策定支援業務

- ①現況調査・課題の整理
- ②利用者アンケート等による市場調査（望まれる施設の調査・研究）
- ③類似施設の調査・研究
- ④施設活性化方策の調査・策定
- ⑤施設の改修計画の策定

3. プロポーザル方式採用理由

本業務は、「和泉市立青少年の家」の活性化のため現況調査、市場調査から施設活性化方策の調査・検討、施設の改修計画など多岐にわたる分野において専門的な知識及び技術が必要となる。このことから、応募業者の専門性、技術力、企画力、創造性、実績を勘案し、総合的な見地から判断し、適切な事業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式を採用するものである。

4. 施設活性化方策及び改修計画策定にかかる主なスケジュール

令和4年5月	公表開始、参加表明書受付、
令和4年6月	第一次選定（書類審査）、第二次選定（プレゼンテーション）、委託業者決定
令和4年7月	委託業務履行開始
令和4年9月	施設活性化方策及び改修計画素案策定
令和5年3月	施設活性化方策及び改修計画策定

5. 施設改修にかかる今後のスケジュール

令和4年度	施設活性化方策及び改修計画策定
令和5年度	施設改修にかかる基本設計及び実施設計策定、次年度改修に向けた予算要求
令和6年度	施設改修工事
令和7年4月	リニューアルオープン

史跡池上曾根遺跡再整備計画について

文化遺産活用課

1. 計画策定の経緯と目的

令和2年度に策定した「史跡池上曾根遺跡保存活用計画」をふまえ、池上曾根遺跡を適切に保存し、その価値を伝え、市民が地域の宝として愛着を深め、さらなる活用を推進していくために、泉大津市教育委員会と共同で、再整備及び第2期第2次整備計画の基本的な方向性や整備内容、スケジュール等を定めるもの。

2. 計画策定の体制

史跡池上曾根遺跡再整備計画策定委員会

(令和3年8月19日、令和3年11月29日、令和4年3月11日)

3. 計画の構成と内容

「史跡池上曾根遺跡を未来に伝えるために ―史跡池上曾根遺跡再整備計画―」

第1章 計画策定にあたって

第2章 現状と課題

第3章 再整備および第2期第2次整備の目指すべき姿

第4章 全体計画および個別計画

第5章 年次計画

4. 今後のスケジュール

令和4年度 再整備基本設計

第2期第2次整備基本設計・実施設計

令和5年度 再整備実施設計

第2期2次整備工事（～令和7年度）

復元施設改修（～令和7年度）

令和6年度 再整備工事（～令和7年度）

令和8年度 史跡公園リニューアルオープン（仮称・池上プレイステージ）

*令和8年度 史跡指定50周年、公園開園25周年、市制施行70周年

■目指すべき姿

- 池上曾根遺跡の意義、内容を深く理解できる場をふまえ

本質的価値を適切に、わかりやすく伝えられる池上曾根遺跡

- 地域の歴史、文化財等に興味を抱く契機となる役割を果たす場をふまえ

人びとが自然と集い、憩える魅力ある歴史公園

- 都市基盤施設としての緑地・レクリエーション空間として機能する場をふまえ

当時の暮らしを体感できる、「弥生時代の空間」と、 「市街地化した周辺と調和」を両立した史跡公園

- これらをより効率的に、未来につなげていくために

維持管理・活用の両面から持続可能な史跡公園

■整備方針

1. 史跡公園を未来へ継承する

- 個別計画を立て機能の充実や拡大を視野に入れた管理と修繕を行い、当初の機能を再生させる。
- 弥生情報館、弥生学習館、その他施設の長寿命化を図り、持続可能な史跡公園として整備する。

2. 日常をはなれた癒しの演出と、憩いと賑わいを創出する

- 利便施設を整備し、人々が長時間滞在しやすい環境を整える。
- 癒しと憩いの場として利用したくなるような緑あふれる快適な空間を整備する。
- 様々な活動、イベントができ、幅広い年齢層に利用してもらえる多目的な広場を整備する。

3. 弥生時代を身近に感じられ、周辺環境と調和した史跡公園とする

- 弥生時代を体感できる復元施設を再生する。
- 史跡公園全体を周囲から隔絶した空間とすることを見直し、樹木の配置計画を再検討するなど周辺環境との調和と、弥生の空間が共存した史跡公園を目指す。

4. 新たな活用のためのアップグレードを行う

- 本質的価値を誰でもわかりやすく理解でき、興味をいだけるようなARやVRなどのデジタルコンテンツを整備する。

■管理・運営方針

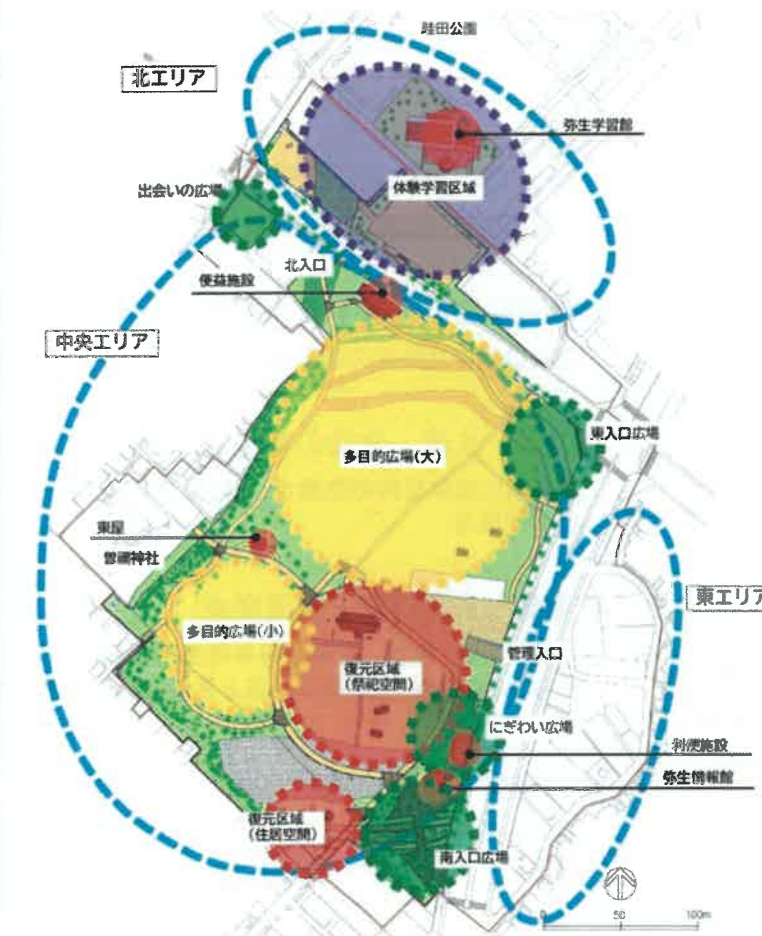
・管理・運営システムの構築

良好な史跡公園として維持し、より広く活用し、利用者の利便性を高めるために、和泉市と泉大津市が協力した運営システムを構築する。

そのなかで、民間事業者を活用した業務委託・指定管理者制度等、最も適切な運営方針を検討し、そのために必要な施設等の整備や制度設計を行うこととする。

第4章 全体計画及び個別計画

■ゾーニング



再整備・第2期第2次整備イメージ図

北エリアー体験学習空間ー

弥生時代に関することを実際に体験しながら学ぶことができるエリア

	ゾーン名	整備方針	主な施設
第1期整備地	体験学習区域	体験で弥生時代の技術をまなぶ 池上曾根遺跡について体験を通じて学ぶための施設、設備を整える。 弥生学習館は、泉大津市の畦田公園に隣接することから、公園と連携した管理運営を目指す。	・弥生学習館 ・体験の広場 ・自然流路平面表示 ・多目的広場 ・手洗い場

中央エリアー弥生体験空間ー

池上曾根遺跡の本質的価値をダイレクトに来訪者に伝える最も重量なエリア

	ゾーン名	整備方針	主な施設
第1期整備地	復元区域 (祭祀空間)	池上曾根遺跡の祭祀をまなぶ 大型掘立柱建物、大型割り抜き井戸を中心に、祭祀に関わる遺構や工房施設、加工施設などを立体、平面復元した区域として再整備する。	・大型掘立柱建物 ・大型割り抜き井戸 ・切妻屋根掘立柱建物 ・寄棟屋根掘立柱建物 ・小型竪穴建物 ・立柱・方形井戸 ・埋納遺構・遺構表示
	復元区域 (居住空間)	池上曾根遺跡のくらしをまなぶ 人びとが日常に居住した空間を復元建物で再現した区域として再整備する。	・埋もれかけた円形竪穴住居 ・円形竪穴住居 ・方形竪穴住居 ・環濠・遺構表示
	南入口広場	池上曾根遺跡の発掘調査をまなぶ 発掘調査時を再現した環濠（現代）を渡って、復元区域（弥生時代）にタイムスリップするイメージの入り口広場。現在、史跡公園のメイン入口として使用している。 池上曾根史跡公園を利用する来園者がまず最初に立ち寄り、池上曾根遺跡の情報を得たり、史跡公園内で行われる情報を入手する区域として再整備する。	・弥生情報館 ・環濠・遺構表示 ・現代の広場と弥生の広場
	にぎわい広場	弥生時代のにぎわいをまなぶ 利用者が快適に史跡公園を利用するための広場のある区域として再整備する。 利便施設を設置し、賑わいを創出する。	・利便施設 ・人工芝
	多目的広場 (小)	池上曾根遺跡の環濠集落の広がりまなぶ 多目的広場 (大) のサブとして、また小規模なイベント、講座などに対応できる広場として整備する。	・多目的広場 ・東屋・ベンチ
	管理入口	国道26号から進入できる管理車両入口	・管理車両等入口
第2期整備地	東入口広場	池上曾根遺跡の多重環濠をまなぶ JR信太山駅からの動線及び中央エリア、北エリアとの動線を検討すると、将来メイン入口とする方向で整備を進める。	・舗装の広場 ・階段 ・スロープ
	出会いの広場	海と池上曾根遺跡の関係をまなぶ 南海松ノ浜駅からの動線を検討すると、海側から池上曾根遺跡に最初に出会う場所であるため史跡公園へのイントロダクションとしての機能を持たせるような整備を行う。	・案内看板 ・多目的広場
	多目的広場 (大)	池上曾根遺跡の環濠集落の広がりまなぶ 規模の大きなイベントやレクリエーションなどに対応できる広場として整備する。	・多目的広場 ・便益施設
	北入口	府道から史跡公園に進入するための入り口。 中央エリアと北エリアをつなぐ入口として整備する。	・階段 ・スロープ

史跡池上曽根遺跡を未来に伝えるために
—史跡池上曽根遺跡再整備計画—

2022年3月

和泉市教育委員会
泉大津市教育委員会

ごあいさつ

和泉市と泉大津市は、比較的温暖で恵まれた気候の大阪南部に位置します。両市は古代から和泉国の中心部で、茅渟の海と呼ばれた海と日本最大の須恵器生産地である泉北丘陵を含む資源豊かな地域です。

この地域にわが国を代表する弥生時代の大環濠集落、史跡池上曽根遺跡が広がります。池上曽根遺跡は、いまから 2000 年前に繁栄した弥生時代の環濠集落です。環濠に囲まれた集落の中心に弥生時代最大級の大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸を配し、それを取り囲むように豊かで、彩りある人びとの生活が営まれていました。

この先人たちの営みという文化遺産を、未来へ確実に継承し、有効に活用していくため、令和 2 年度に「史跡池上曽根遺跡保存活用計画」を策定し、史跡池上曽根遺跡の本質的価値を活かし、高めるための整備と活用を図っていくという決意を新たにいたしました。さらに史跡指定から 45 周年となる今年度は、これまでの整備を振り返り、池上曽根遺跡の価値を多くのみなさまに伝えるには、どのように過去の整備を維持していくべきか、新たな方向に転換すべきかななどを議論し、本計画を策定いたしました。

本計画は史跡指定 50 年を迎える令和 8 年を一つの区切りとしています。池上曽根遺跡が私たちに残してきたものはなにか、未来になにを残し、伝えていくのか、天命を知る 50 年を迎えることができるよう、すすめてまいりたいと存じます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました計画策定委員会の皆さま、ご指導、ご助言を賜りました文化庁、大阪府教育庁をはじめ多くの方がたに、心より御礼申し上げます。

2022（令和 4）年 3 月

和泉市教育委員会
教育長 小川 秀幸

泉大津市教育委員会
教育長 竹内 悟

例 言

1. 本書は和泉市池上町・泉大津市曾根町に所在する、史跡池上曾根遺跡の再整備計画書である。
2. 本事業は令和3年度に国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡池上曾根遺跡 歴史生き生き！史跡等総合活用事業）の交付を受けて実施した。（国庫補助率 50%、和泉市負担率 25%、泉大津市負担率 25%）
3. 本事業の実施にあたり、「史跡池上曾根遺跡再整備計画策定委員会」を設置し、事務局を和泉市教育委員会生涯学習部文化遺産活用課・泉大津市教育委員会事務局教育部生涯学習課に置いた。
4. 本計画は、史跡池上曾根遺跡再整備計画策定委員会、文化庁文化資源活用課、大阪府教育庁文化財保護課の指導・助言を得て、和泉市教育委員会、泉大津市教育委員会が策定した。
5. 本事業は、計画策定支援業務を株式会社緑景に委託して行った。
6. 本書の作成にあたり、多くの方がたおよび機関・団体に、ご指導、ご協力をいただいた。ここに記して、深く感謝申し上げます。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の経緯と目的	1
1 経緯	
2 目的	
3 範囲	
第2節 委員会の設置と経緯	4
1 委員会の設置	
2 委員会記録	
第3節 池上曽根遺跡の概要	5
1 遺跡の位置	
2 発掘調査の概要	
第4節 整備事業について	7
1 史跡池上曽根遺跡整備計画基本構想	
2 第1期整備事業の概要	
3 第2期第1次整備事業の概要	
4 史跡池上曽根遺跡整備基本設計	
 第2章 現状と課題	11
第1節 整備からの20年を経て	11
1 史跡の本質的価値について	
2 本質的価値を伝えるために	
3 本質的価値をどのように伝えてきたか	
第2節 史跡整備の現状と課題	18
1 整備から20年経った史跡公園の課題	
2 第1期整備地	
3 第2期整備地	
第3節 利用者が求める姿	54
1 調査結果	
2 利用者が求める史跡公園	
 第3章 再整備および第2期第2次整備の目指すべき姿	56
第1節 本質的価値を伝えるために必要なこと	56
第2節 全体整備のなかの再整備・第2期第2次整備	56
第3節 目指すべき姿	57
1 目指すべき姿	
2 整備方針	
3 管理・運営方針	

第4章 全体計画及び個別計画	58
第1節 全体計画	58
1 ゾーニング	
第2節 個別計画	60
1 第1期整備地	
2 第2期第2次整備地	
3 情報発信のための整備	
4 管理・運営	
第3節 管理計画	95
1 復元施設	
2 施設	
3 設備	
4 工作物	
5 樹木	
 第5章 年次計画	 98
第1節 事業スケジュール	98
第2節 再整備・第2期第2次整備イメージ図	100
 資 料	 102
1 これまでの整備内容	102
1 第1期整備	
2 第2期第1次整備	
2 アンケート調査	110

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の経緯と目的

1 経緯

池上曽根遺跡は、1903（明治36）年の発見後、1967（昭和42）年の大阪府教育委員会による範囲確認調査を嚆矢とし、その後幾度にもわたる試掘確認調査と発掘調査が行われた。その結果、わが国を代表する弥生時代の集落遺跡であることが明らかとなり、1976年（昭和51）年4月26日、国史跡に指定された。1990（平成2）年からは、整備計画が進められ、1995（平成7）年から、第1期整備事業を開始した。そして、2001（平成13）年、指定地の一部を池上曽根史跡公園として開園した。史跡公園内にはガイダンス施設として池上曽根弥生情報館（和泉市、以下弥生情報館）が、史跡指定地の隣接地には泉大津市立池上曽根弥生学習館（泉大津市、以下弥生学習館）が設置された。その後、2001（平成13）年から第2期発掘調査が行われ、2008（平成20）年から2010（平成22）年において第2期整備エリアの一部の造成工事を実施した。

開園から20年以上が経過した現在、池上曽根史跡公園は、隣接した大阪府立弥生文化博物館とあわせて、広く学習の場として活用され、あるいは市民の憩いの場として、地域に根ざした史跡公園として親しまれてきた。また、市街地化が進む当地において、貴重な文化資源として認識されてきた。その貴重な史跡池上曽根遺跡の価値を確実に未来へ伝え、保存活用を一層進めるため、2021（令和3）年に「史跡池上曽根遺跡保存活用計画」（以下保存活用計画）を策定した。

保存活用計画を策定するなかで、整備後20年以上という経年において、世情に合わなかったり、当初の目的が達成できない状態になったりしている現状が明らかとなった。復元施設や施設、設備は老朽化し、破損が目立つようになってきており、木材の腐食や自然災害による倒壊など来園者に対して安全性の確保に問題が生じた際は、管理者が部分的な改修や利用の制限などを行い、適切な保全を進めてきたが、1993（平成3）に策定（2008（平成20）年改訂）した史跡池上曽根遺跡整備基本計画において保全だけでは効果的な保存活用を行うために十分ではなく再整備の必要性が課題として浮き彫りになった。

そこで、保存活用計画の基本理念である「弥生時代の大きな営みの記憶を伝え、人びとが集う、憩う、学ぶ、そして育つ池上曽根遺跡」をめざし、市街化が進む周辺環境と調和した史跡公園となるよう、保存活用計画を踏まえた再整備・第2期第2次整備計画を策定するものである。

2 目的

史跡池上曽根遺跡整備基本計画に沿った第1期整備が実施されてから、20年以上が経過した。その時間の流れの中で当初計画では想定していない問題点などが明らかとなり、そのため史跡池上曽根遺跡の本質的価値を伝えることに支障が出ている事例もある。

たとえば整備エリア内の造成地について、当初、弥生時代中期の地形を復元したが、盛土の流出と沈下がおこり、これを復元するには多額の費用が必要であると同時に周辺環境への影響など、想定外の問題が発生している。

また整備に当たって、人と人との対話によって池上曽根遺跡を学ぶことを目的として、案内板や解説板を最小限にとどめ、解説によるふれあいを重視してきたが、史跡公園の日常管理や来園者への解説を委託している地域住民を中心とした任意団体の高齢化や人数の減少により、当初の目的が達成されていない部分も明らかになってきた。このように、ソフト面での見直しの必要性も生じている。

20年にわたる史跡公園の運営経験により、また技術の進歩などの影響により、当初の整備コンセプトを継承していくことが、恒久的に史跡池上曽根遺跡の本質的価値を伝える有効な手段であるかを検証する必要がある。また和泉市・泉大津市が行政機関として十分な市民サービスを実施するためには、コストパフォーマンスの向上が求められていることから、史跡公園の維持管理に関する長期的な視点や、より長く安全に利用していくためのコストの縮減という観点も必要である。

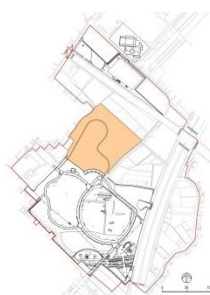
本計画において、これまでの整備内容が整備基本方針と整合しているか、全体整備のなかでの役割や内容に沿った利用がされているかなどについて検証・評価を行い、池上曽根遺跡を適切に保存し、その価値を伝え、市民が地域の宝として愛着を深め、さらなる活用を推進していくために、再整備及び第2期第2次整備計画の基本的な方向性や整備内容、スケジュール等を定めることを目的とする。

3 範囲

池上曽根遺跡の史跡指定地は、11.5ha（和泉市 91,631.26㎡、泉大津市 23,012.18㎡）であり、そのうちの3.5ha が第1期整備事業として整備され、現在史跡公園として公開されている。第2期整備範囲は3.6haであり、第1期整備地の北側で隣接する部分の約1.3haについては、第2期第1次整備として盛土が行われている。第3期整備範囲は、国道26号東側と未公有化地とする。また、計画のエリア分けとして府道松ノ浜曽根線を境に、北側を「北エリア」、南側を「中央エリア」、国道26号を境に東側を「東エリア」とする。

本計画の対象範囲は、第1期整備事業を実施した範囲及び第2期整備範囲内の条件の整った範囲とする。

表 1-1 整備のスケジュール

		本計画の対象範囲		
		再 整 備		
整備	第 1 期	第 2 期		第 2 期（第 3 次以降） ・ 第 3 期
		第 1 次	第 2 次	
実施年度	1990（平成 2） ～ 2001（平成 13）	2002（平成 14） ～ 2010（平成 22）	2023（令和 5） ～ 2026（令和 8）	2027（令和 9）以降
整備範囲 （整備面積）				
	(3.5ha)	(1.3ha)	(3.6ha)	(4.4ha) 基本設計に基づく整備の完了

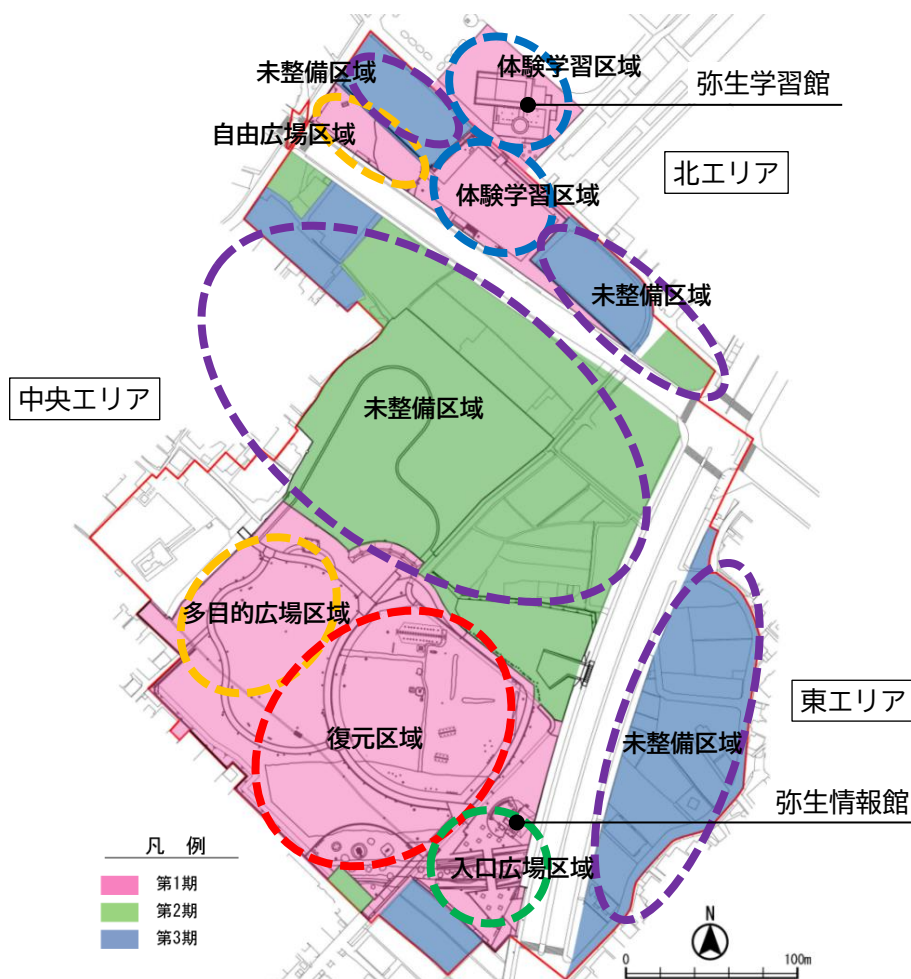


図 1-1 時期別整備地図



写真 1-1 第 1 期整備地(入口広場区域)



写真 1-2 第 1 期整備地(復元区域)



写真 1-3 第 1 期整備地(多目的広場区域)



写真 1-4 第 1 期整備地(体験学習区域)



写真 1-5 第 2 期整備地



写真 1-6 第 3 期整備地

第2節 委員会の設置と経緯

1 委員会の設置

計画策定は、和泉市、泉大津市が共同し、文化庁の補助事業として実施した。期間は、2021（令和3）年度の1ヶ年とし、本計画を策定するにあたり、「史跡池上曽根遺跡再整備計画委員会設置規約」（令和3年4月6日施行）に基づき、考古学、遺跡整備、環境学、観光学の学識経験者によって構成される「史跡池上曽根遺跡再整備計画策定委員会」（以下、策定委員会）を設置した。

策定委員会は、文化庁及び大阪府教育庁の指導・助言をふまえて、再整備・第2期第2次整備計画を検討した。

<組織>

委員

委員長	伊藤 淳史	考古学	京都大学大学院文学研究科附属 文化遺産学・人文知連携センター 助教
副委員長	今西 純一	環境	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 地域生態学研究グループ 教授
	長友 朋子	考古学	立命館大学 文学部教授
	前川 歩	遺跡整備	独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター 主任研究員
	永瀬 節治	観光	和歌山大学 観光学部准教授

指導・助言 市原 富士夫（文化庁文化資源活用課 整備部門 調査官）
大阪府教育庁文化財保護課

事務局 和泉市教育委員会 文化遺産活用課
泉大津市教育委員会 生涯学習課

2 委員会記録

検討委員会は2021（令和3）年度に3回開催した。

【第1回検討委員会】

日時：2021（令和3）年8月19日（木）13時30分～16時

会場：弥生学習館

<協議事項>

- ・委員長、副委員長の選出
- ・再整備・第2期第2次整備計画の概要と構成（目次）



写真 1-7 第1回検討委員会

【第2回検討委員会】

日時：2021（令和3）年11月29日（月）13時30分～16時

会場：弥生学習館

<協議事項>

- ・第4章、第5章について



写真 1-8 第2回検討委員会

【第3回検討委員会】

日時：2022（令和4）年3月11日（金）13時30分～15時30分

会場：弥生学習館

<協議事項>

- ・全体の構成と修正について



写真 1-9 第3回検討委員会

第3節 池上曽根遺跡の概要

1 遺跡の位置

池上曽根遺跡は、和泉市池上町、泉大津市曽根町に広がる。和泉市・泉大津市は現在の行政区画では2市に分かれるが、古代には和泉国の一部をなし、内陸に位置する和泉市域に和泉国府が、大阪湾に面する泉大津市域に国府外港が置かれていたといわれる。古くから両市の関係性は強く、史跡池上曽根遺跡の名称についても和泉市池上町、泉大津市曽根町に広がることに由来しており、歴史上、両市は分かちがたい環境にある。

和泉市と泉大津市の市境付近は、おもに信太山丘陵の北西端部にある低位段丘及び扇状地が侵食されて段丘化した微高地で、そこでは古くから人びとが生活を営み、多くの遺跡を形成した。池上曽根遺跡もそうした遺跡の一つである。

現状ではほぼ平坦であるが、段丘面を開削して刻まれた数メートル規模の埋没谷や埋没河川がいくつも存在することが確認されており、自然流路がルートを変えながら流れていたことが窺える。北西方向約1.8km先には当時の海岸線があり、遺跡から海岸線までは湿地帯が広がっていた。

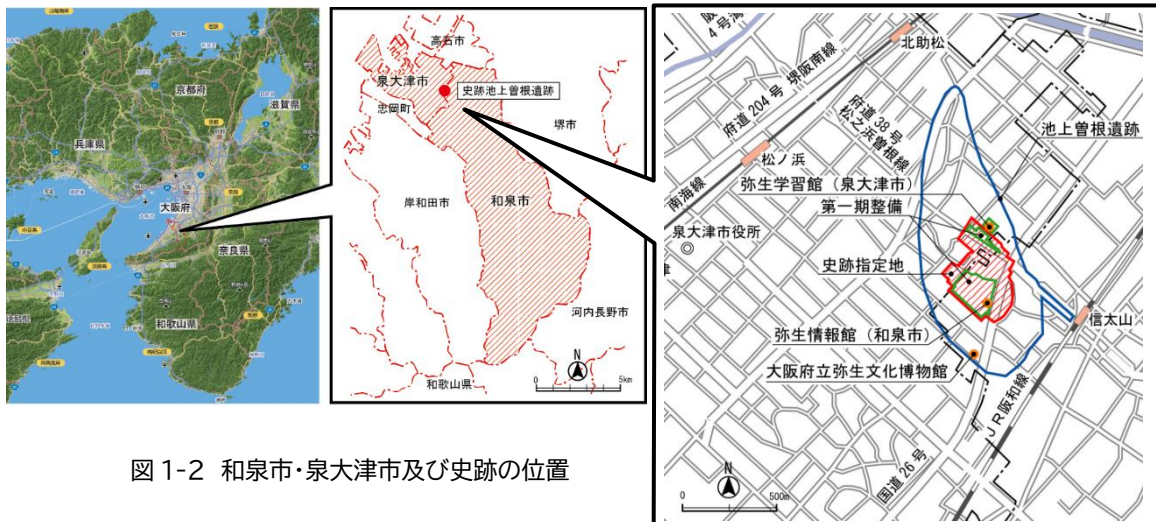


図1-2 和泉市・泉大津市及び史跡の位置

2 発掘調査の概要

1903（明治36）年頃、池上町在住の南繁則氏による遺物の発見がきっかけとなり、池上曽根遺跡の存在が明らかとなった。1964（昭和39）年に建設省により「第二阪和国道」の建設計画が発表されたことで本格的な発掘調査を実施することとなった。1967（昭和42）年に、大阪府教育委員会が範囲確認調査を実施し、南北約1,000m、東西約500mの範囲に遺跡が広がっていることを確認し、国道予定地の発掘調査が実施されることとなった。1969（昭和44）年から発掘調査が開始され、弥生時代中期を中心とした巨大な環濠集落であることが判明した。稠密に分布する遺構が検出されるとともに、多種多様な土器、石器、木製品、動植物遺骸等が膨大に出土したことから、弥生時代の集落構造の発展過程の実態を実証的に把握することができる遺跡と評価され、1976（昭和51）年4月26日に国の史跡に指定された。

史跡を保存するための整備事業計画が進められ、1990（平成2）年より史跡整備に伴う発掘調査が実施された。第1期調査（1990（平成2）年～2000（平成12）年）、第2期調査（2001（平成13）年～2007（平成19）年）、第3期調査（2011（平成23）年～2013（平成25）年）の3期にわたり、約9,000㎡を調査した。

第1期調査では、集落の中心部で弥生時代最大級の大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸を検出し、その周辺からは、祭祀にともなうと考えられる遺構群も検出された。また、環濠周辺に居住空間を検出する等、多くの成果を得ることができた。さらに大型掘立柱建物の柱穴から出土した柱材を測定した結果、そのうち1本が紀元前52年に伐採されたことが明らかとなり、弥生時代の実年代観を100年さかのぼらせるものとして、世間に大きなインパクトを与えた。これらの成果を基に第1期整備は、大型掘立柱建物を中心とした弥生集落の再現を前提に進められた。

第2期調査では掘立柱建物等が検出され、第3期調査では環濠の外側で斜面に石を貼り付けた方形の土壇状の遺構が検出された。史跡指定後に実施された3期にわたる発掘調査によって、池上曽根遺跡の重要性、多様性がいっそう浮き彫りになった。



写真 1-10 大型掘立柱建物



写真 1-11 大型割り抜き井戸



写真 1-12 大型掘立柱建物の柱材

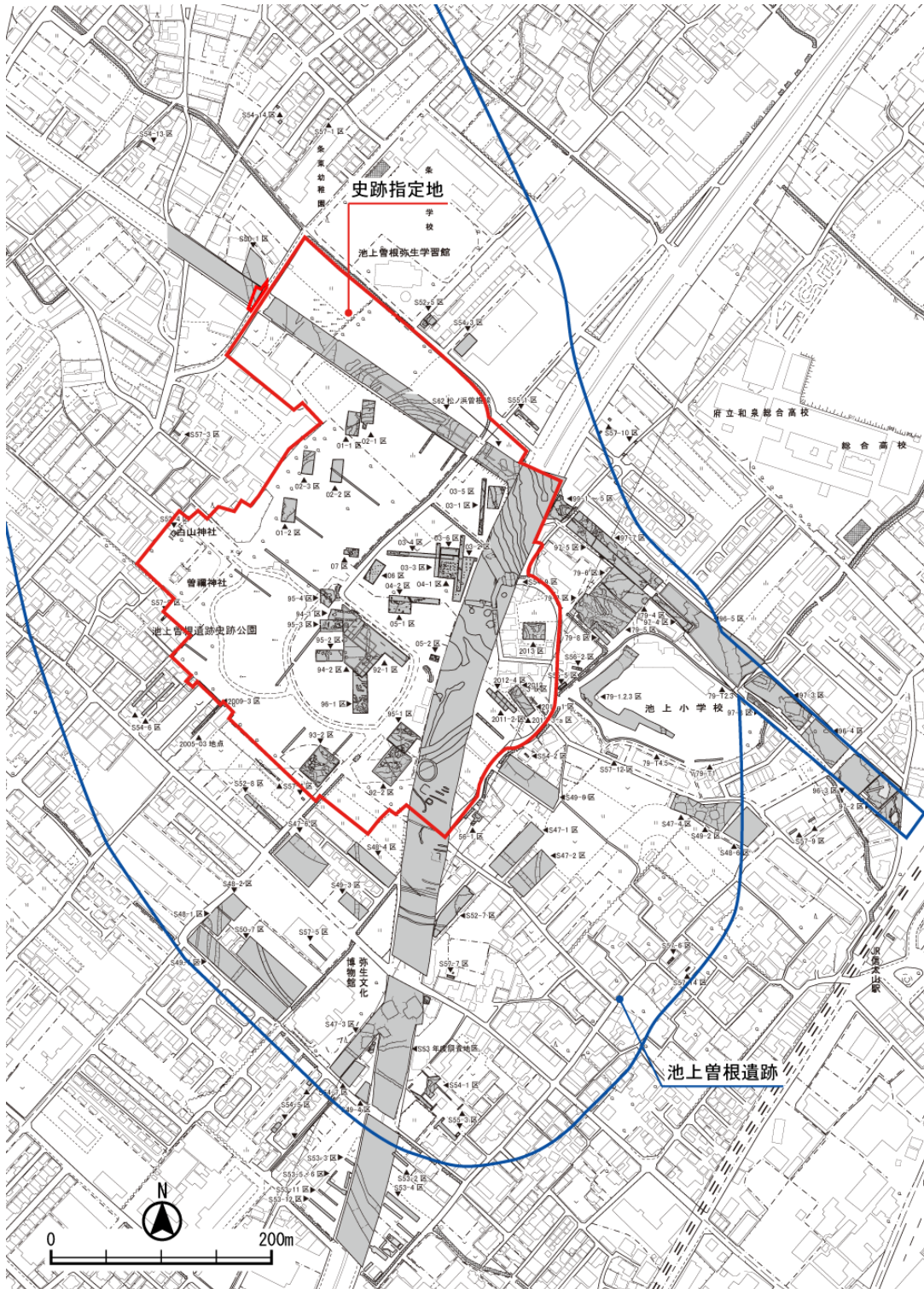


図 1-3 池上曾根遺跡調査地点

第4節 整備事業について

和泉市、泉大津市では池上曽根遺跡の保存活用を図るため、指定地の公有化を進めるとともに、大阪府も加わって整備計画を作成した。それに基づき1995（平成7）年から2001（平成13）年にかけて、第1期整備事業を実施し、引きつづき第2期整備のための発掘調査及び基礎整備を実施した。

再整備・第2期第2次整備計画を策定するにあたり、1989（平成元）年度に作成された「史跡池上曽根遺跡整備計画基本構想」（以下、基本構想）における基本理念や基本方針をあらためて以下に記し、これまでの整備内容を確認する。

1 史跡池上曽根遺跡整備計画基本構想

《基本理念》

国指定史跡池上曽根遺跡を保存、復元整備するとともに、都市化が進展する地域に広がる歴史公園として都市計画との整合を図り、都市機能の充実に努め、魅力ある史跡公園として多くの人びとに親しまれ活用される計画とする。

《基本方針》

1. 池上曽根遺跡の意義、内容を深く理解できる場とする

環濠を原位置にイメージ的に復元し、集落単位のトータルな空間を再現する。住居、井戸、方形周溝墓等の生活施設を復元し、当時の植生（有用植物、自然植生）も再現する。また、屋外での解説やサイン展示、定期的な遺物の展示を行い、弥生文化博物館との連携を深め、衣・食・住に関する製作や農耕生活の体験を通じ弥生時代の生活様式を体感できるようにする。

2. 地域の歴史、文化財等に興味をいだく契機となる役割を果たす場とする

池上曽根遺跡の変遷を理解するため、弥生時代の水田から条里制に至る古代の農耕技術を解説展示する。また、古代・中世の遺跡の変遷の解説展示も行う。

文化財保存技術の研究、研修を重ね、発掘調査過程の解説展示を行い、出土品を組み立て展示する。地域の歴史、文化財に関するイベントを開催し、周辺の遺跡や博物館、美術館等を結びつけるネットワークの一つの拠点とする。

3. 都市基盤施設としての緑地・レクリエーション空間として機能する場とする

自然味あふれる緑豊かな緑地空間として機能するため、郷土の森を育成し、自然学習の場とする。急速に市街化が進行する本地域であるため、都市計画との整合性を図りつつ史跡外周部、国道26号・新設府道の沿道部に緑地帯を設置し、季節感あふれる植栽計画を行う。

幼児から老人まで利用できる多目的空間、ピクニックからスポーツまで楽しめる多目的空間、地域のコミュニティ活動から多様なイベントまで開催できる空間を設置し、憩い、集い、楽しめるレクリエーション空間を創造する。

2 第1期整備事業の概要

1. 大規模遺跡総合整備事業から地方拠点史跡等総合整備事業へ

1990（平成2）年度から基本計画、基本設計を行い、1995（平成7）年度より事業面積3.5ha、事業期間5ヶ年（1995（平成7）年度～1999（平成11）年度）、補助対象経費10億円（国50%、府25%、市25%）で第1期整備を実施することになった。1997（平成9）年度に「地方拠点史跡等総合整備事業（歴史ロマン再生事業）」に移行し、事業期間を2000（平成12）年度迄の6ヶ年、補助対象額12億円に改めた。

この整備事業実施中に体験学習施設について再検討を行い、南部の公園入口に建設予定だった体験学習運営施設は史跡公園のインフォメーションと便益施設としての機能に特化することとなり弥生情報館として整備した。また、史跡指定地の北に隣接する畔田公園内に弥生時代の体験学習ができ、出土品の保管・展示機能も備えた体験学習管理施設を建設することとなり弥生学習館として整備した。

2. 事業内容

主な整備内容は、以下のとおりである。

- 1) 弥生時代の地形、植生の復元、大型掘立柱建物、大型割り抜き井戸、竪穴住居等の復元によって、弥生時代の生活空間を再現した。

- 2) 来園者が「弥生時代」や「池上曽根遺跡」について学ぶとともに、当時の生活を追体験するために必要な情報を与えるための施設を建設した。
- 3) 体験学習のための講座や実習を行うとともに、史跡公園の管理を行うため、史跡北側の隣接公園内の体験学習管理施設を建設した。
- 4) 公園設備として電気設備、給排水設備、フェンス設置、園路工、広場造成等を行った。

なお、1) 2) 4) の大半が和泉市域に位置することから、これらの実施については和泉市が事業主体となって整備し、3) は建設場所が泉大津市の都市公園内となることから、泉大津市が事業主体となった。

2001（平成13）年5月、史跡指定地の約1/3に当たる3.5haが池上曽根史跡公園として開園した。



写真 1-13 復元広場



写真 1-14 弥生学習館



写真 1-15 芝生広場



図 1-4 第1期整備

3 第2期第1次整備事業の概要

第1期整備事業終了後、直ちに第2期整備事業の一環として第2期発掘調査に着手した。その成果を受けて、2008（平成20）年に基本設計の改定が行われた。また、第2期整備予定地の一部（図1-5 着色部）、第1期整備地の北側に隣接した8,000㎡に対して第2期第1次整備事業として盛土し、多目的な広場造成を行った（2008（平成20）～2010（平成22）年度）。盛土は第2期整備事業の予定盛土高の約50%に止め、本格整備の段階での調整を可能にした。

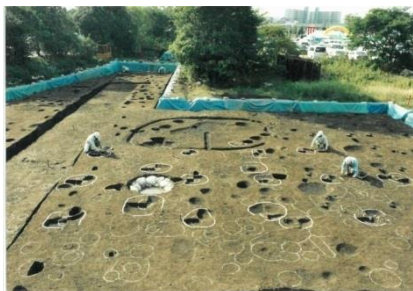


写真 1-16 発掘調査の状況



写真 1-17 盛土

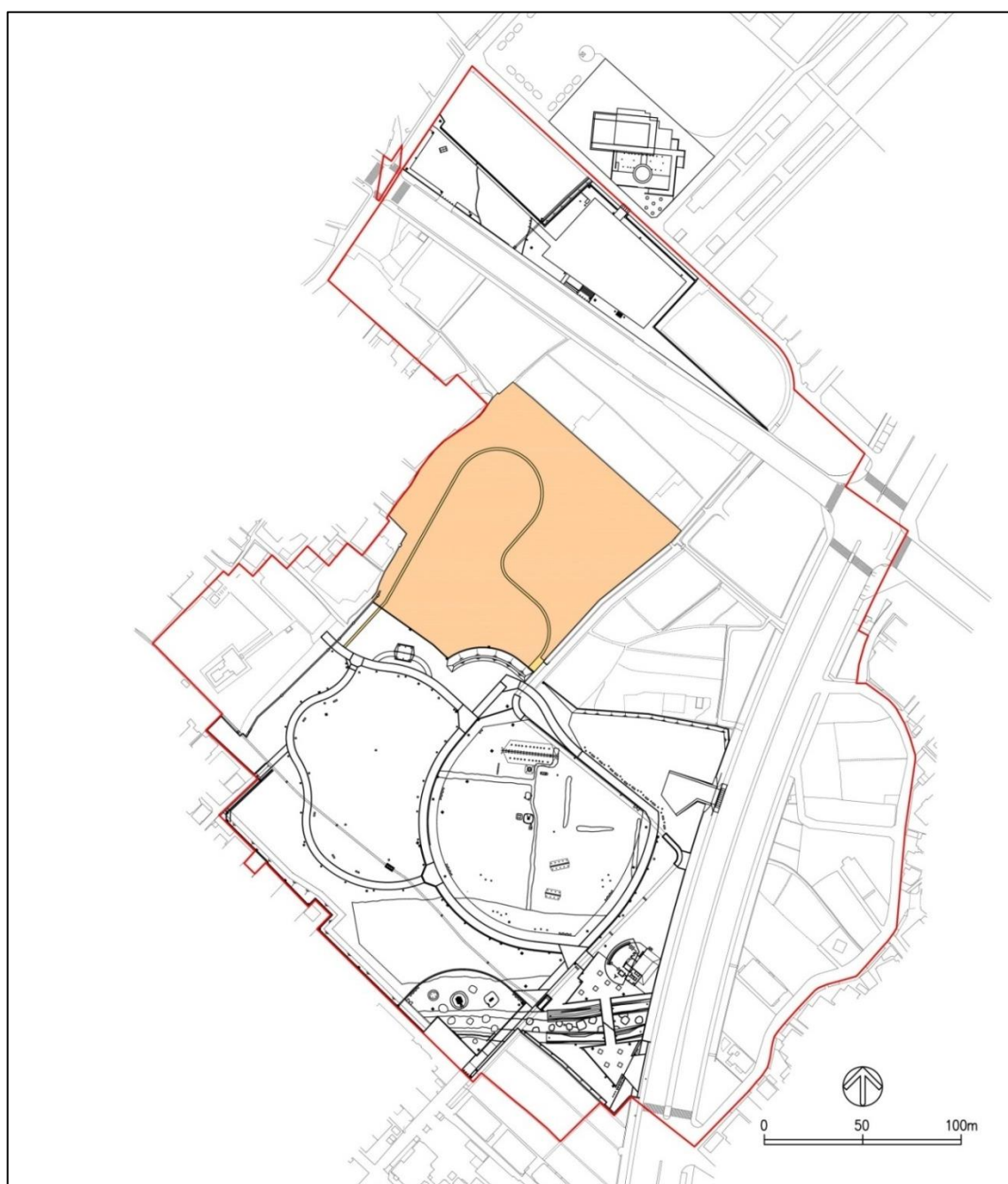


図 1-5 第2期第1次整備

4 史跡池上曾根遺跡整備基本設計

基本計画に基づき、1991（平成3）年度に「史跡池上曾根遺跡整備基本設計」を作成した。その後、平成2年度以降の発掘調査成果を基に、1994（平成6）年度に指定地南部の第1期整備予定地に対して基本設計の改訂を行い、第1期整備事業が終了した後、直ちに第1期整備地の北側一帯を対象に第2期発掘調査を実施した（2001（平成13）年度～2007（平成19）年度）。その成果を踏まえ、2008（平成20）年度に基本設計を改訂した。



図1-6 基本設計平面図

第2章 現状と課題

第1節 整備からの20年を経て

1 史跡の本質的価値について

2020（令和2）年に策定された史跡池上曽根遺跡保存活用計画において史跡池上曽根遺跡の本質的価値とその構成要素について整理を行った。

指定理由によれば、池上曽根遺跡は、「近畿地方における稀に見る大規模なしかも長い歴史を有する集落跡であり、その構造なり展開も極めて重要な所見をもたらすものである。単に弥生時代の実態を伝えるだけでなく、古代史の動向なり展開をうかがう上で大きな意味を持つ遺跡」とされている。弥生時代の全時期を通じて人びとが暮らした集落であり、周囲に二重の環濠を巡らせた大規模集落であることが、大きな指定理由であり、「弥生時代を通じて営まれた、全国有数の大規模環濠集落」ということが、もっとも根本的な本質的価値といえる。

弥生時代を通じて営まれた全国有数の大規模環濠集落

1. 環濠が二重に巡る大規模な集落

池上曽根遺跡で集落が成立した初期段階である前期後半には、すでに環濠が掘られている。中期初頭には前期で掘られた環濠を廃し、ひと回り大きな直径約300mの環濠を掘削する。最盛期を迎える中期後半には、環濠が囲む範囲がさらに広がるうえに、外側にもう1本の濠が掘削され、二重の環濠で南北450m以上、東西320m以上を囲む複合的な構造をもつ集落へと発展・変貌する。池上曽根遺跡の展開を考えるうえで、環濠の消長は大きな手がかりを与えてくれる。

2. 集落中心に位置する大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸

弥生時代中期後半、集落の中心には大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸が南北に並んでいた。これらはそれぞれが全国的にみてもきわめて大規模な建造物であり、また掘立柱建物と井戸が明らかに関係性をもって配置されている事例は列島では類がなく、池上曽根遺跡の弥生集落としての希少性と特殊性を端的に示すものである。大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸は、池上曽根遺跡の性格や周辺地域の集団との関係を考察するうえでも、重要なものである。

3. 祭祀、生産、生活の場を意識した集落の空間構成

弥生時代中期後半に最盛期を迎えた池上曽根遺跡の大環濠集落では、空間を「祭祀」・「生産」・「日常生活」・「墓域」等の役割で区分していたことがわかっている。池上曽根遺跡は、集落全体を目的別に区画し空間を使い分けていたことがわかる非常に貴重な事例であり、弥生時代の集落研究に大きく寄与することは明らかである。

4. 活発な生産活動と流通拠点

池上曽根遺跡からは、土器、石器、木器、金属器等多種多様な遺物が豊富に出土しており、活発な生産活動・交流が行われていたことが明らかになっている。このような出土遺物や遺構が示す集落内での活発な生産活動と遠方との物流は、池上曽根遺跡がモノと人との交流の一大拠点であり、和泉地域と他地域を結ぶ重要な結節点であったことを物語っている。

5. いまなお地下に眠る、多くの遺構、遺物

池上曽根遺跡において発掘調査が完了した範囲は史跡指定地全体の 1/4 にすぎず、史跡の 3/4 は未調査である。調査が完了した部分についても、弥生時代中期後半の遺構確認を目的とし、遺跡の保存を前提とした調査であったため、中期後半以前の遺構・遺物は未調査のまま地下に遺されている。池上曽根遺跡の地下には今なお多くの重要な遺構、遺物が眠っており、今後の調査等で新たな発見がなされる可能性を大いに秘めている。

6. 弥生時代研究における画期的な成果

池上曽根遺跡の発掘調査成果に基づく研究成果は、これまで、弥生時代研究に 3 つの大きなインパクトを与えた。1 つ目は、国道 26 号の調査において弥生時代前期から後期に至る大規模な集落であることが明らかになったことである。2 つ目は、集落の中心から大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸が関係性をもって確認され、大型掘立柱建物の柱材の一つが年輪年代測定法により紀元前 52 年に伐採されたという結果が出たことである。3 つ目は大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸の存在がマスコミ等で大きく報道されたことから、研究者間だけでなく世間からも大きな注目を集め、多方面から池上曽根遺跡の集落論について考察・議論されたことである。このように、池上曽根遺跡の調査は、学術・研究史上に大きなインパクトを与え、世論も巻き込む考古学ブームを生み出した。

2 本質的価値を伝えるために

池上曽根遺跡の特徴をよりリアルに、よりわかりやすく理解でき、弥生時代について学ぶことができるよう、また感じられるように、発掘調査の成果をもとに復元施設等を整備した。復元する際には、史跡公園全体にストーリーをもたせることで池上曽根遺跡に暮らした人びとの生活に入り込むことができるように配慮した。

大型掘立柱建物の柱のひとつが、年輪年代測定により紀元前 52 年に伐採されたことが明らかになったことから、史跡公園全体を池上曽根遺跡が最も栄えた「紀元前 50 年前後の集落の様子」をテーマにしている。

1 復元施設

○復元広場（祭祀空間）： 図 2-1 ①②③⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑬

発掘調査の成果を受けて、集落中心部の祭祀空間を復元した。祭祀空間の中心には、全国でも最大級の大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸を復元し、来園者にインパクトを与えている。その大きさだけでなく、大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸がセットで確認されている例は他に無く、池上曽根遺跡の大きな特徴である。上屋構造は調査で判明しなかったが、整備委員会で検討したうえで決定し、弥生時代にできるだけ近い工法を用いて整備した。大型掘立柱建物の内部構造や床板も当時の工法を採用し、建物内で祭祀を行ったことを想定して内部の柱に木偶を取り付ける等、細部にもこだわって復元している。

大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸の周りには、祭祀に関わる遺構を復元した。なかでもサヌカイト埋納遺構は全国でも類をみないものであり、本質的価値を伝えるために重要な復元施設である。

祭祀空間の周辺には金属器製作を含む工房群が広がることを想定して掘立柱建物を復元した。掘立柱建物の上屋構造は、弥生時代の絵画土器を参考に決定した。絵画土器に描かれている建物屋根は、切妻造と寄棟造がおおよそ半々であることから、両方の屋根形状の建物を 1 棟ずつ復元した。またうち 1 棟は、風を嫌う作業を行っていたことを想定し、草壁を取り付けた。集落の中心部に近い場所に、生産のための場があったことを復元することにより、金属器の生産がいかに重要であったかを示している。

○復元広場（居住空間）： 図 2-1 ④⑮

環濠の内外に見つかった多くの竪穴住居のうち一部を復元施設により表現した。池上曽根遺跡は 500 年にわたって人びとが暮らした集落であることから、複数世代の暮らした住居が同時併存すると想定した。史跡公園のテーマである「紀元前 50 年前後」は、ちょうど竪穴建物の平面形が円形から方形へ移り変わる時期であることから、円形と方形を復元し、また、先代の住居は撤去されず、自然に風化していったと想定し、埋もれた住居、埋もれかかった住居を同時に表現することで、時間の移り変わりを表現した。自然素材を使用し、できるだけ弥生時代の工法を用いて復元したことで、弥生時代のくらしをわかりやすく伝え、当時の人びとが暮らした住居環境について理解することができるように配慮した。

○環濠： 図 2-1 ⑧⑫

池上曽根遺跡が環濠集落の最も重要な本質的価値である。環濠について理解を深められるように様々な形で復元している。復元広場（居住空間）では、史跡公園のテーマである「紀元前 50 年前後」の環濠の状況として、内側の環濠は埋没し、外側の環濠が開口している様子を復元し、入口広場では、発掘調査での出土状況を復元した。復元方法を工夫したことで、池上曽根遺跡に対する理解だけでなく発掘調査の様子なども理解できるようにし、考古学をより身近に感じ、その成果で史跡公園が整備されたことを伝えることができるよう工夫した。

2 施設

○弥生情報館

池上曽根遺跡及び史跡公園の理解を深めるための入口となるガイダンス施設である。また、ボランティアガイドの拠点、情報発信の拠点となるよう設置した。

○弥生学習館

池上曽根遺跡の歴史を概観し、弥生時代に関連した体験学習を行うことを目的として設置された施設である。館内には「見る」以外に「触れる」・「聞く」・「装う」・「つくる」などの要素を持つ展示と体験学習が随所に盛り込まれている。

3 設備

弥生時代の集落のイメージを壊さないよう、できる限り看板やその他設備の形状に配慮したり、配置数を少なくしたりした。

4 樹木

○史跡公園内

発掘調査の際に実施した花粉分析で見つかった樹種を中心に、植樹を行い弥生時代の植生に近づけるようにした。

○史跡公園外

史跡公園内を外部と遮断した弥生時代の空間を演出するため、道路との境界には街路樹を配置した。

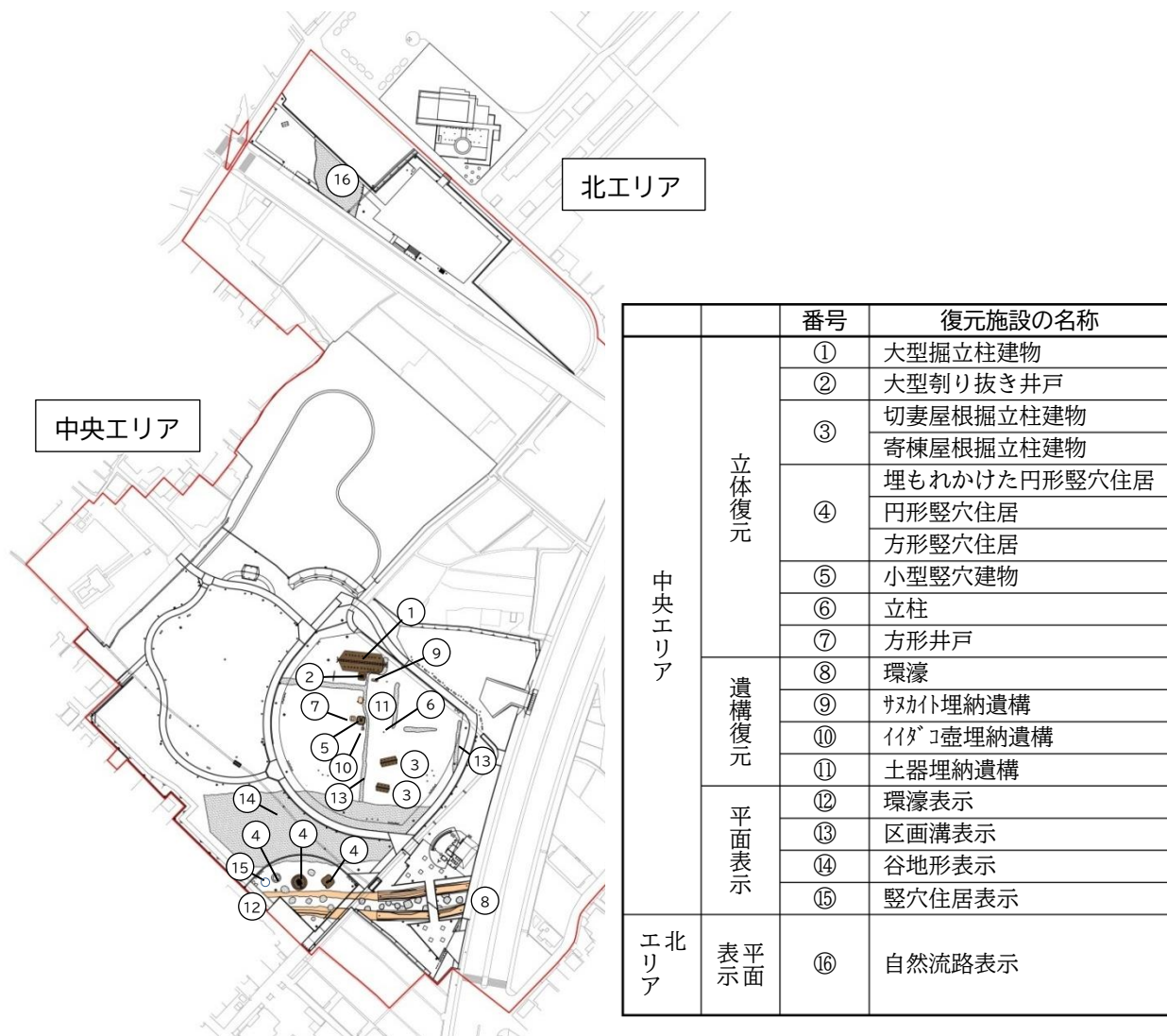
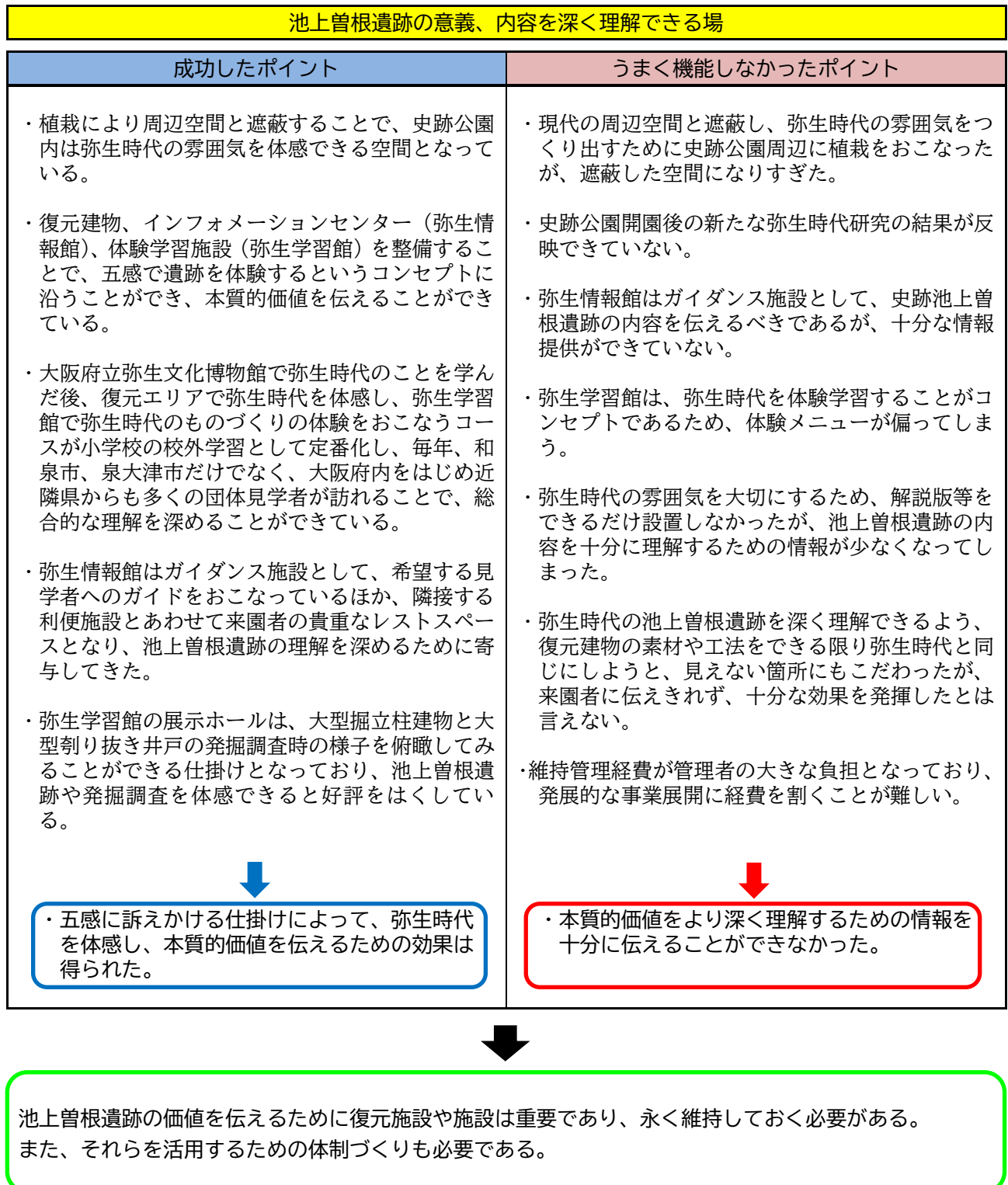


図 2-1 史跡指定地内の復元施設の位置図

3 本質的価値をどのように伝えてきたか

整備から20年経過し、史跡池上曽根遺跡の本質的価値をどのように伝えることができたか、史跡公園が果たしてきた役割とはどのようなものであるのかについて、史跡池上曽根遺跡整備計画基本構想における基本方針に沿ってまとめる。



地域の歴史、文化財等に興味を抱く契機となる役割を果たす場

成功したポイント	うまく機能しなかったポイント
・ 復元施設、特に大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸は池上曽根遺跡を象徴するものとして広く周知されており、池上曽根遺跡を知るきっかけとなっている。 ・ 弥生学習館は、展示も体験であるという考え方により自ら行動をおこさないと見学できないよう、引き出しに収納されていたり、のぞき込まないと見ることができなかったりする仕掛けとなっており、子供たちが引き出しを覗き込む姿がよく見受けられ、好奇心を抱かせることに成功している。 ・ 弥生学習館では、事前予約なしで弥生時代について体験できる体制を整えているほか、定期的に学習体験講座、文化財を学ぶ講座、出張講座を実施し文化財への興味を引き出している。 ・ 史跡公園で様々なイベントを実施することで、歴史に興味のない方にも史跡公園に足を向けてもらい、歴史に興味を抱く契機を作っている。 ・ 史跡公園と大阪府立弥生文化博物館が連携して事業や見学者の受け入れを行うことで、来訪者の満足度を上昇させることができている。 ・ 大阪府立弥生文化博物館、弥生情報館、弥生学習館が連携した企画展や講座を実施することで、老若男女にアプローチできている。 ↓ ・ 史跡公園にある復元建物や施設は、本質的価値を伝えるためにそれぞれが機能し、池上曽根遺跡を中心とした地域の歴史や文化財等に興味を抱く契機を作り出すことができた。	・ 史跡と知らずに来園した利用者に、弥生時代の遺跡であることを伝える機会の創出が足りなかった。 ・ 大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸のイメージが強すぎて、その他の部分の興味や理解の深化が図れていない。 ・ 弥生学習館では、ものづくりに重点を置きすぎ、作ったことでどのように弥生時代を学ぶか、池上曽根遺跡とはどのような遺跡なのか、という点にまで踏みこむことができない講座があった。 ・ 弥生情報館での情報発信が不十分であったため、歴史への興味を深める機会を十分に作れなかった。 ↓ ・ 池上曽根遺跡に興味を抱かせることには成功したものの、それを深化させるには至らなかった。



遺跡や歴史に興味がある・ないにかかわらず、地域の歴史に対しての興味や理解を引き出すための仕掛けづくりが必要である。

都市基盤施設としての緑地・レクリエーション空間として機能する場

成功したポイント	うまく機能しなかったポイント
・史跡公園という広い空間は、イベントなどにも活用され、地域のコミュニティの場となっている。 ・本質的価値を伝えるために、まず史跡公園に足を運んでもらう必要があることから、老若男女がピクニックやスポーツなどを楽しめ、地域のコミュニティ活動や多彩なイベントが開催できる空間を設置した。このことで、多くの人々が日常的に利用しやすい空間となっている。 ・地域住民からは日常的に散歩やウォーキングコースとして利用されたり、地域活動の場としてグラウンドゴルフやバザー等で活用されており、地域に根付いた史跡公園となっている。 ・地域住民を中心として組織された任意団体「池上曽根遺跡史跡公園協力会」（和泉市）、「池上曽根弥生学習館協力会」（泉大津市）のおかげで、地域住民がより池上曽根遺跡に愛着を持ち、また地域の宝として外部に発信する役割を担ってきた。	・弥生時代の植生（有用植物・自然植生）に配慮した植樹を再現し、季節感あふれる植栽をおこなったが、管理が難しく、管理上の都合を優先した結果、再現した弥生時代の植生が崩れてしまったと同時に、憩いの広場となるはずの広場の芝生が根付かなかった。 ・緑が少なく日影が少ないという「長時間滞在がしにくい公園」になっている。 ・大規模なイベントの実施は、池上曽根遺跡の認知度を上げるために一定の効果をあげたが、イベント時以外の集客にはつながらなかった。 ・史跡公園中央エリアの日常管理と来園者への解説、案内は「池上曽根遺跡史跡公園協力会」が担っているが、メンバーの減少、高齢化が進んでおり、結成当初のような精力的な活動が実施されにくくなっている。 ・史跡公園北エリアは、「池上曽根弥生学習館協力会」が第1期整備地及び未整備地の一部の日常管理を担っているが、メンバーの減少、高齢化により、結成当初のような精力的な活動が実施されにくくなっており、協力会主催のイベント開催にあたって、支障が出てきている。



・市街地化が進むなかで、史跡公園は貴重なレクリエーション空間としての役割を果たしている。



・緑地が少なく、来園者にとって長時間にわたって過ごしやすい空間となっていない。



緑地や休憩できる場所、施設を増やすことで、より市民が集い憩える空間を創出する必要がある。

第2節 史跡整備の現状と課題

整備から20年経過したからこそ見えてきた課題がある。現在抱えている課題を解決し、新たな視点で見直すことは、史跡池上曽根遺跡の本質的価値を適切に伝えるために必要であることから、課題について整理する。

1 整備から20年経った史跡公園の課題

1. 復元施設

○大型掘立柱建物と井戸を中心とした祭祀空間の課題

- ・本来は、大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸を中心とした祭祀空間として見せる予定であったが、大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸のインパクトが強く、周辺の祭祀空間についての興味や理解の深化が図れていない。
- ・弥生時代には梯子状の階段で出入りしていたという想定で、梯子状階段を設置したが、一般の見学者が上るには安全性に問題があり、内部の見学は基本的にはできない。建物内部を見たいという来園者の声に答えることができていない。
- ・製作時のクオリティの高さと規模の大きさから、維持管理費が膨大になり、また点検・修繕計画が無いことから、迅速で計画的な修繕がしづらい状態にある。
- ・自然のままの材料を使用しており、腐朽や虫害についての対策が必要である。
- ・祭祀に伴う遺構の復元施設について、耐久性に問題があり、何度修復しても破損してしまう状態であり、復元施設に蓋をして保護するなどしているが、それが自由な見学を阻害し、また弥生時代の祭祀空間としての空間イメージを崩している。
- ・設置のコンセプトや、池上曽根遺跡の内容について知らせる手段が薄く、復元施設の効果が十分に発揮されていない。
- ・台風（雨、風）地震などの自然災害等への対策が取られていない。また防災設備の定期点検が必要である。

○掘立柱建物についての課題

- ・なぜこの位置に掘立柱建物が存在するか、なぜ2種類あるのか説明が足りていない。
- ・自然のままの材料を使用したため、腐朽や虫害についての対策が必要である。
- ・周囲に風雨を遮るものが何もないことから、台風などの災害の際に被害をうけやすいことがわかったため、対策について検討が必要である。
- ・現在、災害対策の応急処置として、柱をコンクリートの擬木にしているが、復元施設としての発信力を高めるため、天然素材に戻す必要がある。また、交換した木材を建物周辺に保管しているが、見た目が悪くなっていることも課題である。

○竪穴住居群についての課題

- ・復元広場（居住空間）の復元コンセプトの説明が不十分である。
- ・自然のままの材料を使用したため、腐朽や虫害についての対策が必要である。
- ・竪穴住居内は管理の死角になる部分が多いため、管理上防犯、安全対策が必要である。
- ・埋もれかけた住居は、掘り込み内には周囲から土砂が流れ込み、柱穴が埋没、平面表示の竪穴住居は、土砂等の流れ込みにより不明確になっているなど、日常管理の方法を見直す必要がある。

○環濠についての課題

- ・遺構表示の表面がはがれ、環濠が重なりあう土色の違いの表現などがみえなくなっており、また周囲からの土砂が流れ込み、環濠の中に堆積し本来展示したい姿が保たれておらず、本質的価値を伝えることに支障をきたしている。
- ・環濠について、理解を深めるための解説が不足しており本質的価値を十分に伝えきれていない。

2. 施設

○弥生情報館の課題

- ・インフォメーション施設としての機能を十分に発揮できていない。
- ・中央エリアで唯一のトイレがあるが、当初の設計のままでは、管理に死角ができてしまい、防犯、安全性に問題がある。
- ・定期的な点検と適切な管理が必要である。

○弥生学習館の課題

- ・体験学習メニューが固定化されており、新しい魅力が薄く、リピーターが獲得できていない。
- ・資料展示のほとんどが備え付けで、展示替えを容易にできない構造である。
- ・定期的な点検と適切な管理が必要である。

○その他施設の課題

- ・公園利用者に対して、風雨や日差しをしのげるような休憩施設等が不足しているため、設置計画の検討が必要である。
- ・適切に維持管理するために必要な施設（ゴミ置き場等の管理施設）の配置計画が無い場合、景観を損なわない管理施設の設置計画と設置が必要である。
- ・中央エリアと北エリアは府道で遮られており、来園者にわかりにくい構造になっている。

3. 設備

○公園内の防犯対策のための課題

- ・防犯対策として施設の利用時間や利用範囲の制限等の検討が必要である。
- ・侵入を防ぎ施設を守るためのフェンス設置の検討が必要である。
- ・侵入に対する抑止力となる監視カメラ設置の検討が必要である。
- ・壊されないように強度を高める材質の検討が必要である。
- ・落書きされても容易に消せる表面塗装の検討が必要である。

○公園内での安全確保のための課題

- ・照明灯のデザインと配置の検討が必要である。
- ・段差に転落防止柵を設置するなどの安全対策の検討が必要である。
- ・将来、段差ができないように土砂の流出対策の検討が必要である。

4. 工作物

○経年劣化等に対する課題

- ・現状の把握と今後の方針の検討をおこなったうえで、現状の仕様と耐久性を考慮した仕様の比較及び持続可能な修繕計画の検討が必要である。

5. 樹木

○公園内の樹木に関する課題

- ・樹木の配置計画の検討が必要である。

○街路樹についての課題

- ・道路からの見通しが悪く、史跡公園を認識しにくいいため、適切な管理と、間伐等について管理者と協議する必要がある。

6. 活用

○弥生情報館、弥生学習館、府立弥生文化博物館の連携に関する課題

- ・各施設間の距離が離れ、道路で分断されるなど施設間の回遊力が弱いいため、より強固な協力体制等の検討が必要である。
- ・各施設を総合的に活用してもらうために、それぞれの役割を見直す必要がある。
- ・イベント等による幅広い活用のためには両市他部署等との連携が必要である。
- ・様々なイベントに対応可能な施設計画、設備計画の検討が必要である。

7. 管理運営

○今後の活用と管理運営に関する課題

- ・指定管理者導入等について検討が必要である。
- ・専門知識のあるスタッフの配置が必要である。

2 第1期整備地

①中央エリア



i 復元施設

a 立体復元	①	大型掘立柱建物
	②	大型割り抜き井戸
	③	切妻屋根掘立柱建物
		寄棟屋根掘立柱建物
	④	埋もれかけた円形竪穴住居
		円形竪穴住居
		方形竪穴住居
b 遺構復元	⑤	小型竪穴建物
	⑥	立柱
	⑦	方形井戸
	⑧	環濠
	⑨	サカト埋納遺構
c 平面表示	⑩	イダコ壺埋納遺構
	⑪	土器埋納遺構
	⑫	環濠表示
	⑬	区画溝表示
	⑭	谷地形表示
	⑮	竪穴住居表示

ii 施設

a 弥生情報館
b その他の施設

iii 設備

a 管理設備
b 電気設備
c 保存のための設備
d サイン・看板

iv 工作物

a 園路
b 広場

v 樹木

a 植栽
b 樹木

図 2-2 史跡指定地内の復元施設の位置と施設・設備一覧(中央エリア)

i 復元施設

a 立体復元

①大型掘立柱建物

池上曽根遺跡の中心部から発掘された建物跡は、南北 7m 東西 19.2m で弥生時代の建物としては大きく、井戸とセットで出土した例はなく、池上曽根遺跡の中心的な施設に位置づけられるため復元を行った。

周囲から目立つ大型掘立柱建物は、池上曽根史跡公園のシンボルとなっており、池上曽根遺跡が繁栄していた当時の状況を伝えるための重要な施設である。

- ・整備年度：1997（平成 9）年、1998（平成 10）年
- ・修繕年度：2017（平成 29）年——障泥板の一部
鳥止り、千木（南側）



○施設状況

（現状）・建物は、遺構の状況および出土した土器絵画から議論を重ね屋根倉形式の高床建物として復元した。

- ・屋根の仕様は、葦葺きで破損、劣化のたびに修繕を行っている。

（課題）・設置から 20 年経過し、傷みがみられる。

- ・葦葺屋根の修繕計画の検討が必要である。
- ・地盤の沈下、土砂流出がみられ、建物下の土間と広場面と 5 cm 程度の段差があり対策が必要である。
- ・土間には柱周りに掘り込み穴の大きさ（掘方）を表す表示があるが、土砂が堆積し見えなくなっている箇所がある。
- ・屋根回りの障泥板、破風板、腰板の改修の検討が必要である。
- ・北側千木の改修の検討が必要である。

○利用状況

（現状）・復元建物区域をフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。復元物に触れることについても制限はない。

- ・内部の公開に関しては、出入りは木製梯子しかなく十二分に安全に注意を払う必要があることから、職員付き添いの場合に限り公開している。

（課題）・傷みが激しくなると見学者の安全を考慮し、見学方法の制限が必要となる。

- ・安全に内部を公開するための仕組みが必要である。

②大型割り抜き井戸

クスノキの井戸枠は祭祀に使用した可能性が高く、大型建物とセットで出土した井戸は池上曽根遺跡では重要な施設として復元を行った。

祭祀の中心と考えられる井戸は、建物としては小さいが、弥生の環濠集落の生活を伝えるための重要な施設である。

- ・整備年度：1997（平成 9）年、1998（平成 10）年
- ・修繕年度：2016（平成 28）年——障泥板、千木
2019（令和元）年——井戸屋形

○施設状況

（現状）・井戸枠は直径 2.3m・厚さ 20cm・深さ 1.2m のクスノキで復元した。また、井戸屋形も復元した。



- ・2019（令和元）年度の修繕は、台風により井戸屋形が崩壊したため、柱は新材を使用し、屋根は葺きかえた。
- ・井戸枠のクスノキは乾燥が進んだため木材の合わせ目にすき間が目立つようになっている。また、水に接する箇所に腐食がみられる。

（課題）・井戸枠については経年劣化がみられるため、取り替え等検討が必要である。

○利用状況

（現状）・復元建物区域をフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。復元物に触れることについても制限はない。

（課題）・傷みが激しくなると見学者の安全を考慮し、見学方法の制限が必要となる。

③切妻屋根掘立柱建物

弥生時代に描かれた建物の絵には切妻屋根と寄棟屋根がほぼ等しい比率で描かれていることから、切妻屋根と寄棟屋根の掘立柱建物を各1棟復元した。

集落中心近くには金属器制作を含む工房群が広がっており、掘立柱建物がたくさん建てられていた。工房を示すため2棟の掘立柱建物を復元した。これらの建物は弥生時代の生産を伝えるための重要な施設である。

- ・整備年度：1999（平成11）年
- ・修繕年度：2012（平成24）年



○施設状況

（現状）・倒壊前に柱の根元が一部腐食している状況がみられた。

- ・傷みの少ない部材は再利用を行ったが、茅葺は葺き替えを行い、柱は強度を確保し、腐食による倒壊を防ぐために仮でコンクリート擬木とした。
- ・修繕に際し、当初の設置場所が分かるように南側に少し移動する形で再設置した。
- ・再利用できない部材は掘立柱建物に保存してある。

（課題）・柱について、仮の措置としてコンクリート擬木にしたが、史跡公園のコンセプトを考慮し、景観に配慮した耐久性のある柱と基礎形状の検討が必要である。

○利用状況

（現状）・集落中心近くには金属器制作を含む工房群が広がっており、掘立柱建物がたくさん建てられていた。工房を示すため2棟の掘立柱建物を復元した。これらの建物は弥生時代の生産を伝えるための重要な施設である。

- ・復元建物区域をフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。
- ・見学者の安全と復元物の破損状況を考慮し、周辺に柵を設置し内部に入っただけの見学を制限している。

（課題）・交換した部材の保管場所がなく、建物の中に置いていることから、景観を阻害しており、弥生時代の利用状況がわかりにくくなっている。

- ・自由な見学のためには、見学者の安全確保と接触による復元物の破損を防ぐ対策が必要である。

③寄棟屋根掘立柱建物

弥生時代に描かれた建物の絵には切妻屋根と寄棟屋根がほぼ等しい比率で描かれていることから、切妻屋根と寄棟屋根の掘立柱建物を各1棟復元した。

集落中心近くには金属器制作を含む工房群が広がっており、掘立柱建物がたくさん建てられていた。工房を示すため2棟の掘立柱建物を復元した。これらの建物は弥生時代の生産を伝えるための重要な施設である。

- ・整備年度：1999（平成11）年
- ・修繕年度：2018（平成30）年



○施設状況

（現状）・倒壊前に柱の根元が一部腐食している状況がみられた。

- ・2018（平成30）年度に修繕を行った。
- ・傷みの少ない部材は再利用を行ったが、茅葺は葺き替えを行い、柱は強度を確保し、腐食による倒壊を防ぐために仮でコンクリート擬木とした。
- ・修繕に際し、当初の設置場所が分かるように南側に少し移動する形で再設置した。
- ・再利用できない部材は掘立柱建物に保存してある。

（課題）・柱について、仮の措置としてコンクリート擬木にしたが、史跡公園のコンセプトを考慮し、景観に配慮した耐久性のある柱と基礎形状の検討が必要である。

○利用状況

（現状）・復元建物区域をフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。

- ・見学者の安全と復元物の破損状況を考慮し、周辺に柵を設置し内部に入っただけの見学を制限している。

（課題）・自由な見学のためには、見学者の安全確保と接触による復元物の破損を防ぐ対策が必要である。

④埋もれかけた円形竪穴住居

環濠周辺では多くの竪穴住居跡が発掘されており、集落内には使用されなくなった住居跡も存在したと想定し、埋もれかけた円形竪穴住居を想像復元した。

当時の環濠集落の風景を感じるためには重要な施設である。

- ・整備年度：2000（平成12）年

○施設状況

（現状）・折れた柱等の表現を行っていたが、いたずらや経年劣化により失われている。

- ・土化粧による埋もれかけた円形竪穴住居の形状については、傷みは少ない。

（課題）・現状の維持と劣化やいたずらへの対策が必要である。

- ・今後の活用について検討が必要である。

○利用状況

（現状）・復元建物区域をフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。

- ・現在は復元建物の傷みが激しいため復元建物区域の立ち入りを制限している。
- ・周囲から土が流れ込み、柱穴が埋まっているため、何を復元した状況なのかわかりにくい。



(課題)・自由な見学のためには、見学者の安全確保と接触による復元物の破損を防ぐ対策が必要である。

④円形竪穴住居

環濠周辺では多くの竪穴住居跡が発掘されており、紀元前 50 年頃、竪穴住居が円形から方形へと変化したことが判明した調査結果を表すため、方形竪穴住居と合わせて復元した。

円形竪穴住居は直径 6m の大きな穴の上に、4 本の柱で支える屋根をかけた姿をしており、のちの形状の方形竪穴住居と合わせて環濠集落の生活様式の変化を学ぶための重要な施設である。

- ・整備年度：1999（平成 11）年
- ・修繕年度：2019（令和元）年——屋根棟周り



○施設状況

(現状)・建物内の堰板がいたずらや経年劣化によりほとんど外れてしまった。

- ・垂木の根元が腐食し、き損している箇所があり、危険な状態である。
- ・柱には白アリによる被害がみられる。
- ・いたずらによる傷みが多く、茅葺屋根に傷みがあるが経年変化による構造上の問題はない。
- ・柱をつなぐツルの傷みが激しく外れている箇所が多い。
- ・周堤の外部も土化粧がなくなっている。

(課題)・堰板が外れている原因はいたずらと思われ、柱下部や基礎部の構造の再検討が必要である。

- ・柱等シロアリや腐食に強い木材の見直しが必要である。
- ・土化粧が崩壊し本来の周堤の表現ができていないため、化粧の材料等の検討が必要である。

○利用状況

(現状)・現在は復元建物の傷みが激しいため復元建物区域の立ち入りを制限している。

(課題)・自由な見学のためには、見学者の安全確保と接触による復元物の破損を防ぐ対策が必要である。

④方形竪穴住居

環濠周辺では多くの竪穴住居跡が発掘されており、紀元前 50 年頃、竪穴住居が円形から方形へと変化したことが判明した調査結果を表すため、円形竪穴住居と合わせて復元した。

方形竪穴住居は一辺 2.5m の四角い穴を掘り、周囲に原始的な壁を立ち上げた形状をしており、最も労力のかかる穴を作る作業を省略するための形状と考えられる。前の形状の円形竪穴住居と合わせて環濠集落の生活様式の変化を学ぶための重要な施設である。

- ・整備年度：1999（平成 11）年
- ・修繕年度：2017（平成 29）年——堰板
2019（令和元）年——屋根棟周り



○施設状況

（現状）・4本の柱の傷みが激しく、屋根を支えるには不安がある。

・復元当初建物内に設置していた鍋釣り等の設備は無くなっている。

・柱をつなぐツルの傷みが激しく、外れている箇所が多い。

（課題）・柱等シロアリや腐食に強い木材に変更する等の見直しが必要である。

○利用状況

（現状）・現在は復元建物の傷みが激しいため復元建物区域の立ち入りを制限している。

（課題）・自由な見学のためには、見学者の安全確保と接触による復元物の破損を防ぐ対策が必要である。



⑤小型竪穴建物

周辺には網のおもりやタコツボなどの漁具がたくさん出土し、近くに井戸も出土していることから水産物の加工施設ではないかと想像し、土屋根、半地下式の室として復元した。

一辺 1.5m と小さく深い竪穴で、その規模に比べて柱穴が大きいことから、重量のある構造と考えられ、漁業に関連した施設ということで、小魚などを発酵させて魚醬を作る室と考えられ、環濠集落の食生活を学ぶための重要な施設である。

- ・整備年度：1999（平成 11）年
- ・修繕年度：2013（平成 25）年——土屋根、観察用窓



○施設状況

（現状）・ゲリラ豪雨により土屋根が崩壊したため修繕を行った。当初は屋根全体に芝生が張られていたが根付かず、土舗装により復元した。

・内部がのぞけるように設置した観察用窓の合わせガラスはいたずらによる破損が顕著であったためポリカーボネートに交換した。

・人止め柵の金属部分に錆が見られる。

・屋根上部の樹皮置き蓋は強風による破損及び腐食により数回修繕を行った。

・安全対策のため周囲に侵入防止柵を設置している。

（課題）・ポリカーボネートは傷つきやすく透明感がなくなるため観察用窓に適した材質の検討が必要である。

・樹皮置き蓋の劣化が早いので、耐久性のある素材や設置方法の検討が必要である。



○利用状況

- (現状)・復元建物区域をフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。
- ・見学者の安全と復元物の破損状況を考慮し、周辺に柵を設置し土屋根に触れられないようにしている。観察窓からの見学には制限がない。
- (課題)・どのような用途で利用されていたかがわかりやすく伝わるような工夫が必要である。

⑥立柱

大型掘立柱建物の同時期で棟方向に直交して南北に立てられた立柱2基を、北側柱はケヤキ材(φ500、H=6.0m)と南側はマツ材(φ400、H=3.0m)で復元した。

弥生時代の信仰は十分に解明されていないが、これらの柱は弥生時代の信仰を学ぶための重要な施設である。

- ・整備年度：1999（平成11）年
- ・修繕年度：2016（平成28）年——再設置

○施設状況

- (現状)・南側立柱は2009（平成21）年に強風により倒壊した。
- ・北側立柱は根元が一部破損していたため、2010（平成22）年に来園者の安全を考慮し撤去した。
 - ・2016（平成28）年度に立柱2基の再設置を行った。再設置の際、両者ともに根元に鉄骨柱を通した。
 - ・南側立柱は、上端が二股になっているマツの柱が入手困難であったため、上端部のみコンクリート擬木で再現した。
 - ・北側立柱は、整備当初からの柱を再利用したため腐食が広がっている。
 - ・地表部の土盛りは踏圧により表面がはがれている。
- (課題)・南側立柱の上端部のコンクリート擬木は、経年と共に木材と色の変化が大きくなり景観上問題があるため、材質の見直しが必要である。
- ・柱材の腐食が進行しているので、耐久性のある防腐処理の検討が必要である。

○利用状況

- (現状)・復元建物区域をフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。復元物に触れることについても制限はない。
- (課題)・傷みが激しくなると見学者の安全を考慮し、見学方法の制限が必要となる。



⑦方形井戸

4本の柱に横板を渡して井戸枠とした最古の横板落とし込み井戸である。

周囲にはイイダコ壺など漁業に関連する遺物が多く、漁業に関連した遺構と同じエリアに復元することで、環濠集落の食生活を学ぶことができる。

・整備年度：2000（平成12）年



○施設状況

（現状）・井戸枠の木材に腐食がみられる。

・通常はいたずら防止のため鋼製の蓋を設置している。

（課題）・内部の小石がいたずらの道具として使われる可能性があるため、安全が確保できる展示の見せ方を検討する必要がある。

○利用状況

（現状）・復元建物区域をフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。

・復元物の破損状況を考慮し、鋼材による蓋を設置し見学を制限している。

（課題）・小石の持ち出しなど、復元物の破損につながるようなことがないように、展示方法や見学方法を検討する必要がある。

b 遺構復元

⑧環濠

中期始めに集落の外周を巡るように掘削された環濠は、最盛期を迎える中期後半に少し位置を変え、内濠として整備され、掘削されてからは埋まるとそのつど再掘削された。入口広場では発掘調査時の様子を再現するため、同時併存しない二条の環濠を復元したが、表面の土化粧が無くなり基礎の土が露出し流出している。

環濠は弥生時代の環濠集落の大きさを学ぶための重要な施設である。

・整備年度：1995（平成7）年入口広場

2000（平成12）年復元区域



○施設状況

（現状）・復元区域では中期前半の環濠は埋没し、その外側に中期後半の環濠が掘削された状況を復元したが、表面の土化粧が無くなり基礎のコンクリートが露出している。

・復元区域にある環濠土層断面表示は、表面の土化粧が流出し土層堆積表示が分からなくなっている。

・環濠底に土砂が堆積している。

（課題）・土化粧が崩壊し土が堆積したことで、当初計画の環濠表現ができていないため、土化粧の崩壊や土砂の堆積対策の検討が必要であり、き損部分については修復が必要である。

・土砂の堆積対策が必要である。

○利用状況

（現状）・入口広場周辺は自由に見学でき環濠内に入ることも可能である。復元建物区域はフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。

（課題）・傷みが激しくなると見学者の安全を考慮し、見学方法の制限が必要となる。

⑨サヌカイト埋納遺構

大型掘立柱建物と北側の立柱との間にはサヌカイトが530点余りと、石斧や赤色顔料を3箇所に分けて埋納した遺構が確認されたため、本物のサヌカイトを使用し復元した。

現在はこの遺跡は、サヌカイト剥片で「何か」を包み込んで埋めていた特殊な施設と考えられている。一部は長い年月で消滅したものと考えられ、弥生時代の祭祀を学ぶための重要な施設である。

・整備年度：2000（平成12）年



○施設状況

（現状）・復元した遺構に設置したサヌカイト剥片は、経年とともに失われ設置時より数が少なくなっている。

・FRP製の蓋を作成し、被せることによって土盛りされた状態を表現できるようにしたが使用していない。

（課題）・サヌカイト剥片が持ち出されることが無いよう復元方法の見直しが必要である。



○利用状況

（現状）・復元建物区域をフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。復元物に触れることについても制限はない。

（課題）・サヌカイトの珍しさが勝ってしまい、「なぜ、この場所にまともであるのか」という意味が見学者に伝わっていないために、手に取ってしまう可能性がある。遺構の意味をきちんと伝える努力が必要である。

⑩イイダコ壺埋納遺構

40点余りのイイダコ壺が埋納されていた遺構を漁業に関連し、祭祀空間を構成する要素のひとつとして復元した。

小型竪穴建物や方形井戸と同様に漁業に関連した施設として環濠集落の食生活を学ぶための重要な施設である。

・整備年度：2000（平成12）年



○施設状況

（現状）・遺構復元は、いたずら等で失われてしまい、現在は名板のみになっている。

（課題）・いたずらにより復元遺構が喪失しているため、展示方法、復元方法の見直しが必要である。

○利用状況

（現状）・破損し、失われたままとなっている。

・祭祀空間に存在した遺構を示すことができず、大型掘立柱建物周辺エリアの重要度を見学者に伝えることができていない。

（課題）・遺構復元されていることに気づいてもらう仕組みが必要である。

・イイダコ壺埋納の重要性やその意味を見学者に伝える努力が必要である。



⑪土器埋納遺構

口縁部と底部を打ち欠いた状態の土器を埋設した遺構である。

何故、口縁部と底部を打ち欠いた状態の土器を埋設したなど祭祀空間内には説明できない遺構が多く、池上曽根遺跡を学ぶための重要な施設である。

・整備年度：2000（平成12）年



○施設状況

（現状）・祭祀空間を構成する要素のひとつとして復元した。

・4箇所で復元したが、現在1箇所のみ残存している。

・残った復元遺構は、土のうで埋めたのち、鋼製の蓋を掛けているために通常見学できない。

（課題）・いたずらにより復元遺構が喪失しているため、復元方法の見直しが必要である。

○利用状況

（現状）・通常は見学できず、土器埋納遺構が復元されていることがわからない。

（課題）・土器埋納遺構の重要性やその意味を見学者に伝える努力が必要である。

c 平面表示

⑫環濠表示

環濠復元と合わせて環濠表示は弥生時代の環濠集落の大きさを学ぶための重要な施設である。

・整備年度：2000（平成12）年



○施設状況

（現状）・園路部のアスファルト舗装部全体に若干であるが土砂が堆積する。

・入口広場側は、境界表示の縁石は見えるが遺構表示の土舗装は流出したためか確認できない。

・復元区域の土舗装は、土砂が堆積し遺構表示が見えない。

（課題）・土砂の堆積対策の検討が必要である。

○利用状況

（現状）・自由に見学できるが、環濠表示と知らず通常の園路であると認識している見学者も多い。

（課題）・環濠が集落を囲んでいたことを見学者に知らせる努力が必要である。

⑬区画溝表示

復元区域内に空間を区切るために掘られたと考える溝を土舗装で表現した。

祭祀空間と工房空間など領域を分けるためと考えられる区画溝は池上曽根遺跡の空間構成を学ぶための重要な施設である。

・整備年度：2000（平成12）年



○施設状況

（現状）・土砂の堆積により、ほとんど確認できない状況である。

（課題）・土砂の堆積対策の検討が必要である。

○利用状況

- (現状)・史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっているが、どこにあるのかわからない状態である。
- (課題)・大型掘立柱建物周辺に区画溝があり、用途により場所を分けて利用していたことは、池上曽根遺跡の特徴であることから、見学者にわかりやすい平面表示の方法を検討する必要がある。

⑭谷地形表示

谷地形表示は池上曽根の広がりと周辺環境を学ぶための重要な施設である。

・整備年度：2000（平成12）年



○施設状況

- (現状)・土砂の堆積により、ほとんど確認できない状況である。
- (課題)・土砂の堆積対策が必要である。
- ・見学者にわかりやすい平面表示の仕方を検討する必要がある。

○利用状況

- (現状)・史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっており、谷地形内に入ることも可能である。
- (課題)・集落周辺に谷地形があったことを知らせることは、弥生時代の地形を表現するために必要であるため、見学者にわかりやすい適切な管理が必要である。

⑮竪穴住居表示

環濠周辺では多くの竪穴住居跡が発掘されており、復元した円形竪穴住居、方形竪穴住居を補足するために廃棄され、自然に埋まった状態をイメージした竪穴住居表示を行った。

数百年にわたり同じ場所に何度も竪穴住居が建て直されていたことは集落の継続性と生活を学ぶために重要である。

・整備年度：2000（平成12）年



○施設状況

- (現状)・平面表示の上に土砂が堆積し詳細がわからない。
- (課題)・遺構表示は土砂等の堆積などで形状や位置がわからなくなってしまうため、維持し続ける展示方法の検討が必要である。

○利用状況

- (現状)・入口広場周辺は自由に見学でき竪穴住居表示内に入ることも可能である。復元建物区域はフェンスで囲い、史跡公園の開園時間内は自由に見学できるようになっている。
- (課題)・傷みが激しくなると見学者の安全を考慮し、見学方法の制限が必要となる。



ii 施設

a 弥生情報館

弥生情報館

公園の総合案内施設とし、人と人とのつながりと対話を重視した施設として開館した。

- ・整備年度：1996（平成 8）年
- ・修繕年度：2018（平成 30）年——トイレ便器
2021（令和 3）年——屋根防水、木舗装



○施設状況

（現況：施設外装）

- ・ホールの天井から雨漏りがみられる。

（課題：施設外装）

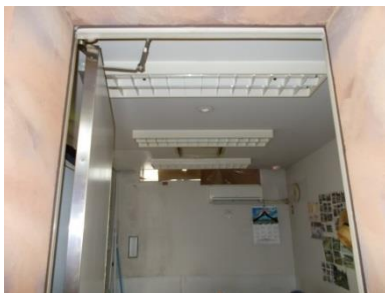
- ・整備から約 20 年経過したことから建物全体、設備についての調査、修繕が必要である。

（現況：施設内装）

- ・雨漏りにより天井と壁に傷みと汚れがある。また、事務室（小）の天井は雨漏りによるき損がみられる。
- ・事務室（小）を倉庫として使用しており、本来の仕様と異なる使用をしている。
- ・トイレの東側にある通路は、管理者から死角となる場所で、男子トイレと女子トイレを行き来できることから、防犯上問題があるため、板で塞ぎ物置として活用している。

（課題：施設内装）

- ・雨漏りによる天井と壁の傷みの修繕方法の検討が必要である。
- ・事務室（小）を本来の仕様である職員が常駐できる空間に回復する必要がある。
- ・倉庫内の備品を置くスペースを確保する必要がある。日用品（トイレトーパー）や清掃用具は遠くに移動すると日常管理がしにくくなるため、位置決定には注意が必要である。
- ・トイレ東側通路の仕様変更の検討が必要である。



（現況：設備）

- ・電動ブラインドの半分以上が正常に動かない。
- ・多目的便所前の手動式シャッターは左右のバランスが悪く開閉できなくなる場合がある。
- ・2018（平成 30）年度にトイレの便器をウォシュレット仕様に改修した。
- ・男子の小便器の水洗が手動式で、使用後流さない場合があり維持管理上問題がある。
- ・男子トイレの一部の天井照明は漏電の心配があるため電球を取り外している。

（課題：設備）

- ・電動ブラインドの修繕が必要である。
- ・漏電に伴う設備全般のチェックが必要である。





(現状：外構)

- ・足洗い場の水道管がむき出しである。
- ・北側の木舗装の傷みが激しく、危険であるため修繕した。
- ・変圧器を囲む木柵の傷みが激しく、統一感のない補修も景観上問題がある。

(課題：外構)

- ・木柵の仕様の検討が必要である。



○利用状況

(現状)・史跡池上曽根遺跡の本質的価値を最もダイレクトにガイドンズできるインフォメーションセンターとして、見学者に解説等を行っている。

(課題)・展示スペースが狭く来園者に十分な情報を発信できていない。
・スタッフの減少、高齢化により施設の見学者への案内、解説ができない。

b その他の施設

利便施設

史跡公園の一般利用者が活用する休憩施設として設置した。

- ・整備年度：2000（平成 12）年



○施設状況

(現状)・経年劣化や災害による破損が目立つ。

- ・利便施設、朝市用テントともに仮設の建物で景観上良くない。
- ・朝市用テントは固定が充分でないために強風による破損、飛散の心配がある。

(課題)・利便施設は、池上曽根遺跡の景観と利用ニーズに合ったものの検討が必要である。

- ・外壁に傷み、汚れがあり、入口が小さく来園者が気軽に入れる施設になっていない。



東屋

史跡公園の一般利用者が日陰や雨宿りの場を確保するための休憩施設として設置した。

- ・整備年度：1999（平成 11）年



○施設状況

(現状)・1999（平成 11）年度に整備され、約 20 年経過したことから木材の劣化、損傷が発生している。柱の根元に腐食がみられる。

- ・らくがきなどのいたずらが目立つ。土間が破損して路床になっている箇所、柱が放火で焦げている箇所、テーブルの脚が壊され、天板も壊されている箇所がある。
- ・当初テーブルとして設置したものであるが、脚が破損したのでベンチとして使用している。
- ・東屋につづく土舗装が確認できなくなっている。



(課題)・き損部分の修繕もしくは改修等の検討が必要である。

- ・耐久性の高い材質の検討が必要である。
- ・柱、テーブル、ベンチに傷み、汚れがあり来園者が気軽に利用できる施設になっていない。

ベンチ

史跡公園の一般利用者が活用する休憩施設として園内全域に木製のベンチを設置した。

- ・整備年度：1995（平成7）年～2000（平成12）年



○施設状況

(現状)・整備から約20年経過したことから木材の劣化、損傷が発生している。また、汚れも目立つ。

- ・入口広場区域のベンチは移動可能な構造であるため来園者により移動される。

(課題)・汚れや傷みがあると利用をためらう人がいるため、日常の維持管理が重要である。

- ・屋外の木材は腐食や変色により使用できる期限があるため、防腐、防汚の対策が必要である。
- ・一部のベンチに傷み、汚れがあるため利用しにくくなっている。

道具置き場

日常管理のための道具置き場としている。

- ・整備年度：2000（平成12）年



○施設状況

(現状)・コンテナや仮柵等で作られているためバックヤード全体が景観上良くない。

(課題)・維持管理上、道具置き場やゴミ置き場等のバックヤードは必要であるため、景観に配慮した施設の検討が必要である。

- ・必要なスペースの検討が必要である。

iii 設備

a 管理設備

門扉

整備年度：1995（平成7）年～2000（平成12）年



（現状）

- ・正面入口の門扉は、塗装が剥げており、錆も発生している。
- ・復元広場周辺の門扉は、着脱が可能であり、着脱時にねじれや曲りが発生している箇所がある。着脱式の柱は、1本当たりの重量が重く作業の負担になっている。
- ・着脱式の柱の受け口が、地表面と同じ高さにあるために砂が入りやすく、一度砂が入ると取り外しにくくなる。

（課題）

- ・正面入口の門扉は鋼製であるため、耐久性のある塗装の検討が必要である。
- ・着脱式のものは、今後のイベントの開催状況を考慮した設置方法の検討が必要である。



フェンス

整備年度：1995（平成7）年～2000（平成12）年



（現状）

- ・外周部にはアルミ製の縦格子の外周フェンスが設置されており、フェンスには目立った損傷はない。
- ・復元広場区域には侵入防止のためにメッシュフェンスが設置されている。メッシュフェンスは、着脱が可能であり、着脱時にねじれや曲りが発生している箇所がある。
- ・入口広場区域と環濠の間は段差が大きく転落が想定されるため転落防止フェンスが設置されている。木製の転落防止フェンスは腐食している。

（課題）

- ・着脱式は、今後のイベントの開催状況を考慮した設置方法の検討が必要である。
- ・屋外の木材は、腐食や変色するため、防腐、防汚の対策が必要である。
- ・復元広場区域を囲むメッシュフェンスの景観が良くない。
- ・夜間の公園利用制限を考慮したフェンス設置位置の検討が必要である。



車止め

整備年度：1995（平成7）年～2000（平成12）年

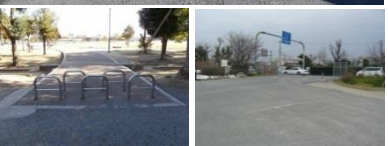


（現状）

- ・園内には正面入口以外にも複数の入口がある。各入口には車両の侵入防止のため車止めが配置された。
- ・北側仮設入口は第1期工事の工事用進入路として整備されたため、車止めとロープで侵入防止をしている。
- ・ステンレス製の車止めには目立った損傷はない。

（課題）

- ・現状を維持するには、日常の維持管理が重要である。
- ・管理入口は、車止め+ロープの簡易ゲートしかないため、門扉設置の検討が必要である。



側溝

整備年度：1995（平成 7）年～2000（平成 12）年

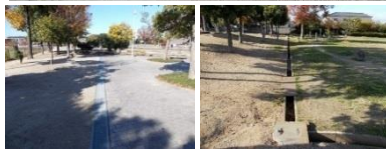


（現状）

- ・ 表面排水を集水するための側溝を園路や広場に沿って設置した。
- ・ 園内の側溝には铸铁、グレーチング蓋（細目）が設置されており、景観に馴染まない。
- ・ 第 2 期区域は仮整備のため、広場周辺の側溝には蓋が設置されておらず落下の危険がある。

（課題）

- ・ 整備から約 20 年経過したことから利用状況や沈下、土砂流出により、土地の低い箇所が生じているため、排水計画の見直しが必要である。
- ・ 側溝蓋は景観を考慮した素材、色の検討が必要である。
- ・ 仮整備の側溝は長期間現状が維持されるのであれば、利用者の安全を確保するために蓋の設置の検討も必要である。



集水桧

整備年度：1995（平成 7）年～2000（平成 12）年



（現状）

- ・ 雨水を取水するための雨水桧と用水路の分水、維持管理のための管理桧が、園内に整備されている。
- ・ 多目的広場区域は雨水の調整池としているため、区域西側にはオリーブ樹が整備されている。
- ・ 多目的広場区域内にある用水路の管理桧に設置されている蓋は、重い荷重が掛かったためたわみがみられる。
- ・ 周辺の土砂が流出したために桧の上部が突出して段差が生じている桧がみられる。

（課題）

- ・ 整備から約 20 年経過したことから利用状況や沈下、土砂流出のため土地の低い箇所が生じているため排水計画の見直しが必要である。
- ・ つまずき防止のために段差の解消方法の検討が必要である。
- ・ 蓋に重い荷重が掛からないように車の侵入対策の検討が必要である。



マンホール

整備年度：1995（平成 7）年



（現状）

- ・ 光明池水路の維持管理用のために設置された管理孔について、復元広場内は目立たないようにマンホールにしている。
- ・ 周辺の土砂が流出したために桧の上部が突出して段差が発生している。

（課題）

- ・ つまずき防止のために段差の解消方法の検討が必要である。

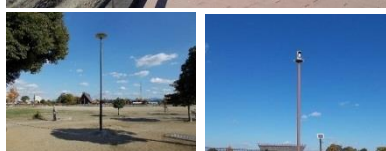
園路灯

整備年度：1998（平成 10）年～2000（平成 12）年



（現状）

- ・ 屋外施設であり、整備から約 20 年経過したことから劣化が進んでいる。
- ・ 園路沿いは当初の照明はフットライトであったが、いたずらによる破損により 2010（平成 22）年度に撤去した。公園利用者の安全性と利便性を確保するため、2015（平成 27）年度に園路灯を再設置した。再設置に際し、いたずら対策としてハイポール灯とした。
- ・ ハイポール灯の間隔が広いため照度が確保できていない。
- ・ 一部のハイポール灯の灯具が投石により破損している。
- ・ ポールの再塗装が必要なハイポール灯がある。



(課題)

- ・園内の照度を確保できる照明計画の見直しが必要である。
- ・破損しにくい灯具の見直しが必要である。

散水栓

整備年度：1998（平成10）年～2000（平成12）年



(現状)

- ・園内には、植栽地をカバーするように散水栓が配置されている。
- ・周辺の土砂が流出したために散水栓の上部が突出し段差が発生している箇所がある。

(課題)

- ・つまずき防止のために段差の解消方法の検討が必要である。

b 電気設備

電源盤

整備年度：2000（平成12）年



(現状)

- ・高圧電気設備は故障しており使用できない。

(課題)

- ・高圧電気設備は今後のイベントの開催状況を考慮した整備の検討が必要である。

引込柱、分電盤、変圧器 整備年度：1998（平成10）年



(現状)

- ・整備から約20年経過し、大きな入れ替えを行わずに使用しており劣化が進んでいる。

(課題)

- ・現状を維持するには、日常の維持管理が重要である。
- ・定期的な器具の交換スケジュールの検討が必要である。

警報装置

整備年度：2000（平成12）年



(現状)

- ・復元広場区域のフェンス内に赤外線警報装置を設置した。

(課題)

- ・夜間の防犯対策強化のため、史跡公園全体を囲むフェンスの設置や監視カメラ設置などの検討が必要である。

c 保存のための設備

盛土

整備年度：第1期整備 1995（平成7）年～2000（平成12）年



（現状）

- ・遺構を守るために保護層の盛土を施した。
- ・整備から約20年経過したことから沈下、土砂流出のため地盤の低い箇所がある。
- ・沈下や土砂流出のため、地形復元がくずれている。

（測量調査の結果）

- ・整備から20年経過した地盤高さを確認するために40m間隔で現況の高さを測定した。以下に整備時からの地盤高さの変化を示す。
- ・第1期区域では、地盤の高い東側の復元区域から地盤の低い西側の多目的広場区域に向かって表面の土砂がながれた様子がわかる。

（課題）

- ・盛土の厚みの調査を行い、遺構の安全が十分に確保できているかの確認が必要である。
- ・地形復元の再検討が必要である。

※赤文字は計画地盤より減少
青文字は計画地盤より増加
→は表面地盤勾配を示す。

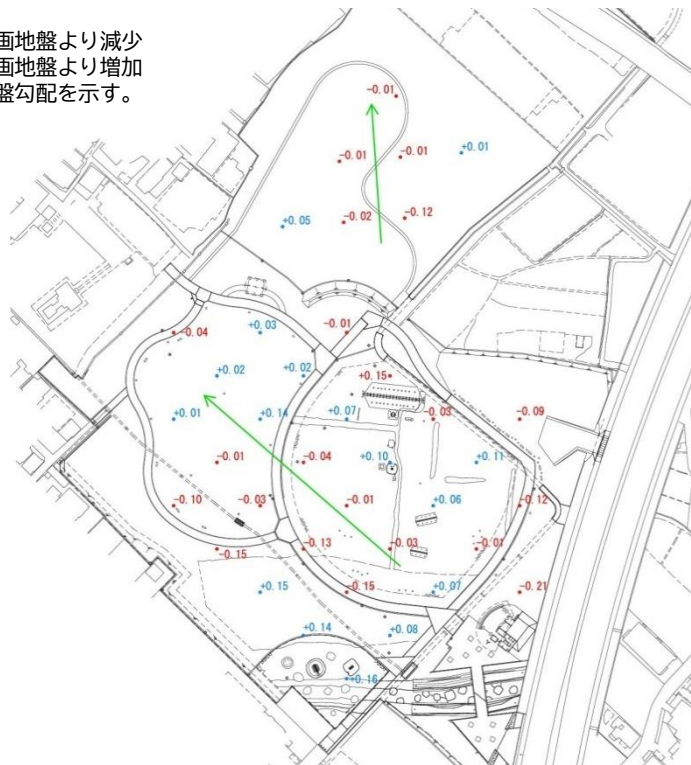


図 2-3 地盤高さの変化図

遺構保存のための盛土、鉄板

整備年度：1969（昭和44）年～1981（昭和56）年

（現状）

- ・国道26号の下には、遺構を守るための保護層が十分に確保できないため、下部構造に補強用のための鉄板が埋設された。

（課題）

- ・目視による確認はできない。



園名板

整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・国道26号からの正面入口には公園名を示した木製と石製の2基の名板を設置した。
- ・整備から約20年経過したことから木材の劣化、損傷が生じており、柱の根元に腐食がある。
- ・交差点にあるシンボリックな看板が古くなっている。

（課題）

- ・整備から約20年経過したことから公園全体を考慮したサイン計画の見直しが必要である。
- ・木柱の転倒対策の検討が必要である。
- ・通行する人や車に史跡をアピールする看板が必要である。

案内板

整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・案内板は、図面の入った総合案内板や矢印の誘導案内板などいくつかの種類を園内全体に設置した。
- ・整備から約20年経過したことから木材の劣化、損傷が生じている。
- ・焼き付け仕上げの表示板の劣化は見られない。
- ・石製の解説板は、いたずら対策として表面にアクリル板を設置したが、経年変化やいたずらによる傷みが進行している。

（課題）

- ・整備から約20年経過したことから公園全体を考慮したサイン計画の見直しが必要である。
- ・木材の劣化を抑える対策の検討が必要である。
- ・いたずら対策の検討が必要である。

解説板

整備年度：2000（平成12）年



（現状）

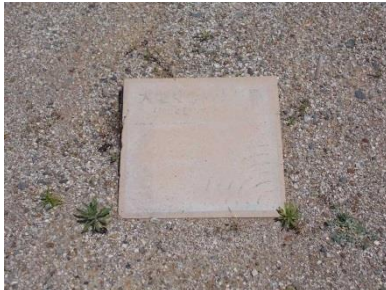
- ・第1期整備において、人と人との対話を大切にするため解説板はできるだけ少なくするというコンセプトのもと、景観を阻害しないように設置した。
- ・整備から約20年経過したことから木材の劣化、損傷が生じている。
- ・復元建物の解説は2018（平成30）年に設置したもので、劣化は見られない。

（課題）

- ・整備から約20年経過したことから公園全体を考慮したサイン計画の見直しが必要である。
- ・木材の劣化を抑える対策の検討が必要である。
- ・いたずら対策の検討が必要である。

名称板

整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・復元施設には陶器で作成した名称板を設置した。
- ・地面に埋め込まれた名称板は人為的、自然作用により表面が摩耗し表示内容が見えないものもある。
- ・復元施設と名称板の位置がずれているものもある。

（課題）

- ・整備から約20年経過したことから公園全体を考慮したサイン計画の見直しが必要である。
- ・劣化しにくい材質や表示方法の検討が必要である。



掲示板

整備年度：1996（平成8）年



（現状）

- ・情報館の正面に掲示板を設置した。
- ・園内には情報館前と学習館前の2基である。

（課題）

- ・掲示板の必要性を含め設置位置、枚数等の検討が必要である。
- ・今後、公園が広くなると来園者に情報をどのように伝えるかの検討が必要である。

注意看板

整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・注意看板は、イラストの入った注意看板や文字だけのものなどいくつかの種類の注意看板が設置されている。
- ・整備後に管理者が必要に応じ設置したものもある。

（課題）

- ・整備から約20年経過したことから公園全体を考慮したサイン計画の見直しが必要である。
- ・景観を考慮すればデザイン統一の検討も必要である。



iv 工作物

a 園路

インターロッキング舗装

整備年度：1998（平成10）年～2000（平成12）年



（現状）

- ・一部不陸がみられる。
- ・周辺から流れ込んだ土砂の堆積が目立つ。

（課題）

- ・整備から約20年経過したことから地盤の沈下、土砂流出対策の検討が必要である。

自然色アスファルト舗装 整備年度：1995（平成7）年～2000（平成12）年



（現状）

- ・整備から約20年経過したことから表層がはがれている。

（課題）

- ・強度と耐久性、景観を考慮した材料選定の検討が必要である。

b 広場

インターロッキング舗装 整備年度：1995（平成7）年



（現状）

- ・一部不陸がみられる。
- ・周辺から流れ込んだ土砂の堆積が目立つ。

（課題）

- ・整備から約20年経過したことから地盤の沈下、土砂流出対策の検討が必要である。

木舗装

整備年度：1995（平成7）年

修繕年度：2017（平成29）年——木部を合成木材に変更

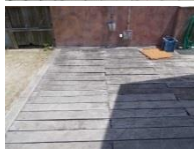


（現状）

- ・入口広場の木舗装は、経年変化による傷みが激しくなり、来園者にとって危険な状態であったため2017（平成29）年度に合成木材により改修を行った。
- ・整備当時の木舗装が残る弥生情報館北側は、木材の劣化による傷みが激しく、固定ねじの欠損による段差などが生じており危険な状態である。（2021（令和3）年度に修繕）

（課題）

- ・耐久性を考慮した材料選定の検討が必要である。



土舗装

整備年度：1999（平成11）年



（現状）

- ・周辺から流れ込んだ土砂の堆積があり、土舗装の表層は確認できない。
- ・表層端部が確認できないため遺構表示の形状がわからなくなっている。

（課題）

- ・整備から約20年経過したことから地盤の沈下、土砂流出対策の検討が必要である。

アスファルト舗装 整備年度：2000（平成12）年



(現状)

- ・復元広場区域の遺構表示には、イベント時の大型車両の通行やだんじりの通行などの荷重を考慮し強度のあるアスファルト舗装を使用した。
- ・土砂の堆積がみられる。

(課題)

- ・維持管理について検討が必要である。

v 樹木

a 植栽

植栽（高木、中木） 整備年度：1995（平成7）年～2000（平成12）年



(現状)

- ・樹木については、花粉分析等の結果から弥生時代の植生を検証し植樹した。
- ・高木は、入口広場区域と西側園路沿い、南側境界沿い、西側境界沿いに植栽されている。
- ・西側には曾禰神社の樹木があるため緑の量が多く見える。
- ・和泉市ロータリークラブによって植樹された記念樹がある。



(課題)

- ・高木樹木は公園利用者にとっては日陰や良好な景観を演出しているが、遺構にとっては負担になるため植栽場所には注意が必要である。

植栽（低木、地被類） 整備年度：2000（平成12）年



(現状)

- ・低木は死角が生じるために広場内には植栽されていない。
- ・南西角の民地との境界沿いには来園者が近づけないよう人止め用に低木が植栽されている。
- ・入口広場区域内の遺構表示内にはボランティアによって四季にあわせた草花が植栽されている。

(課題)

- ・華やかさを演出するためには草花は必要であるが、植替え、維持管理には手間がかかるため、年間スケジュールの作成が必要である。

植栽（芝生） 整備年度：2000（平成12）年



(現状)

- ・第1期整備の芝生広場は、利用頻度が高いため生育状況はよくない。
- ・第2期整備地は、特に植栽は行っていないが緑に覆われている。

(課題)

- ・良好な芝生地にするには、芝刈り等の維持管理が必要で手間がかかるため、芝生化は検討の必要がある。
- ・緑で覆うだけならば芝生だけでなく、クローバー等の雑草類も選択肢に入れる必要がある。

いずみいのちの森 整備年度：2010（平成 22）年



（現状）

- ・ 2010（平成 22）年に開始した「いずみいのちの森事業」の一環として 2010（平成 22）年に植樹および記念碑が設置された。
- ・ 樹木が密集することで死角が出来、防犯上の問題が生じる。

（課題）

- ・ 自然の維持管理と安全性を確保するバランスの検討が必要である。

b 樹木

既存樹木（指定地内）



（現状）

- ・ 園内には史跡指定される以前から、生育している樹木がある。

（課題）

- ・ 遺構の保護を考慮し伐採等の検討が必要である。

既存樹木（街路樹）



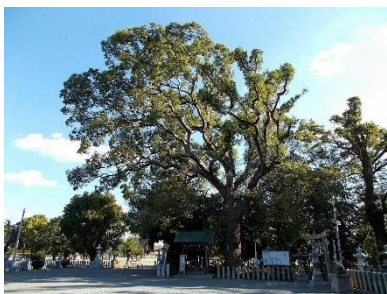
（現状）

- ・ 国道 26 号沿いに樹木が植えられており史跡公園の見通しが悪い。
- ・ 府道沿いには高木並木が植栽されている。

（課題）

- ・ 国道 26 号からの見通しが悪く、史跡公園を認識しにくいいため、間伐の検討が必要である。

既存樹木（曾禰神社）



（現状）

- ・ 樹高の高い木や樹木密度が高いため緑のボリュームがある。

（課題）

- ・ 良好な現状を維持するには、管理者である曾禰神社との協議が必要である。

②北エリア

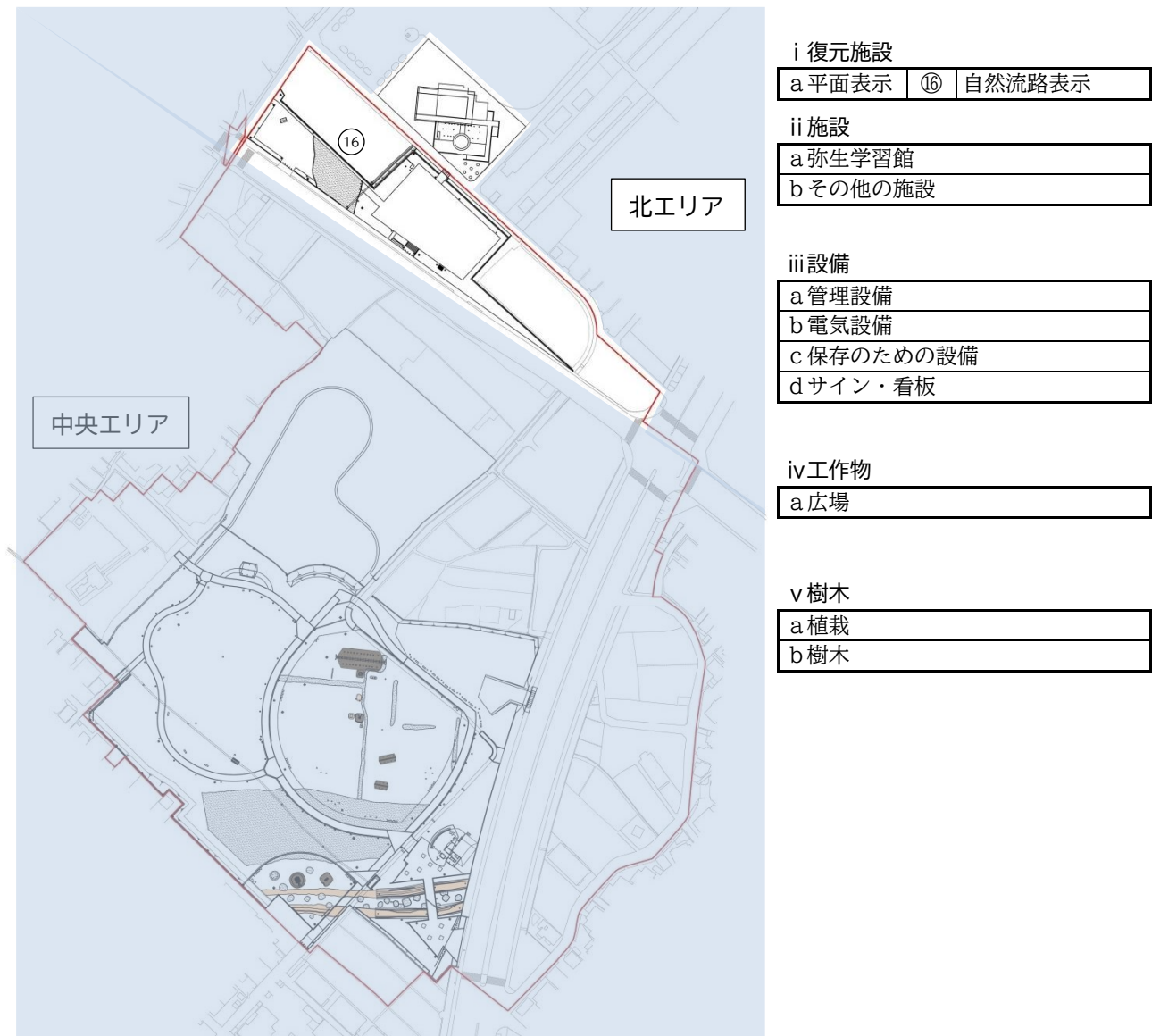


図 2-4 史跡指定地内の復元施設の位置と施設・設備一覧(北エリア)

i 復元施設

a 平面表示

①⑥自然流路表示

整備年度：2000（平成 12）年

池上曾根遺跡の集落西側に存在した自然流路を、芝生で表現している。



(現状)

・緑地として維持しているが、芝生の中にクローバーが侵入している。

(課題)

・自然流路を表現していることを示す解説が無い。
・芝生内にクローバー等の異種が入ることについての問題点を、景観や利用内容等を考慮したうえで維持管理の方法を検討する必要がある。

ii 施設

a 弥生学習館

弥生学習館

弥生学習館は、池上曽根遺跡の生活や技術を体験学習によって学ぶ施設として、発掘調査で出土した大型掘立柱建物の柱と大型割り抜き井戸の井戸枠を保管しながら展示するという役割を持った施設として整備した。

- ・整備年度：2000（平成 12）年
- ・修繕年度：2018（平成 30）年——台風による被害について修繕

○施設状況

（現状：施設外装）

- ・建築家の吉羽逸郎氏設計の建築物で、ガラスを多用し自然との一体感を演出している。
- ・大型掘立柱周辺の祭祀空間を演出するため、外から内部がみえにくい構造で造られている。
- ・2018（平成 30）年に発生した台風 21 号の被害により、強化ガラスを設置していた軒が飛び、隣接する小学校のグラウンドに飛散したため、再設置していない。

（課題：施設外装）

- ・外部から何をおこなう場所、施設なのかわかりにくい。
- ・建物全体の調査と修繕計画が必要である。
- ・コンクリートの外壁にクラックがあり、適切な処置が必要。
- ・柱等の鋼材の塗装剥がれが目立つため、適切な処置が必要。
- ・強化ガラスの軒が再設置されていないことから、入口やウッドデッキ部分への雨の吹込みへの対応が必要。
- ・建物北側は軒がない構造の為雨の吹込みへの対応が必要。
- ・室内、室外共の窓ガラスのシリコンコーキングが劣化し、雨漏りの原因となっている。
- ・雨漏りしている箇所の特定制定を行う必要がある。

（現状：施設内装）

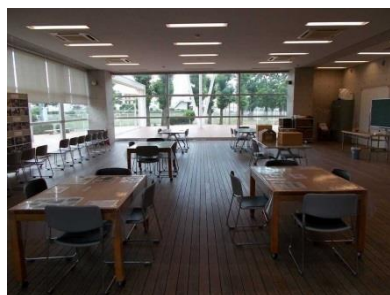
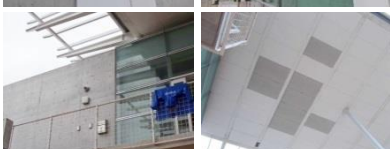
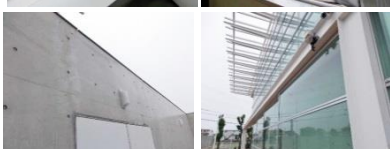
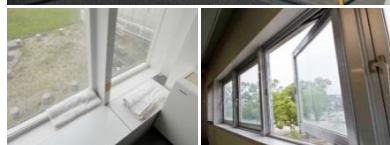
- ・木材を多用した作りで、自然の豊かさを感じながら体験学習を行うことができる。
- ・見るだけの展示ではなく、引き出しを開ける、覗くなど、自らが行動をおこさないと見学できない仕組みとなっている。
- ・作り付けの展示が多く、容易に動かすことができないものがある。

（課題：施設内装）

- ・作り付けの展示であるため展示替えがしにくく、最新の研究成果が反映されていないことから、コンセプト等の見直しが必要である。
- ・建物全体の調査と修繕および、今後の修繕計画も必要である。
- ・来館者が触れるため水槽の亚克力板に傷がつき、生き物が見えにくくなっている。

（現状：設備）

- ・開館以来、大きな設備の改修は実施していない。
- ・デザイン性を高めるため、できるだけシンプルな設計となっているが、利用者にわかりにくい部分の案内を後付けしており、デザインが崩れている場所がある。



(課題：設備)

- ・設備全体の調査とそれに対応した修繕が必要である。
- ・館内全体にサインがほとんどなく、利用者の利便性を高めるためにサイン配置の検討を行う必要がある。
- ・トイレは和式であるほか、多目的トイレが現在の標準機能を有していない。
- ・破損箇所について、修繕が間に合わず応急処置でとどまっている箇所があるため、適切な処置が必要である。(排煙窓オペレーター、展示壁の電気設備、2階事務室の壁リモコン等)
- ・照明機器がLED化されていない。
- ・全館空調のため効率が悪い。

(現状：外構)

- ・ウッドデッキは不具合のたびに修繕を行っている。
- ・スチールの手摺・フェンスは、腐食、湾曲している箇所がある。
- ・展示ホール周辺はゴロタ石敷となっていたが、投石されるため、撤去している。

(課題：外構)

- ・外構全体の調査と修繕が必要であり、今後の修繕計画も必要である。
- ・外構部の手摺・フェンスは腐食、湾曲しないような防食性、耐久性の検討が必要である。
- ・台風で飛ばされた軒の強化ガラスの再設置もしくは代替の方法を検討する必要がある。
- ・展示ホール周辺は、ゴロタ石を撤去したままの状態であるため、設置コンセプトを検討したうえで、何らかの対応を検討する必要がある。

(現状：展示ホール)

- ・大型掘立柱建物の柱材、大型割り抜き井戸の井戸枠を、発掘調査の状況を再現しながら展示し、あわせて保管するという手法で公開している。
- ・壁面には大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸の周辺から出土した遺物を展示している。
- ・地下のスペースは温湿度管理をおこなっており、非公開スペースにはその他の木製品を保管収蔵している。

(課題：展示ホール)

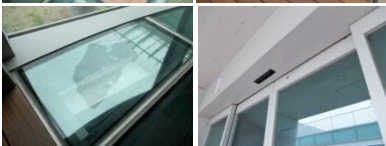
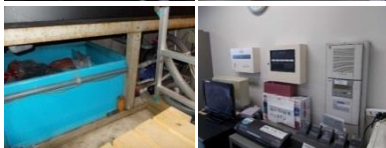
- ・展示ホール全体の調査と修繕が必要であり、今後の修繕計画も必要である。
- ・壁面に雨漏りしていると思われる跡がある。
- ・入り口自動ドア部品の耐用年数が切れている。
- ・床のガラスに細かな傷があり、下部の展示物が見えにくくなっている。また、ガラスの間に液体が浸入している箇所がある。
- ・壁面に雨漏りしていると思われる跡がある

○利用状況

- (現状)・いつでもだれでも弥生時代を体験できる施設として体験講座等を実施している。

- ・学校行事としての団体利用が多く、遠方からも訪れる。

- (課題)・市内小学校の利用率が低い。

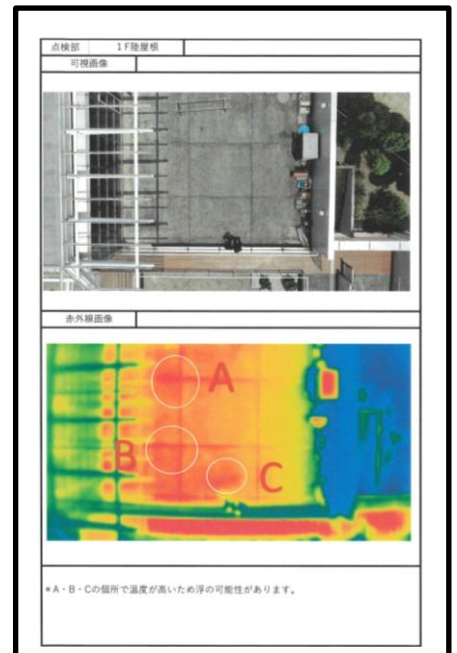
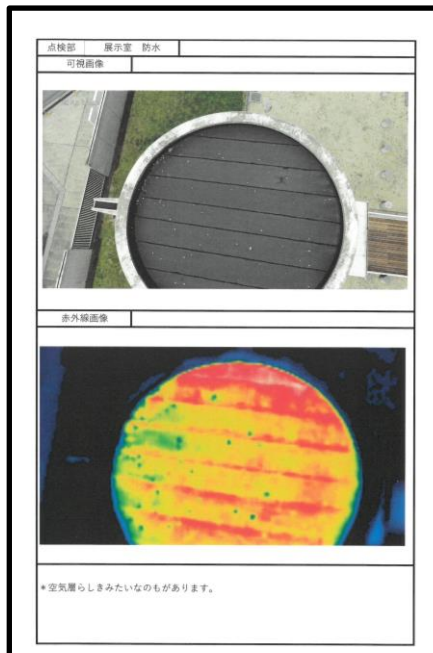
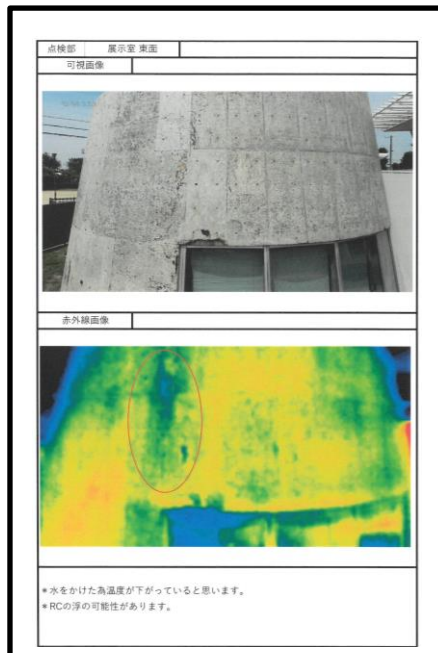
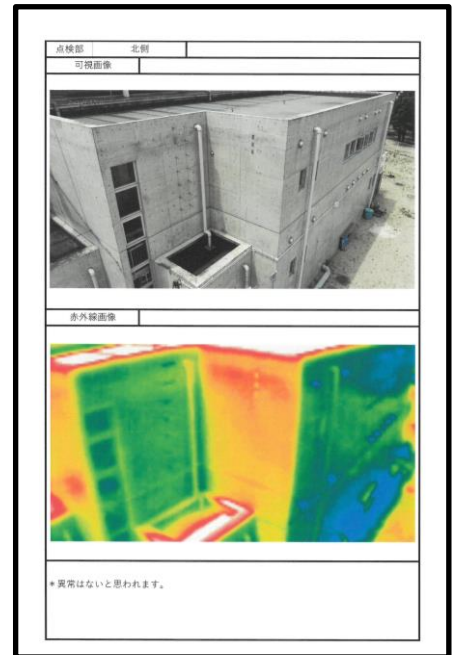
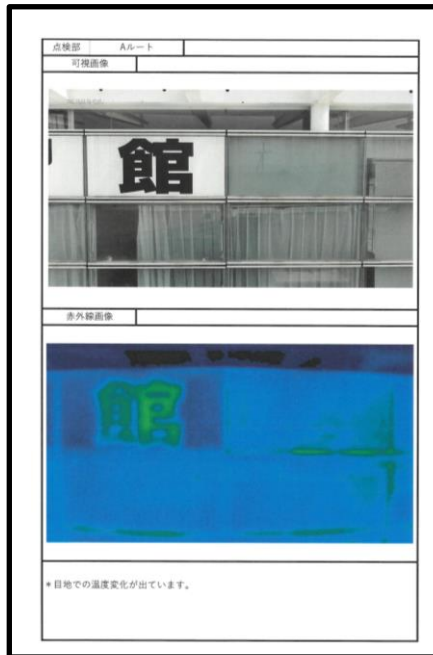
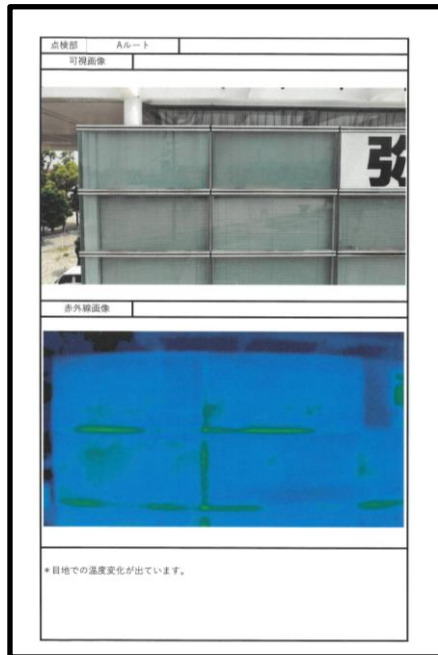


■弥生学習館の再整備のための調査

弥生学習館をより活用していくための再整備を検討するにあたり、ドローンを利用したサーモグラフィ画像を撮影し、漏水・外壁調査を実施した。調査にあたっては、株式会社R I S Eの協力を得た。以下、調査結果からみた所見である。

建物の正面である南側は、ガラス壁のコーキングが劣化し、修繕の必要がある箇所が多くみられるが、北側の外壁には、大きな不具合がみられず、修繕の必要度は低いと考えられる。展示ホールの外壁には目視でも大きなクラックが確認され、またコンクリートの剥がれの可能性が高い場所が確認できる。学習館本体の屋根防水は、2018（平成30）年に修繕をおこなったことから、不具合は認められない。しかし、展示ホールの屋上の防水シートに空気層が認められ、シートが浮き、防水機能が劣化していると考えられることから、防水シートの修繕の必要度は高い。

この事前調査により、判明した事項をふまえながら学習館の再整備を実施していく。



b その他の施設

手洗い場

体験のひろばで、体験学習やイベントを開催する際に利用するために設置した。

- ・整備年度：2000（平成 12）年



（現状）

- ・防犯のため、通常は水栓を取り外しており、イベント時等にだけ使用できるようにしている。
- ・コンクリートの汚れが目立つ。

（課題）

- ・利用者の利便性を考え、常時利用できる設備にする必要がある。

倉庫

体験のひろばを管理するための用具入れとして設置した。

- ・整備年度：2000（平成 12）年



（現状）

- ・日常管理のための道具置き場としている。

（課題）

- ・維持管理上、必要であるため、適切に維持していく必要がある。
- ・景観に配慮した外観とするための検討が必要である。

iii 設備

a 管理設備

門扉

- ・整備年度：2000（平成 12）年



（現状）

- ・学習館西側に入るための門扉を南側道路沿いに設置した。
- ・外周のメッシュフェンスと同じデザインで間口が広いために長い支柱と釣り下げ用のワイヤーが景観的に良くない。

（課題）

- ・景観を考慮した施設デザインの検討が必要である。

フェンス

・整備年度：2000（平成12）年

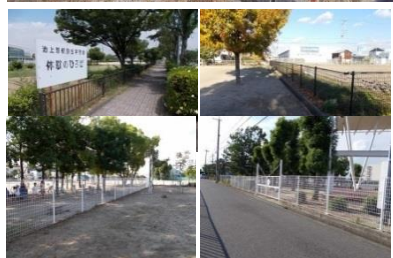


(現状)

- ・水路沿いにはアルミ製の縦格子の外周フェンスが設置されている。
- ・歩道との境界部には鋼製の高さ 60cm の飛び出し防止柵を設置した。
- ・未公有地化との境界には仮設のメッシュフェンスを設置した。
- ・弥生学習館と畦田公園、弥生学習館と道路の間には侵入防止柵を設置した。

(課題)

- ・防犯の為、フェンス設置位置の検討及び適切な維持管理が必要である。



車止め

・整備年度：2000（平成12）年



(現状)

- ・南側入口、北側入口、西側入口の3か所の入口は、固定式の車止めを設置した。
- ・北西側入口は管理車両等の進入を考慮し、取り外し式の車止めを設置した。
- ・弥生学習館前は車道への飛び出し防止のために車止めとロープを設置した。
- ・車止めに経年劣化がみられる部分がある。

(課題)

- ・現状を維持するには、日常の維持管理が重要である。



側溝

・整備年度：2000（平成12）年



(現状)

- ・表面排水を集水するための側溝を広場の外周に設置した。
- ・来園者の通行に係らない箇所は清掃のしやすさを考慮し蓋は設置していない。

(課題)

- ・整備から約20年経過したことから利用状況や沈下、土砂流出により、土地の低い箇所が生じているため、排水計画の見直しが必要である。

集水枥

・整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・側溝の維持管理の為に泥だめを設置した。
- ・中央エリアの雨水を光明池水路に放流するための暗渠が北エリア下に埋設されているため、管理用の枥を設置した。

（課題）

- ・整備から約20年経過したことから利用状況や沈下、土砂流出により、土地の低い箇所が生じているため排水計画の見直しが必要である。

園路灯

・整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・体験広場区域の入口及び周辺にハイポール灯を設置した。
- ・弥生学習館西側には建物とデザインを揃えた灯具を設置した。
- ・屋外施設であり、整備から約20年経過したことから劣化が進んでいる。

（課題）

- ・園内の照度を確保できる照明計画の見直しが必要である。
- ・一部のハイポール灯のポールを再塗装する必要がある。

階段

・整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・体験広場区域内の南側入口部に、府道と広場に高低差があるため階段を整備した。
- ・コンクリートの汚れが目立つ。

（課題）

- ・現状を維持するには、日常の維持管理が重要である。

スロープ

・整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・体験広場区域内の南側入口部に、府道と広場に高低差があるためスロープを整備した。
- ・整備から約20年経過したことから舗装にクラックが生じている。

（課題）

- ・部分的な補修が必要であるが、現状を維持するには、日常の維持管理が重要である。

手摺

- ・整備年度：2000（平成 12）年
- ・修繕年度：2018（平成 30）年——台風による破損を修繕



（現状）

- ・体験広場区域内の階段とスロープに、ステンレス製の手摺を整備した。

（課題）

- ・現状を維持するには、日常の維持管理が重要である。

散水栓

- ・整備年度：2000（平成 12）年



（現状）

- ・園内には、植栽地をカバーするように散水栓が配置されている。
- ・周辺の土砂が流出したために散水栓の上部が突出し、段差が発生している箇所がある。

（課題）

- ・つまずき防止のために段差の解消方法の検討が必要である。

b 電気設備

引込柱、分電盤

- ・整備年度：2000（平成 12）年



（現状）

- ・整備から約 20 年経過し、大きな入れ替えを行わずに使用しており劣化が進んでいる。

（課題）

- ・現状を維持するには、日常の維持管理が重要である。
- ・定期的な器具の交換スケジュールの検討が必要である。

c 保存のための設備

盛土

- ・整備年度：2000（平成 12）年



（現状）

- ・遺構を守るために保護層の盛土を施した。
- ・整備から約 20 年経過したことから沈下、土砂流出のため地盤が下がっている可能性がある。

（課題）

- ・盛土の厚みの調査を行い、遺構の安全が十分に確保できているかの確認が必要である。

dサイン・看板

案内板

- ・整備年度：2000（平成12）年
- ・修繕年度：2015（平成27）年——一部取替え



（現状）

- ・体験広場区域内に史跡公園の案内板を設置した。
- ・中央エリアから北エリアのルート上に誘導表示板を設置した。
- ・いたずらのためか体験広場内の表示板に傷みがある。
- ・鋼製の柱には錆が目立つ。

（課題）

- ・劣化がみられるため、だれも見やすいユニバーサルデザイン等を考慮したサイン計画の見直しが必要である。



掲示板

- ・整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・学習館の正面に設置したもので、館内で実施する講座の案内等を掲示している。

（課題）

- ・掲示板の必要性を含め設置位置、枚数等の検討が必要である。
- ・今後、公園が広くなると来園者に情報をどのように伝えるかの検討が必要である。

iv工作物

a 広場

土舗装

- ・整備年度：2000（平成12）年



（現状）

- ・周辺から流れ込んだ土砂の堆積があり、土舗装の表層は確認できない。

（課題）

- ・体験のひろばを活用した事業が少なく、より活用するための事業計画を検討する必要がある。
- ・整備から約20年経過したことから地盤の沈下、土砂流出対策の検討が必要である。

自然色アスファルト舗装

- ・整備年度：2000（平成 12）年



(現状)

- ・整備から約 20 年経過したことから表層がはがれている。

(課題)

- ・強度と耐久性、景観を考慮した材料選定の検討が必要である。

v 樹木

a 植栽

植栽（高木、中木）

- ・整備年度：2000（平成 12）年



(現状)

- ・体験広場の周辺および弥生学習館前と西側に高木が植栽されている。
- ・弥生学習館西側の植栽は 2018（平成 30）年の台風により樹木の大半が倒木したため新たに 2019（令和元）年度に池上曽根遺跡の資料分析で確認されている植物を植栽した。

(課題)

- ・高木樹木は公園利用者にとっては日陰や良好な景観を演出しているが、遺構にとっては負担になるため植栽場所には注意が必要である。
- ・弥生時代の生活に活用されていたと考えられる樹木であることを利用者に伝えていく必要がある。



植栽（低木、地被類）

- ・整備年度：2000（平成 12）年



(現状)

- ・未公有地化との境界に景観の為に植栽されている。

(課題)

- ・隣地を公有化し整備を行う際には、フェンスと低木は撤去する必要がある。

b 樹木

既存樹木（街路樹）

- ・整備年度：2000（平成 12）年



（現状）

- ・府道沿いに高木並木が植栽されている。

（課題）

- ・公園と一体とした街路樹の維持管理計画を管理者と協議する必要がある。

3 第 2 期整備地

①中央エリア

i 設備

a 保存のための設備

盛土

- ・整備年度：第 2 期整備 2008（平成 20）年～2010（平成 22）年



（現状）

- ・遺構を守るために保護層の盛土を施した。
- ・整備から約 10 年経過したことから沈下、土砂流出のため地盤の低い箇所がある。

（測量調査の結果）

- ・第 2 期整備の仮造成においても表面勾配の高い南側から低い北側に土砂が流出している。

（課題）

- ・盛土の厚みの調査を行い、遺構の安全が十分に確保できているかの確認が必要である。
- ・史跡公園を活用するための整備を進める必要がある。

第3節 利用者が求める姿

「史跡池上曽根遺跡保存活用計画」の策定にあたり、史跡公園を利用する人びとから、史跡公園をどのように活用したいかというアンケート調査を行った。

1 調査結果

(知名度)

- ・回答者のうち約32%の人が来園したことがあると回答したが、うち約35%が池上曽根史跡公園が弥生時代の史跡であることを知らなかった。このことから、来園者への情報伝達が十分でないことが分かった。

(来園)

- ・数年に1回、年に1回程度来園するとの回答が60%を超え、史跡の見学、歴史の学習を目的に来園した人が多いことから、学校等の行事で来園した人が多いと推測される。
- ・公園の広場機能のみを利用するものの施設を全く利用していない人が約18%おり、弥生学習館の利用者が少ない。
- ・自家用車や自転車での来園者が多く、公共交通機関を利用した人は約13%である。
- ・滞在時間は30分～1時間未満が約40%を占め、2時間以上滞在したのはわずか約14%である。

(満足度)

- ・復元施設の数や、出来栄えについて満足度が高い一方、バリアフリーや緑の量や花の演出について不満との回答が多い。

(新たに求めるもの)

- ・歴史を感じることができる公園を求める声が多く、ここにしかない弥生時代の体験やイベントが求められている。
- ・解説や案内が不足しており通りすぎてしまうという回答がある。
- ・本格的なスポーツができる公園や、遊具を求める回答は少ない。
- ・新たに望む施設として休憩所やカフェ・レストランの回答が多く、緑や木陰があり、ゆっくりくつろぐ場が求められている。

2 利用者が求める史跡公園

アンケートにより、利用者が求める多い意見を各項目ごとに抜粋する。

i 復元施設

- ・史跡公園と言う割には、歴史を感じさせる部分が少なく、ただっ広いだけという印象なので、もう少し整備して欲しい。
- ・他の歴史公園にないインパクトのあるものがほしい。
- ・もっと、弥生時代を感じたい。
- ・昔の生活様式がわかる建物で、外から見てもわかりやすいが、中の様子ももっと詳しく再現されていたらいいと思います。道具など
- ・もうすこし、子供が歴史を感じられる施設にして欲しい。

- ・建物自体の説明文やイラストを増やして欲しい。
- ・せっかく泉大津に歴史的な遺跡があるのだから、もっとアピールして泉州地方の歴史についてわかりやすく解説してほしい。
- ・ボランティアガイドがいるといいと思います。

- ・よく利用しているが、ちょっと広い公園で、復元した昔の建物があるというだけでなく、昔の何かを体験したり、昔の生活を感じさせてくれる施設があると良い。
- ・もっとこの土地にあった弥生時代体験と、環境を学習できる場にしてほしい。
- ・発掘現場が体験できるような展示があればよい。

歴史を学ぶ場所
を整備

分かりやすい
解説

体験学習の種類
を多く

- ・近くの府立弥生博物館とのコラボ企画や体験型のイベントがあれば参加したい。
- ・古代の生活体験的な催し物があってもよい。
- ・近くの弥生文化会館と連携してイベントしたらいいと思う。

様々なイベントを開催

- ・折角の歴史的遺構をもっと有効に活用してほしい。
- ・弥生時代の貴重な遺跡を活用して欲しい。
- ・大事な史跡なのに、もっと上手く活用すれば良いと思います。

遺跡を感じる整備

- ・素敵な史跡なのに近くの人でも意外と知らないと言う人が多いです。もっと多方面から来てもらえる工夫があれば良いと思います。
- ・池上曽根遺跡公園の存在については、知らない人が多いのでもう少し PR をしていただければありがたいです。また、公園内の施設については私も十分に知らないなので、広報やパンフ等で情報発信をしてください。

史跡をもっと知ってもらう

ii 施設

- ・もっと、休憩が出来てカフェ等があると嬉しい。あと、座れる屋根のある休憩所を増やしてほしい。
- ・もう少し休憩施設が欲しい。
- ・駐車場やトイレなどの設備の整備と日陰の休息所も不十分なので、長時間の滞在は辛い。

休める場所を多く

- ・駐車場の完備。
- ・非常に地味な史跡なので、公園としての魅力を考え出してほしい。
- ・思わず通り過ぎるので、もう少し分かりやすく目立つ外観にした方がいいと思います。
- ・ゆっくりくつろげるカフェや、遊具があると嬉しいです。

公園の施設を整備

iii 設備

- ・皆が安心して訪れることができるような環境整備をお願いしたい。
- ・安全な場所でいてほしい。
- ・夜が寂しい。ライトアップなど安全、安心な場所にしたい。

安全な場所を確保

iv 樹木

- ・大きな樹木が欲しい。
- ・緑を増やし散歩しやすいようにしてほしい。
- ・緑の多い公園になるといいと思う。

緑を多く

- ・華やかさがあれば良い。
- ・景観をよりよくしてほしいです
- ・少し殺風景な感じがしたので花や緑が増えると素敵な公園になると思います。

花木、花壇を多く

第3章 再整備および第2期第2次整備の目指すべき姿

第1節 本質的価値を伝えるために必要なこと

公園開設から20年経って周辺環境や利用者ニーズが変化した中で、史跡池上曽根遺跡の本質的価値を適切に伝えるために必要な項目を整理する。

1. 復元建物の維持

一定の効果をあげた復元建物については、今後も本質的価値を伝える効果が見込まれるため維持していくべきである。しかし、弥生時代の工法や素材を重視した結果、修繕に高額のコストがかかることがネックとなっている。弥生時代を体感することを未来につなげていくため、管理しやすい状態にし、適切な状態を維持していく必要がある。

復元した大型掘立柱建物と大型井戸は本質的価値を伝える重要なツールであり、史跡のシンボルであるため、今後も適切な状態で保存、管理していく必要がある。

2. 池上曽根遺跡を学ぶために

弥生学習館の体験学習は一定の効果をあげているため、現在の体験学習を維持する。弥生学習館が保管・展示する、大型掘立柱建物の柱材と大型削り抜き井戸の木杵は本質的価値そのものであるため、より一層来館者にその価値を伝えるように努める必要がある。さらに質の高いソフトの充実を図る必要がある。

3. 弥生の空間と憩いの空間の両立

より多くの人に池上曽根遺跡を知ってもらうために多くのイベントを実施してきたが、イベント目的での来園者に池上曽根遺跡を認知してもらえていないことから、イベント目的で来園しても、池上曽根遺跡の本質的価値に気づく仕掛けづくりが必要である。

大きなイベントで来園者を集めるだけでなく、日常的に周辺住民に利用される憩いの空間づくりも必要である。また広場を求めて来園した人にも広場機能だけでなく、体験学習施設や弥生文化博物館の利用を勧める仕組みも必要である。史跡公園に長時間滞在することで、それら施設の本質的価値に気付くチャンスが増えると考えられるので、長時間滞在できる仕組み作りが必要である。

4. 情報発信の推進

史跡公園全体で弥生時代を感じることができるよう整備を進めてきたが、市街地化が進む立地のなかで再検討の必要性が生じたので、新しい手法等も取り入れながら、史跡の本質的価値を理解するための情報発信を行う必要がある。

5. 管理・運営

史跡公園を良好な状態で後世に残すためには適切な維持管理を行う必要がある。開園当初は地元の協力会により運営されていたがメンバーの減少、高齢化により維持管理に手が回らない状況になっている。また来園者への解説、案内についても十分な活動ができなくなっていることから協力会の体制の強化や、新たな体制の構築が必要である。

第2節 全体整備のなかの再整備・第2期第2次整備

池上曽根遺跡は、発見から史跡指定、史跡公園の開園、そして現在に至るまで、地元住民を中心に、多くの人びとの関わりによって、守り伝えられてきた。この貴重な史跡池上曽根遺跡をさらに未来へと継承していく責務がある。池上曽根遺跡は、1995（平成7）年から第1期整備が進められ、2001（平成13）年に第1期整備範囲が史跡公園として開園し、2001（平成13）年から第2期発掘調査、2008（平成20）年から第2期第1次整備を行った。また、2021（令和3）年3月に「史跡池上曽根遺跡保存活用計画」を策定した。

史跡への愛着を高め、地域の宝として市民が誇れる史跡公園となるように、以下の理念のもとに再整備・第2期第2次整備を行う。

第3節 目指すべき姿

1 目指すべき姿

都市化の進む地域にある史跡公園として周辺環境に調和するように適切に管理し、地域の宝として認識を高め、市民・来訪者が利用しやすい場所として既存施設を生かしながら池上曽根遺跡の魅力を創出し、未来にわたって持続可能な整備を進めていくためには現在抱える課題を解決する必要がある。課題を解決するため、史跡池上曽根遺跡整備基本構想における基本構想をふまえた、再整備・第2期第2次整備の目指すべき姿を以下のように定める。

池上曽根遺跡の意義、内容を深く理解できる場 をふまえ

本質的価値を適切に、わかりやすく伝えられる池上曽根遺跡

地域の歴史、文化財等に興味を抱く契機となる役割を果たす場 をふまえ

人びとが自然と集い、憩える魅力ある史跡公園

都市基盤施設としての緑地・レクリエーション空間として機能する場 をふまえ

当時の暮らしを体感できる「弥生時代の空間」と、
「市街地化した周辺と調和」を両立した史跡公園

これらをより効率的に、未来につなげていくために

維持管理・活用の両面から持続可能な史跡公園

2 整備方針

1. 史跡公園を未来へ継承する

- ・個別計画を立て機能の充実や拡大を視野に入れた管理と修繕を行い、当初の機能を再生させる。
- ・弥生情報館、弥生学習館、その他施設の長寿命化を図り、持続可能な史跡公園として整備する。

2. 日常をはなれた癒しの演出と、憩いと賑わいを創出する

- ・便利施設を整備し、人々が長時間滞在しやすい環境を整える。
- ・癒しと憩いの場として利用したくなるような緑あふれる快適な空間を整備する。
- ・様々な活動、イベントができ、幅広い年齢層に利用してもらえる多目的な広場を整備する。

3. 弥生時代を身近に感じられ、周辺環境と調和した史跡公園とする

- ・弥生時代を体感できる復元施設を再生する。
- ・史跡公園全体を周囲から隔絶した空間とすることを見直し、樹木の配置計画を再検討するなど周辺環境との調和と、弥生の空間が共存した史跡公園を目指す。

4. 新たな活用のためのアップグレードを行う

- ・本質的価値を誰でもわかりやすく理解でき、興味をいけるようなARやVRなどのデジタルコンテンツを整備する。
- ・ホームページを立ち上げるなどSNSを利用した情報発信をおこなう。

3 管理・運営方針

管理・運営システムの構築

- ・良好な史跡公園として維持し、より広く活用し、利用者の利便性を高めるために、和泉市と泉大津市が協力した運営システムを構築する。そのなかで、民間事業者を活用した業務委託・指定管理者制度等、最も適切な運営方法を検討し、そのために必要な施設等の整備や制度設計を行うこととする。

第4章 全体計画及び個別計画

第1節 全体計画

1 ゾーニング

再整備・第2期第2次整備事業にあたっては基本方針、整備方針を踏まえ、それらを実現するために計画地内をいくつかのゾーンに区分し整備を進める。

中央エリア・北エリアにおいて、各々のゾーンをめぐる史跡池上曽根遺跡の本質的価値を学び、理解できるようにゾーンを設定し、それぞれの整備方針を定める。

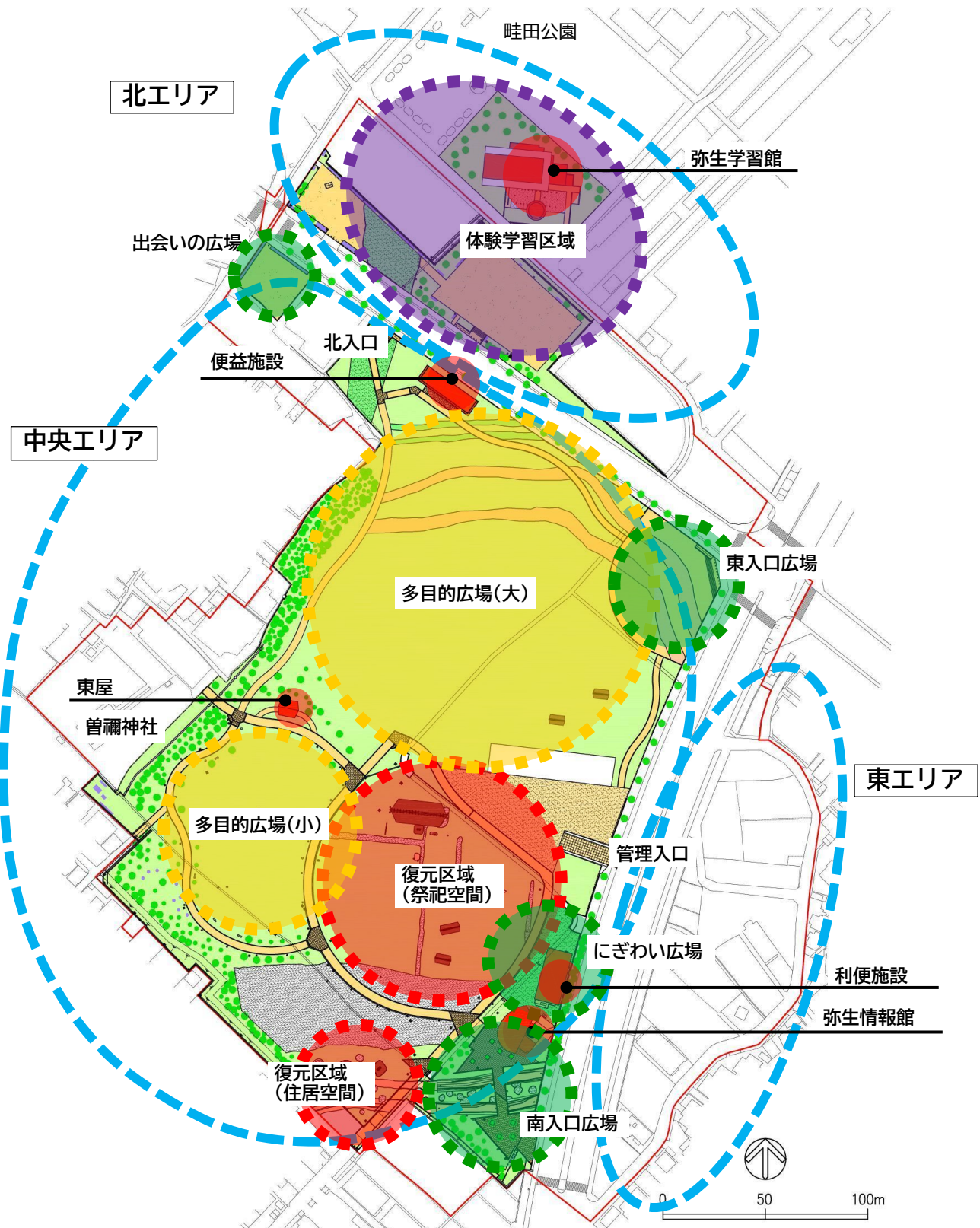


図4-1 再整備ゾーニング図

中央エリア

弥生体感空間・・・池上曽根遺跡の本質的価値をダイレクトに来訪者に伝える最も重要なエリア。

	ゾーン名	整備方針	主な施設
第1期整備地	復元区域 (祭祀空間)	池上曽根遺跡の祭祀をまなぶ 大型掘立柱建物、大型削り抜き井戸を中心に、祭祀に関わる遺構や工房施設、加工施設などを立体、平面復元した区域として再整備する。	・大型掘立柱建物 ・大型削り抜き井戸 ・切妻屋根掘立柱建物 ・寄棟屋根掘立柱建物 ・小型竪穴建物 ・立柱・方形井戸 ・埋納遺構・遺構表示
	復元区域 (居住空間)	池上曽根遺跡のくらしをまなぶ 人びとが日常に居住した空間を復元建物で再現した区域として再整備する。	・埋もれかけた円形竪穴住居 ・円形竪穴住居 ・方形竪穴住居 ・環濠・遺構表示
	南入口広場	池上曽根遺跡の発掘調査をまなぶ 発掘調査時を再現した環濠（現代）を渡って、復元区域（弥生時代）にタイムスリップするイメージの入り口広場。現在、史跡公園のメイン入口として使用している。 池上曽根史跡公園を利用する来園者がまず最初に立ち寄り、池上曽根遺跡の情報を得たり、史跡公園内で行われる情報を入手する区域として再整備する。	・弥生情報館 ・環濠・遺構表示 ・現代の広場と弥生の広場
	にぎわい広場	弥生時代のにぎわいをまなぶ 利用者が快適に史跡公園を利用するための広場のある区域として再整備する。 利便施設を設置し、賑わいを創出する。	・利便施設 ・人工芝
	多目的広場（小）	池上曽根遺跡の環濠集落の広がりまなぶ 多目的広場（大）のサブとして、また小規模なイベント、講座などに対応できる広場として整備する。	・多目的広場 ・東屋・ベンチ
	管理入口	国道26号から進入できる管理車両入口	・管理車両等入口
第2期整備地	東入口広場	池上曽根遺跡の多重環濠をまなぶ JR信太山駅からの動線及び中央エリア、北エリアとの動線を検討すると、将来メイン入口とする方向で整備を進める。	・舗装の広場 ・階段 ・スロープ
	出合いの広場	海と池上曽根遺跡の関係をまなぶ 南海松ノ浜駅からの動線を検討すると、海側から池上曽根遺跡に最初に出会う場所であるため史跡公園へのイントロダクションとしての機能を持たせるような整備を行う。	・案内看板 ・多目的広場
	多目的広場（大）	池上曽根遺跡の環濠集落の広がりまなぶ 規模の大きなイベントやレクリエーションなどに対応できる広場として整備する。	・多目的広場 ・便益施設
	北入口	府道から史跡公園に進入するための入り口。 中央エリアと北エリアをつなぐ入口として整備する。	・階段 ・スロープ

北エリア

体験学習空間・・・弥生時代に関することを実際に体験しながら学ぶことができるエリア。

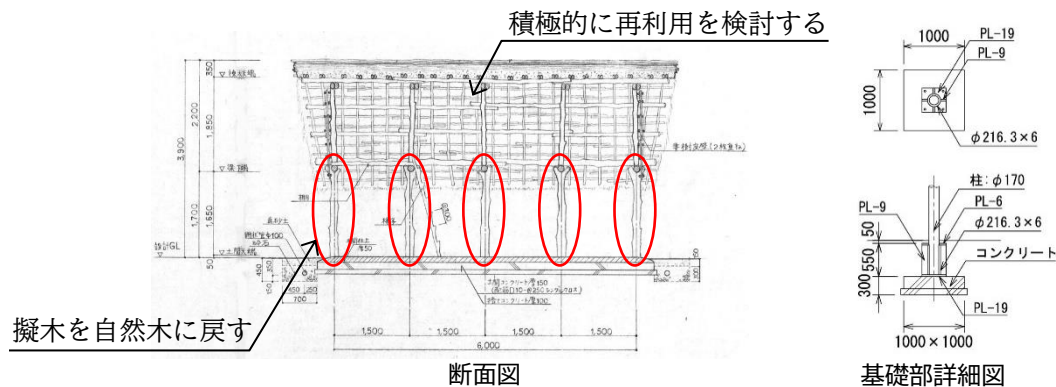
	ゾーン名	整備方針	主な施設
第1期整備地	体験学習区域	体験で弥生時代の技術をまなぶ 池上曽根遺跡について体験を通じて学ぶための施設、設備を整える。 弥生学習館は、泉大津市の畦田公園に隣接することから、公園と連携した管理運営を目指す。	・弥生学習館 ・体験の広場 ・自然流路平面表示 ・多目的広場 ・手洗い場

③切妻屋根掘立柱建物

(再整備－復旧)

本質的価値を伝えるために初期整備の景観に再現する。

- ・一度解体し、擬木の柱を木材の柱に戻す。使用する木材は形状に合った木材を探すのではなく機能が合うように木材を加工することも認める。
- ・解体した木材、茅葺は積極的に再利用を行う。
- ・木材の耐久性を高める処理を行う。
- ・見えない箇所には補強の金具等を使用する。
- ・基礎は強度と耐久性を考慮し初期整備のコンクリート基礎を引き続き採用する。

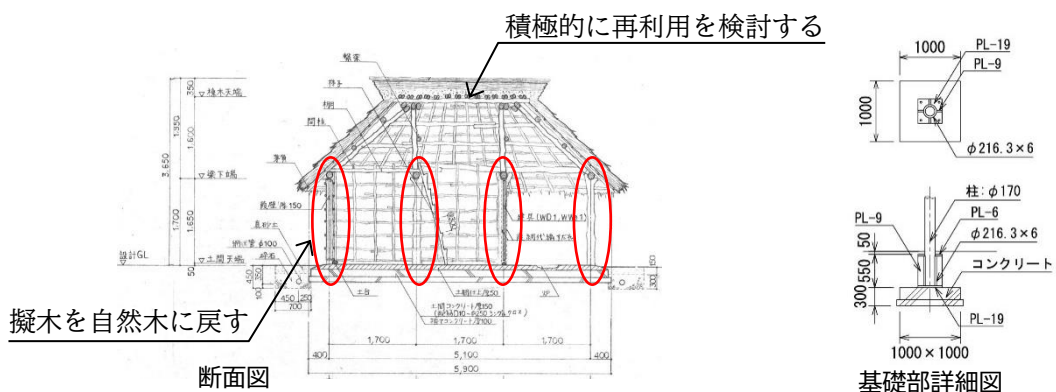


③寄棟屋根掘立柱建物

(再整備－復旧)

本質的価値を伝えるために初期整備の景観に再現する。

- ・一度解体し、擬木の柱を木材の柱に戻す。使用する木材は形状に合った木材を探すのではなく機能が合うように木材を加工することも認める。
- ・解体した木材、茅葺は積極的に再利用を行う。
- ・木材の耐久性を高める処理を行う。
- ・見えない箇所には補強の金具等を使用する。
- ・基礎は強度と耐久性を考慮し初期整備のコンクリート基礎を引き続き採用する。

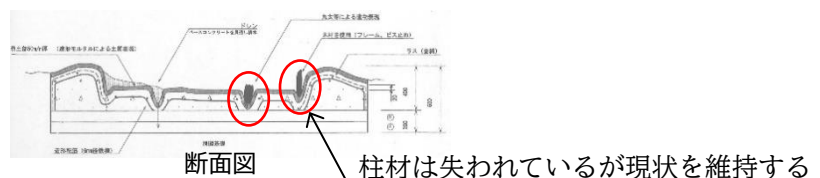


④埋もれかけた円形竪穴住居

(再整備－維持管理)

本質的価値を伝えるために現状のまま維持する。

- ・折れた柱等の表現は損失しやすいため再設置は行わない。

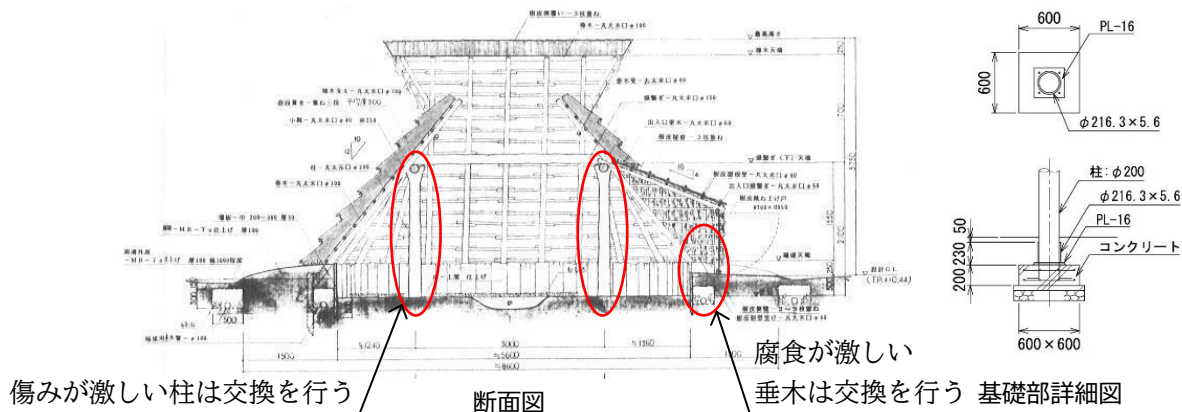


④円形竪穴住居

(再整備－復旧)

本質的価値を伝える上で重要な施設であるため初期整備の状況に再整備を行う。

- ・垂木の根元が腐食により、き損している部分もあり非常に危険であるため、一度解体し、同じ場所に基礎部の補強をし、再設置を行う。
- ・解体した木材、茅葺は積極的に再利用を行う。
- ・中央の柱を中心に木材の耐久性を高める処理を行う。
- ・見えない箇所には補強の金具等を使用する。
- ・基礎は強度と耐久性を考慮し初期整備のコンクリート基礎を引き続き採用する。
- ・いたずら防止対策は公園全体と個々の施設とのバランスを考慮しながら対策を考慮する。
- ・扉についてはデザイン、材質を再検討し維持管理が容易な仕様とする。

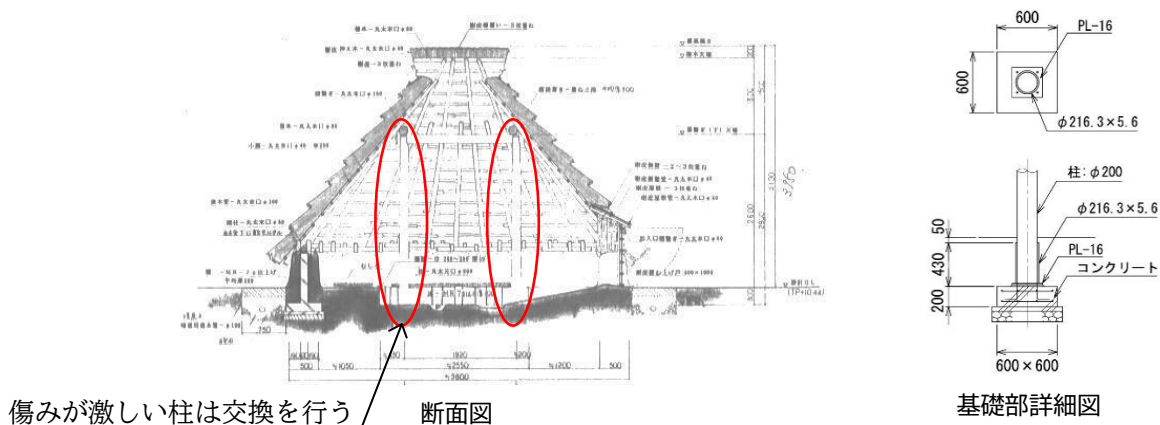


④方形竪穴住居

(再整備－復旧)

本質的価値を伝える上で重要な施設であるため初期整備の状況に再整備を行う。

- ・基礎部と中央の柱の傷みが激しいため、一度解体し、同じ場所に基礎部の補強をし、再設置を行う。
- ・解体した木材、茅葺は積極的に再利用を行う。
- ・中央の柱を中心に木材の耐久性を高める処理を行う。
- ・見えない箇所には補強の金具等を使用する。
- ・基礎は強度と耐久性を考慮し初期整備のコンクリート基礎を引き続き採用する。
- ・いたずら防止対策は公園全体と個々の施設とのバランスを考慮しながら対策を考慮する。
- ・扉についてはデザイン、材質を再検討し維持管理が容易な仕様とする。



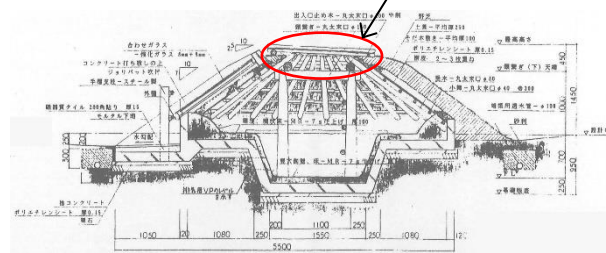
⑤小型竪穴建物

(再整備－改修)

本質的価値を伝えるために現状を維持しながら、傷んだ箇所の部分補修を行う。

- ・樹皮置式蓋については耐久性を考慮し板材の使用を検討する。

板材での再整備を検討する



断面図

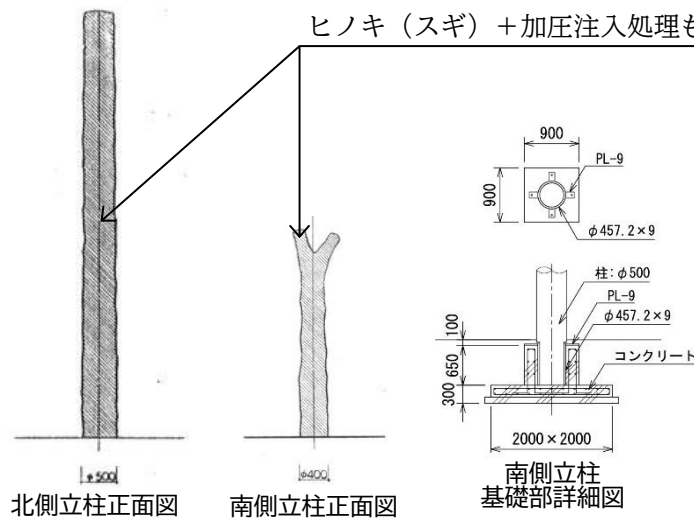
⑥立柱

(再整備－復旧)

本質的価値を伝える上で重要な施設であるため初期整備の状況に再整備を行う。

- ・北側、南側とも傷みが激しいため、既存の柱は撤去し新しい柱を設置する。
- ・木材はケヤキ、マツでの復元を基本とするが、市場性を考慮しヒノキ（スギ）＋加圧注入処理も検討する。
- ・南側立柱頭部の擬木を木材に戻す。見学者から遠いためデザインに合った木材を探すのではなく加工した木材を使用することも検討する。
- ・基礎は強度と耐久性を考慮し初期整備のコンクリート基礎を引き続き採用する。

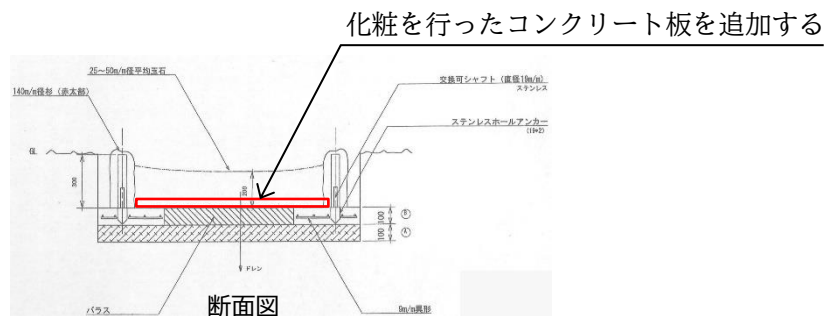
ヒノキ（スギ）＋加圧注入処理も検討する



⑦方形井戸

(再整備－改修)

本質的価値を伝えるために日常的に見学できるようにする。



検討内容



- ・投石対策——
 - ①石をやめる → 違う素材で井戸を表現する。
 - ②樹脂で固める
 - ③透明の蓋をする
- ↓ ← 耐久性を重要視し①を採用する。
- ・化粧したコンクリート板を使用する。
(カラーコンクリート、1250×1450×100)
- ・水色の着色を行う。
- ・水面をイメージする表面仕上げを行う。
(ウォータージェット仕上げ)

■木材の防腐・防蟻処理についての考え方と整理

①防腐・防蟻処理剤の種類 →防腐と防蟻は同じ薬剤で効果がある。

・薬剤は使用する場所（屋外・屋内）により使い分けを行う。

使用場所	処理方法	種類	色	処理時間
屋外	加圧注入	水性	無色・グリーン	8 時間
屋内	塗布	油性	無色	数分～数十分

②樹種による違い

処理しやすい樹種	ヒノキ、スギ	
処理しにくい樹種	ケヤキ	←ただし木材自体に防腐効果を持っている。
	マツ	
	雑木（クヌギ、コナラ）	皮剥ぎ ←ただし注入厚はスギ、ヒノキの 1/10 程度 皮付 ←加圧注入は困難

③形状による違い

- ・長さは加圧注入の処理施設による。→大阪には最大 16mの材を処理できる施設がある。
- ・太さによる違いは同一樹種では変わらない。→スギ、ヒノキなら腐りやすい辺材にほぼ浸透する。

④処理後の加工について

- ・処理を行うと木材表面に浸透膜が形成されるので、浸透膜を破断する加工は行わない。

⑤地際の防腐の強化について

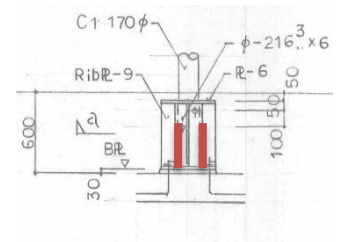
・処理方法の検討

コンクリート巻
銅板、鋼板
テープ巻

→いずれの方法も長期にわたると木材が縮み、
すき間ができると水が侵入し腐食の原因となる。

↓（対策）

防腐剤の加圧注入処理の上、地際部（地際から上下 10cm 程度）に処理剤の追加塗布を行う。



⑥復元施設等の再整備に使用する木材について

・使用する木材の考え方

材料、工法にこだわった当初整備への復旧を目指す
当初整備の景観を維持しながら材料、工法を検討する。

- ・発掘調査で樹種が判明している場合はなるべく同材を使用するが、価格、技術の面で実行できない場合は、史跡公園にある復元施設であることを十分考慮の上、選択する。
- ・見えないところは耐久性と価格を優先する。
- ・柱の形状に合った自然木にこだわらない。→南側立柱、掘立柱建物の柱などは加工して使用する。
- ・景観的に許容できる範囲で、耐久性のある工法を検討する。→防腐、防蟻処理ができる木材に変更する。（掘立柱建物、竪穴住居）

・復元整備に適した主要な木材

耐久性を考慮する場合

——

ヒノキおよびスギに加圧注入処理

自然木らしさを考慮する場合

——

雑木（皮剥ぎ）+加圧注入処理+塗布処理（地際部）

↑

加圧注入が十分にできないため
追加で塗布処理を行う。

↓

防腐効果を維持するには定期的な
メンテナンスが必要である。

⑦建物による使用する木材の違い

- ・大型掘立柱建物——建物下は腐食は少ない。

傷みの激しかった烏止りと千木の一部は 2017 年に交換



大型掘立柱建物



- ・割り抜き井戸——2019 年に井戸屋形を建替え。←突風により倒壊
柱（皮剥ぎ）は新材、屋根材等で傷みの少ない木材は再使用している。



割り抜き井戸



- ・掘立柱建物——2012 年（切妻）2018 年（寄棟）に建替え。←突風により倒壊
柱はコンクリート擬木。屋根材等で傷みの少ない木材（皮付）は再使用している。

↓

一度解体し自然木（皮剥ぎ）に変更する。

梁を支える二股の自然木は見つからなければ上部に凹み加工する。

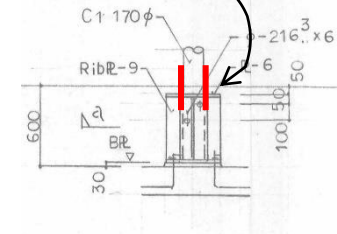
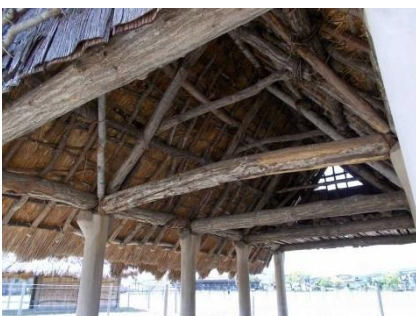


掘立柱建物（切妻）



- ・コンクリート擬木を自然木（皮剥ぎ）に変更する。

- ・防腐処理：
加圧注入＋塗布
（地際、小口）



掘立柱建物（寄棟）



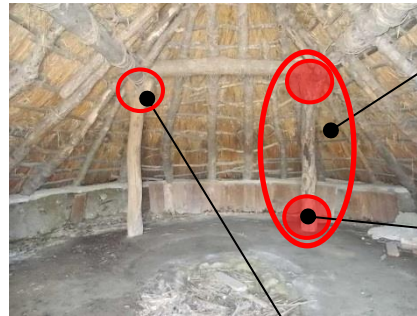
- ・自然の二股にこだわらない。
- ・上部に凹み加工を行う。

- ・ 竪穴住居、小型竪穴建物——竪穴住居中央の4本の柱がシロアリで細くなって倒壊の危険がある。
 竪穴住居の屋根部には目立った傷みはない。
 円形竪穴は垂木の根元が腐食により、き損している部分もあり非常に危険であるため全解体し、再復元する必要がある。
 小型竪穴は強風で樹皮置き蓋が破損している。

↓

一度解体し木材の耐久性を強化して当初整備時に復旧する。

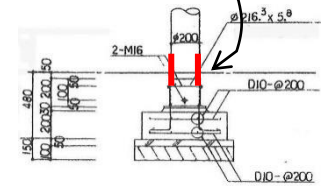
↳防腐処理の強化（加圧注入＋塗布）



・ 自然木（皮剥ぎ）にて再整備を行う。



・ 防腐処理：
加圧注入＋塗布
(地際、小口)



・ 自然の二股にこだわらない。
・ 上部に凹み加工を行う。



・ 加圧注入の防腐処理ができる丸太と板材に変更する。

- ・ 立柱——北側（ケヤキ材：φ500、H=6.0m）：2016 年に強化して当初の柱の再設置を行う。
柱内には鉄骨にて強化している。
腐食により倒壊の危険がある。
- 南側（マツ材：φ400、H=3.0m）：2016 年に上端をコンクリート擬木で再設置を行う。
↓
既存の柱は撤去する。
木材の耐久性を強化して当初整備時に復旧する。
南柱の上端は、組木と加工で対応する。



・ケヤキでの復元を基本とするが、市場性を考慮し、加圧注入の防腐処理ができる、ヒノキに樹種を変更することも検討する。



・二股材を自然木で探すが困難なことから、木材を加工して作成する。

・マツでの復元を基本とするが、市場性を考慮し、加圧注入の防腐処理ができる、ヒノキに樹種を変更することも検討する。

b 遺構復元

遺構復元は史跡池上曽根遺跡の本質的価値を伝える上で重要な要素である。当初整備のコンセプトを維持しつつ、維持管理を考慮した工法の検討を行う。

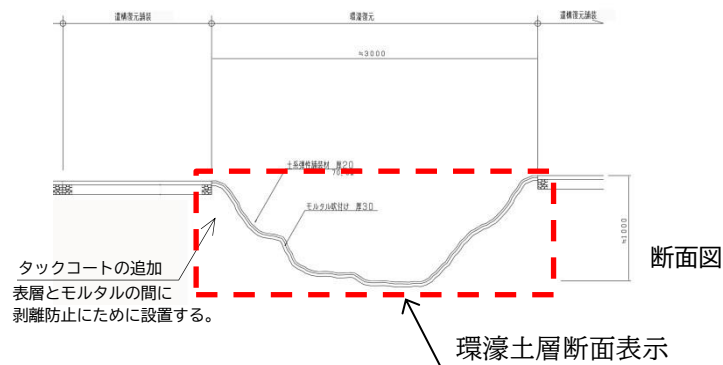
来園者に本質的価値を伝えるために良好な状態を回復する。復元施設の破損及び来園者の安全を確保しながら復元施設を近くから見学できる方法を検討し、見学者に本質的価値を十分に理解してもらうための解説やパンフレット、説明板を充実させる。

⑧環濠

(再整備－改修)

本質的価値を伝える上で重要な施設であるため初期整備の状況に再整備を行う。

- ・表層材の再検討を行う。
- ・環濠土層断面表示は、強度のある材質での再現を検討する。
- ・管理の手法については管理スタッフとの協議が必要である。

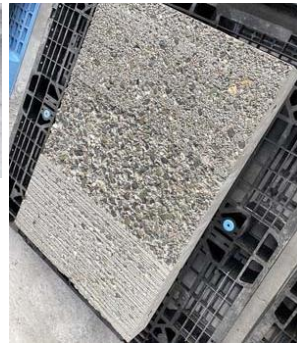
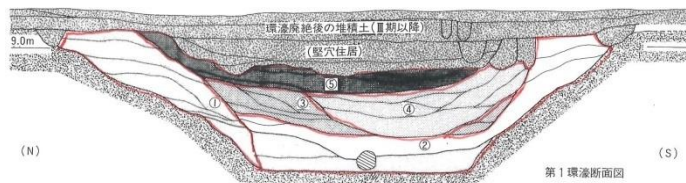


■環濠土層断面表示について

- ・現 状：コンクリートウォール＋土化粧（厚 20 mm）
- ・再整備：再整備においては耐久性を重視する。



コンクリートウォール（3000×1000×150）＋ウォータージェット仕上げ＋着色



■表層材について（景観舗装材として比較）

名称	土系弾性舗装 (ウレタン樹脂製)	土系舗装 (セメント系)	コンクリート舗装	透水型自然石舗装 (自然石/難黄変ウレタン舗装)
施行事例				
特徴	特殊ウレタン樹脂を混合することにより土特有の歩行感があり、真砂土の色がそのまま生かせる。伸縮目地を設ける必要もなく、クラックの発生もほぼない。 土の流出性が低く、水みちが発生しにくく、スロープ部での施工も容易である。	真砂土にセメント及び特殊樹脂を混合、転圧し固める土系舗装材。 乾燥収縮が大きいので、目地を設ける必要があり、クラック及び土の流出性が高い。 水みち、くぼ地の発生が懸念される。 真砂土の色より若干白っぽくなる。	コンクリートを表層に使用した舗装材。 強度に優れるが、伸縮が大きいので目地を設ける必要がある。 コンクリート素地を景観的に良くするために着色を行う必要があるが、紫外線や摩耗による変色、すり減りが懸念される。	自然石特有の風合いを長期間保つ透水型自然色舗装材。 難黄変樹脂を使用することで紫外線による劣化・黄変を軽減した舗装材。
耐久性	7年以上	7年以上	10年以上	7年以上
	○	○	◎	○
施工性	現場で真砂土と樹脂を混合し敷均し、転圧し仕上げる。	現場で真砂土とセメント及び特殊樹脂を混合し敷均し、転圧し仕上げる。	コンクリート工場から運ばれた生コンクリートを敷均し、コテ等で仕上げる。	現場で自然石と樹脂を混合し敷均し、コテ等で仕上げる。
	○	△	○	△
景観性	○	○	△	○
評価	景観的に良く、床、壁など様々な場所に施工が可能。	景観的に良いが、転圧が必要のため壁への対応ができない。	強度があるが、着色がはがれるなど景観的に問題がある。	景観的に良いが、粒が大きく樹脂の硬化速度が遅いため、勾配が8%以上になると施工が困難である。
	○	×	△	×

・現 状：土系——入口広場：碎石 100+± 70

復元広場：モルタル 30+± 20

・再整備：表層材——

- 土系 ← 現況
- コンクリート系
- 樹脂系



比較検討表の作成



現状と同仕様の土系弾性舗装（ウレタン樹脂系）を採用する。

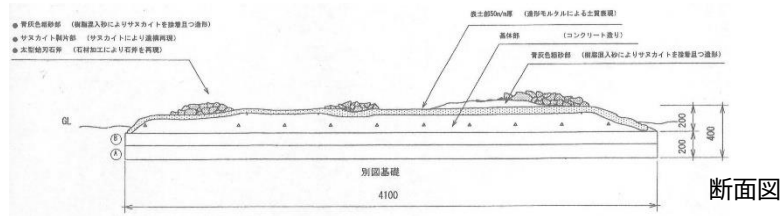
剥離に対する強度を確保するためにコンクリートと土系弾性舗装の間にタックコートを施工し密着度を高める。

⑨サヌカイト埋納遺構

(再整備－改修)

本質的価値を伝える上で重要な施設であるため長期的に維持管理できるような整備を行う。

- ・サヌカイト剥片は1個ずつ設置するのではなく、数個を接着した後で設置することにより剥離しにくくする。
- ・盛土を表現している蓋は使用しない。

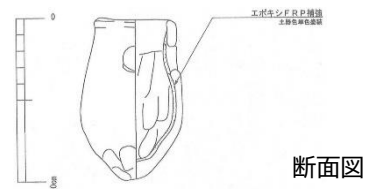


⑩イイダコ壺埋納遺構

(再整備－改修)

本質的価値を伝える上で重要な施設であるため長期的に維持管理できるような整備を行う。

- ・イイダコ壺は破損防止のため強度の強化を図る。
- ・焼成土器＋モルタル充填

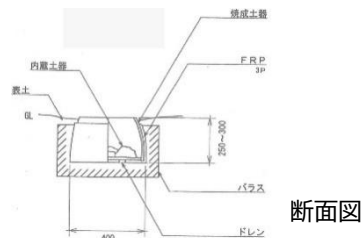


⑪土器埋納遺構

(再整備－改修)

本質的価値を伝えるために規模を縮小しながら長期的に維持管理できるような整備を行う。

- ・4箇所あった土器埋納遺構は、数を絞って設置する。
- ・土器は、コンクリートによる造形＋着色とし強度を図る。



c 平面表示

平面表示は史跡池上曾根遺跡の本質的価値を伝える上で重要な要素である。当初整備のコンセプトを維持しつつ、維持管理を考慮した工法の検討を行う。

来園者に本質的価値を伝えるために良好な状態を回復し、十分に理解してもらうための解説やパンフレット、説明板を充実させる。

⑫環濠表示

(再整備－復旧)

本質的価値を伝えるために初期整備の状況に再整備を行う。

- ・舗装は乾燥すると色のコントラストが出にくいことから、再整備において着色を強く行う。
- ・平面表示周辺部には芝生を張り土砂が表示部に流れ込まないようにする。

⑬区画溝表示

（再整備－復旧）

本質的価値を伝えるために初期整備の状況に再整備を行う。

- ・ 舗装は乾燥すると色のコントラストが出にくいことから、再整備において着色を強く行う。
- ・ 平面表示周辺部には芝生を張り土砂が表示部に流れ込まないようにする。

⑭谷地形表示

（再整備－復旧）

本質的価値を伝えるために初期整備の状況に再整備を行う。

- ・ 舗装は乾燥すると色のコントラストが出にくいことから、再整備において着色を強く行う。
- ・ 平面表示周辺部には芝生を張り土砂が表示部に流れ込まないようにする。

⑮竪穴住居表示

（再整備－復旧）

本質的価値を伝えるために初期整備の状況に再整備を行う。

- ・ 舗装は乾燥すると色のコントラストが出にくいことから、再整備において着色を強く行う。
- ・ 平面表示周辺部には芝生を張り土砂が表示部に流れ込まないようにする。

■土砂の流出防止について

- 流出防止対策――
- 勾配を緩やかにする。
 - 芝生、舗装などで表面土砂が流れないようにする。
 - 側溝など排水施設を設置し雨水が地表面を流れないようにする。

ii 施設

a 弥生情報館

弥生情報館は史跡池上曾根遺跡の本質的価値を伝える上、また史跡公園の維持管理の拠点として重要な施設である。老朽化した施設の修繕を行い、弥生の情報発信と維持管理の充実を図る。

来園者に史跡池上曾根遺跡の本質的価値を伝えるためにホール内の展示方法についての検討を行う。本質的価値を伝えるための手法としてパンフレットの作成、解説板の増設等を行い、また本質的価値を解説できるスタッフの育成を行う。

弥生情報館

(建築外装)

(再整備－改修)

来園者に十分な情報を提供できるように 20 年経過し老朽化した箇所の修繕を行う。

- ・ 外壁の洗浄、鋼材の再塗装を行う。

(建築内装)

(再整備－改修)

建物内の利用状況を再検討し動線確認、部屋割りをを行う。

- ・ 雨漏りにより傷んだ天井、壁の修繕を行う。
- ・ 開園面積拡大によるスタッフ増員に対応できるように倉庫を事務室に変更する。
- ・ 外部から直接トイレが利用できるように設定した東側通路は、トイレ利用を館内からに限定することにより倉庫として使用する。

(設備)

(再整備－改修)

来園者に十分な情報を提供できるように 20 年経過し老朽化した箇所の修繕を行う。

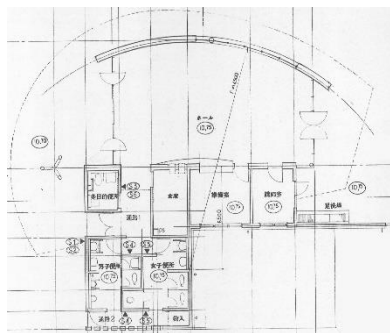
- ・ 内装、備品で傷んでいる箇所は修繕を行う。修繕箇所は今後必要な箇所のみとし、仕様は維持管理の容易なものに変更する。
- ・ 電動ブラインド、手動ブラインドの修繕、交換の検討を行う。
- ・ 節水、感染症対策として水栓の自動化を推進する。

(外構)

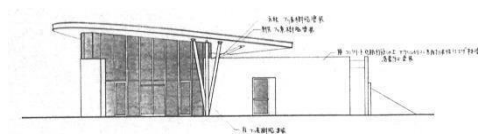
(再整備－改修)

来園者の安全を確保するために 20 年経過し老朽化した箇所、景観的に問題のある個所は修繕を行う。

- ・ 景観的に良くない柵は公園全体で統一感のある柵に変更する。
- ・ 足洗いの水道管は既存のルートを確認の上、改修を行う。



平面図



立面図

ｂその他の施設

公園施設は、日々の利用をうながし課外授業などの学校利用を促進するためには重要な施設である。今後の利用に則し快適な史跡公園とするための再整備を行う。

公園内で長時間過ごすためにはゆっくりと、快適に滞在できる空間が必要である。風雨を避けられる屋内空間は年間を通じて来園してもらうための利便施設が必要であり、本質的価値を伝えるための講座や課外授業など多目的にも利用できる利便施設を整備する。

利便施設

(整備－改修)

本質的価値を伝える施設として、また雨天、夏日など天気の悪い日の利用のための施設として整備を行う。

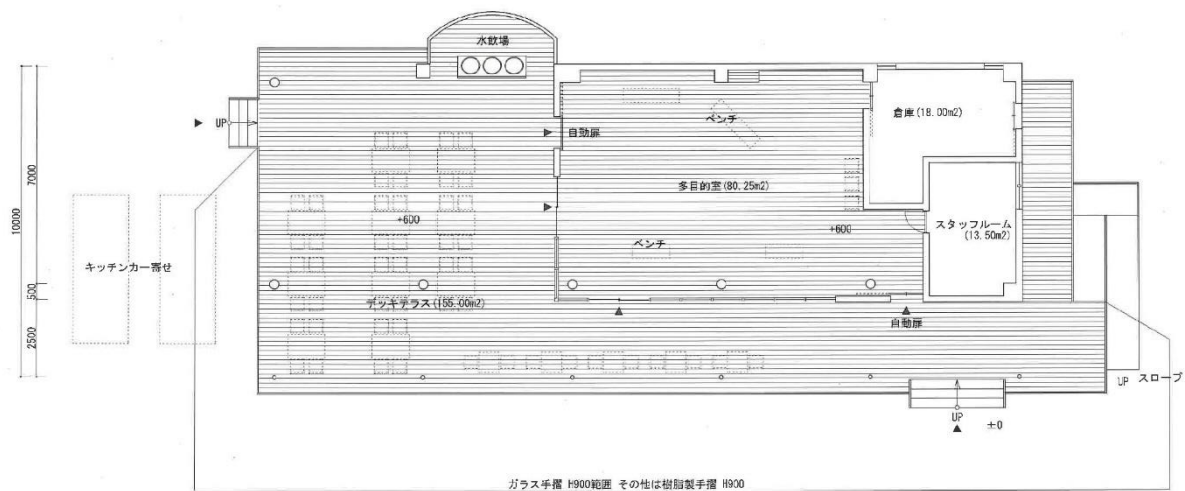
- ・来園者が長時間滞在でき、管理運営の拠点となる施設。
- ・多目的な利用が出来る様に、壁のある部屋と壁のない部屋を検討する。
- ・日常利用：一般来訪者や園児、小学生の休息の場として休憩室やお弁当が食べられる木陰空間のデッキテラスを提供する。
- ・非日常利用：(講座・講習会利用)
多目的室を大空間1室、又は可動間仕切で2分割にして利用する。
(朝市・フリーマーケット利用)
デッキテラスで開催し日常時のテーブルを並び替え、陳列台として利用する。

○計画概要

- ・建物用途：利便施設（多目的利用）
- ・構造規模：鉄骨造平屋建
(基礎は遺構に負担をかけないように現況地盤を基礎底として計画する。)
- ・建築面積：257.00 m²、床面積：240.00 m²
- ・諸室面積：スタッフルーム：13.50 m² (2～3人収容)
倉庫：18.33 m²、多目的室：80.25 m²、デッキテラス：155.00 m²
- ・外部仕上：腰：コンクリート打放し撥水剤吹付、壁：ALC版 t100 (横張り) 弾性アクリルリシン吹付
屋根：ガルバリウム瓦棒葺き、下地硬質木毛セメント板 t25
ゴムアスファルトルーフィング t1.0
(天井グラスウール 24Kt100 敷き込み・アルミ小屋裏レジスター8ヶ)
軒天：バスリブ張り、手摺：アルミフレーム (内外) ガラス t4+特殊フィルム t4
デッキ：樹脂製木目 (中空床) 張り、見掛鉄部：ケレンの上アルミペイント塗り
- ・内部仕上：床：樹脂製木目 (中空床) 張り、巾木：樹脂製巾木 H60
壁：PB12.5 EP 吹付、天井：バスリブ張り

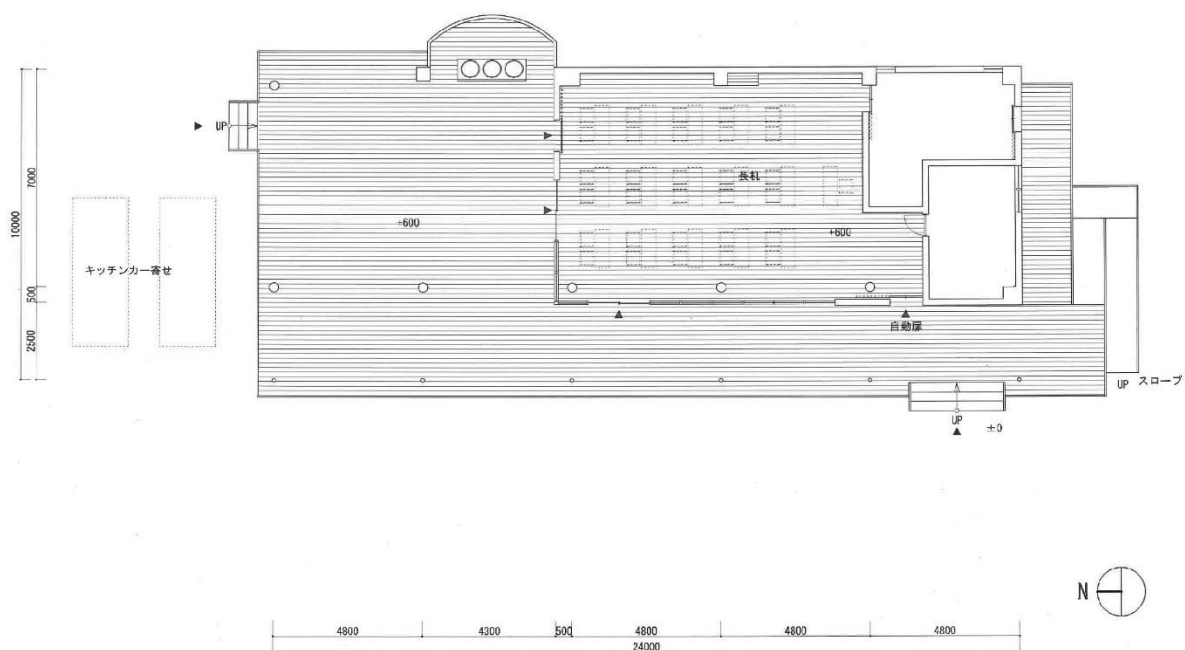
日常利用プラン 1:100

多目的室は休憩室、
デッキテラスは園児、小学生等のお弁当利用

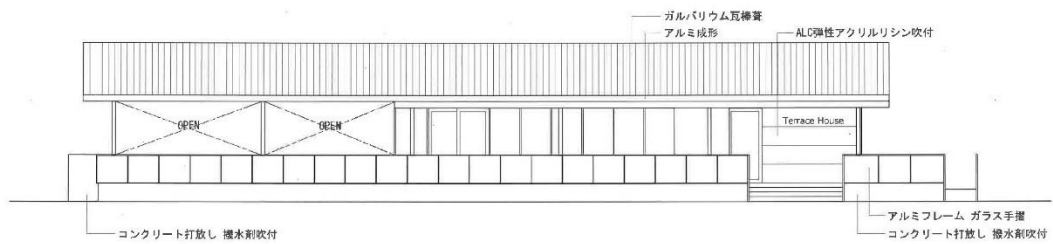


非日常利用プラン(講座、講習会等利用1)

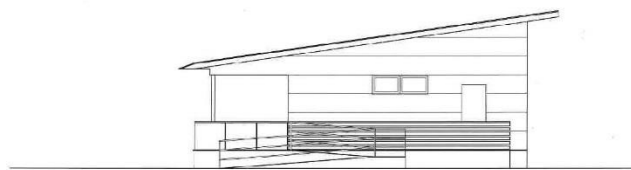
多目的室を大空間として利用



非日常利用プラン(講座、講習会等利用2)
多目的室を可動間仕切りで2分割に利用



西立面図 1:100



南立面図 1:100

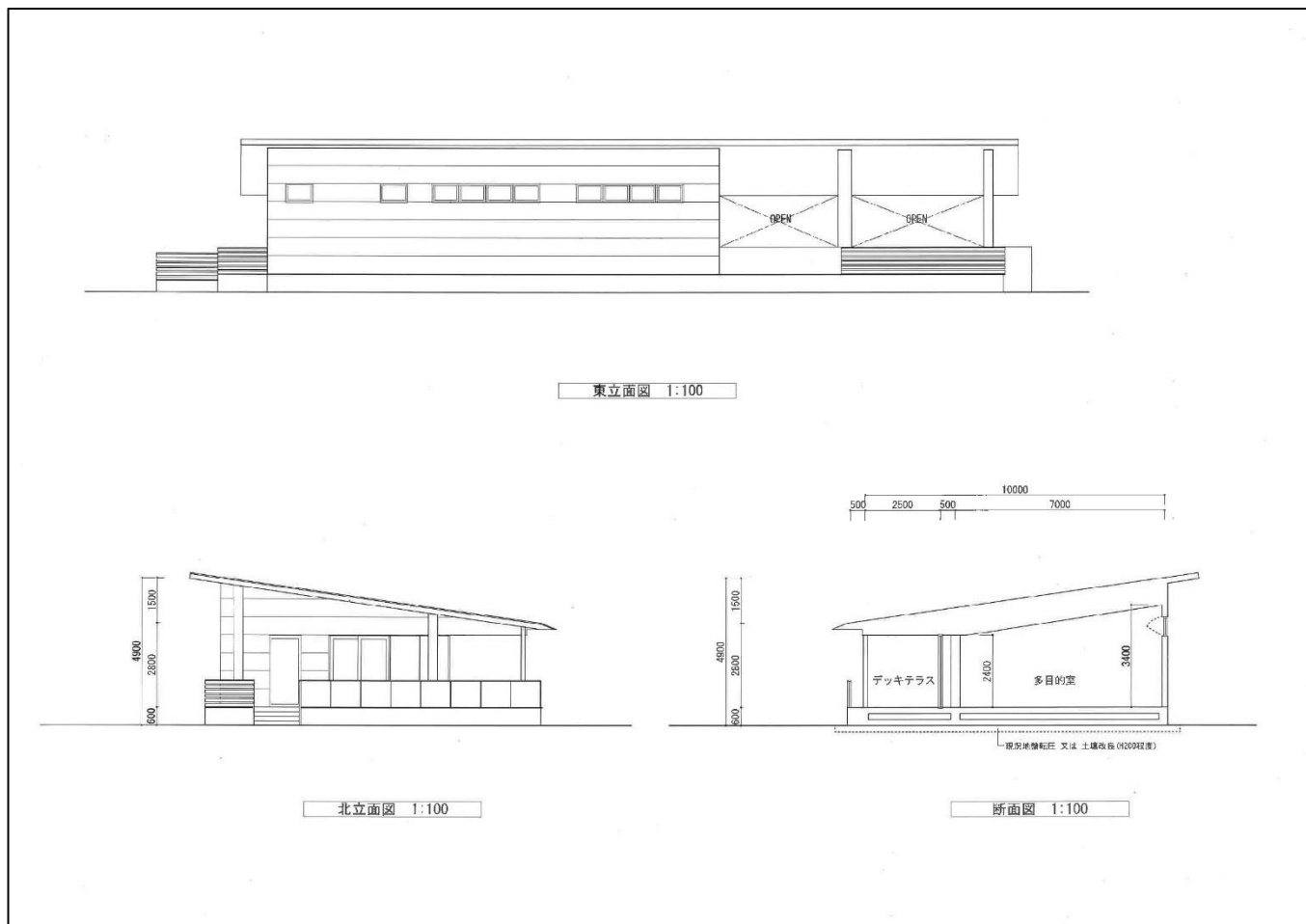


図 4-2 利便施設周辺イメージ

東屋

（再整備－改修）

来園者が快適に利用できるように傷みの激しい箇所の修繕を行う。

- ・ 傷みの激しい柱、テーブル、ベンチの交換、補強を行う。
- ・ 破損しやすい土間は強度のある舗装に変更する。

（再整備－新設）

- ・ 来園者が快適に利用できるように適切な場所に設置する。

ベンチ

（再整備－改修）

来園者が快適に利用できるように傷みの激しいベンチは交換を行う。

- ・ 汚れや破損により利用しにくいベンチは交換する。
- ・ 材質は景観に合うように当初整備と同様に木材を使用する。

道具置き場

（再整備－改修）

良好な公園を維持するために景観を考慮した配置、デザインを用いて設置する。

- ・ 必要なスペース量を算出し、景観性と利用のしやすさを考慮した設置場所の検討を行う。

iii 設備

a 管理設備

管理設備は史跡公園内を安全な空間に維持するためには必要な施設である。今後の利用に則した再整備を行う。

門扉

（再整備－改修）

防犯対策を強化するために設置場所、高さなどフェンスも含め再整備を行う。

- ・ 防犯対策を考慮したフェンス、門扉の設置を検討する。
- ・ 利用動線を考慮した門扉の配置計画を行う。
- ・ 早朝利用、管理体制を考慮した配置計画、仕様を検討する。
- ・ 管理入口の車止めは破損しにくい門扉に変更する。
- ・ 機能と景観を考慮したデザインを採用する。

フェンス

（再整備－改修）

防犯対策を強化するために設置場所、高さなどを再検討した整備を行う。

- ・ 防犯対策を考慮したフェンス、門扉の設置を検討する。
- ・ 史跡公園外周部に夜間の侵入防止のためのフェンスを設置する。
- ・ フェンスは乗り越えにくいような高さとする。
- ・ 史跡公園外周部にフェンスを設置したうえで、復元広場区域のフェンスは撤去する。
- ・ 機能と景観を考慮したデザインを採用する。

車止め

（再整備－改修）

外周フェンス、門扉の整備により不要な車止めは整理する。

- ・ 防犯対策を考慮したフェンス、門扉の設置を検討する。
- ・ 入口には、昼間の車の侵入防止は必要である。
- ・ 機能と景観を考慮したデザインを採用する。

側溝

（再整備－維持管理）

当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。

- ・ 必要な排水機能を維持できるように維持管理を行う。
- ・ 側溝内に堆積する土砂を少なくするために周辺には芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。

集水桝

（再整備－維持管理）

当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。

- ・ 必要な排水機能を維持できるように維持管理を行う。
- ・ 側溝内に堆積する土砂を少なくするために周辺には芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。
- ・ 来園者がつまづかないように、来園者動線上にあり、周辺地盤から飛び出している段差の大きいものは周辺地盤の整備又は再設置を検討する。

マンホール

（再整備－維持管理）

当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。

- ・ 来園者がつまづかないように、来園者動線上にあり、周辺地盤から飛び出している段差の大きいものは周辺地盤の整備又は再設置を検討する。

園路灯

（再整備－改修）

史跡公園内の安全に必要な照度が確保できるように再整備を行う。

- ・ 当初整備は景観を考慮し H=900 の公園灯であったが照度が確保しにくいこと、いたずらの対象になりやすいことからハイポール灯に変更し配置計画を行う。
- ・ 灯具のデザインはいたずらによる投石に強いものを採用する。
- ・ ランプは維持管理を考慮し LED を採用する。

散水栓

（再整備－改修）

来園者の安全が確保できるように改修を行う。

- ・ 来園者がつまづかないように、来園者動線上にある散水栓で段差の大きいものは再設置を行う。

b 電気設備

電気設備は史跡公園内を安全な空間に維持するためには必要な施設である。今後の利用に則した再整備を行い防犯のための設備の充実を図る。

電源盤

（再整備－撤去）

イベント時は電源車の使用を基本とし電源盤の再整備は行わない。

- ・ 将来の利用状況を検討し、必要がなければ本体、ケーブル及び変圧器の撤去を行う。

引込柱、分電盤、変圧器

（再整備－維持管理）

良好な公園を維持するために定期的な維持管理を進める。

- ・ 変圧器は将来の電力使用を見直し、必要性について検討を行う。

警報装置

(整備－新設)

夜間の防犯、安全対策を強化するために監視カメラを設置する。

- ・いたずらに対しての抑止力を持たせるために、入口及びいたずらの多い主要な施設に対して監視カメラを設置する。

c 保存のための設備

盛土は史跡指定地に眠る遺構を後世に良好な状態で継承するための重要な要素である。全体計画の施設整備を確認しながら必要な盛土厚を確保する必要がある。

盛土

(再整備－復旧)

史跡を保存するために盛土の厚みを確保する。

- ・第1期整備地については、土が流出してしまったところの地形復旧を行う。

遺構保存のための盛土、鉄板

(再整備－維持管理)

史跡を保存するために現状を維持する。

- ・整備後の状況が目視できないために、管理者と協議を行いながら、遺構に支障が発生しないか監視を続ける。

d サイン・看板

解説板は史跡公園全体また個別の施設を史跡公園利用者に知ってもらうための施設であり、案内板や注意表示板は快適な公園利用を行ってもらうための施設である。景観に考慮しながら必要な施設の充実を図る。

園名板

(再整備－新設)

通行する人、車に史跡公園をアピールするために主要な入口に公園名板を設置する。

- ・公園の顔となる名板は耐久性と見栄えを考慮したデザインを検討する。
- ・車に対して史跡をアピールできる看板を設置する。

案内板

(再整備－改修・新設)

来園者に史跡公園内を良く知ってもらうために将来計画を基に動線計画を行い誘導表示板の設置を検討する。また、主要な箇所に総合案内板を設置する。

- ・来園者に公園全体の状況を知ってもらう重要な施設であるため、案内板と誘導表示板を充実させる。
- ・設置場所は整備後の来園者の移動動線を検討し配置計画を行う。
- ・材質は木材にこだわらず耐久性を考慮したものを採用する。

解説板

(再整備－新設)

来園者に本質的価値を学んでもらうために復元施設を中心に解説板を設置する。設置については景観も重視する。

- ・解説板は池上曾根遺跡の本質的価値を来園者に教える重要な施設であるため、充実させる。
- ・景観と耐久性を考慮し、固定式と可動式を併用する。
- ・材質は木材にはこだわらない。ただし、周囲と調和せず解説板だけ目立つような色やデザインは避ける。

名称板

(再整備－新設)

来園者に本質的価値を学んでもらうために復元施設を中心に名称板の再整備を行う。

- ・ 名称板は池上曽根遺跡の本質的価値を来園者に示す重要な設備である。
- ・ 当初設計の地表面に設置する工法は採用するが、耐久性のある表示面の検討を行う。
- ・ 景観を考慮し保存区域になじむデザインを検討する。

揭示板

(再整備－新設)

今後、公園区域が拡大するにあたって来園者に最新の情報を発信するために揭示板の追加を検討する。

- ・ 景観を考慮してデザインの統一を図る。

注意看板

(再整備－改修・新設)

来園者の安全を確保するために利用状況を確認しながら必要な箇所には注意看板を追加する。

- ・ 景観を考慮してデザインの統一を図る。

iv 工作物

a 園路

公園利用者が安全に散策を行うための施設であり水たまりや不陸のないように維持管理、再整備を行う。

インターロッキング舗装

(再整備－改修)

来園者の安全を確保するために不陸が激しく水たまりになるような箇所は修繕を行う。

- ・ 利用者が安全に使用できるように維持管理を務める。
- ・ 不陸がある場所は再設置を行う。
- ・ 園路内に土砂が堆積している箇所があるために周辺には芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。

自然色アスファルト舗装

(再整備－改修)

来園者の安全を確保するために表面が破損している箇所は修繕を行う。

- ・ 利用者が安全に使用できるように維持管理を務める。
- ・ 不陸がある場所は再設置を行う。
- ・ 園路内に土砂が堆積している箇所があるため、周辺には芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。

b 広場

広場は課外学習やイベントを行う場所であり水たまりや不陸のないように維持管理、再整備を行う。

インターロッキング舗装

(再整備－改修)

来園者の安全を確保するために不陸が激しく水たまりになるような箇所は修繕を行う。

- ・ 利用者が安全に使用できるように維持管理を務める。
- ・ 不陸がある場所は再設置を行う。
- ・ 園路内に土砂が堆積している箇所があるため、芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。

木舗装

(再整備－改修)

来園者の安全を確保するために傷みの激しい箇所は材質を検討し修繕を行う。

- ・ 利用者が安全に使用できるように維持管理を務める。
- ・ 不陸がある場所は再設置を行う。
- ・ 耐久性を考慮し木材は合成木材に変更する。

土舗装

(再整備－改修)

来園者の安全を確保するために不陸が激しく水たまりになるような箇所は修繕を行う。

- ・ 利用者が安全に使用できるように維持管理を務める。
- ・ 不陸がある場所は再設置を行う。
- ・ 園路内に土砂が堆積している箇所があるため、芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。

アスファルト舗装

(再整備－改修)

来園者の安全を確保するために表面が破損している箇所は修繕を行う。

- ・ 利用者が安全に使用できるように維持管理を務める。
- ・ 不陸がある場所は再設置を行う。
- ・ 園路内に土砂が堆積している箇所があるため、芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。

v 樹木

樹木の役割には大きく分けて修景効果、緑陰効果、緩衝効果、防災効果、環境抑制効果、生態系の保全効果があり、公園内の樹木は利用者に木陰などを提供すると共に四季折々の移り変わりを感じてもらい、憩いの場として利用してもらうためには必要なものである。公園内からの景観（復元エリアからの景観とその他のエリアからの景観）と国道 26 号からの景観を考慮しながら植栽計画の再検討を行う。

史跡公園内で弥生時代を体感することと、史跡公園としての認知度を上げることを両立するために、復元エリアからは周辺景観が見えないように外周植栽や街路樹の植栽密度を上げた遮蔽植栽を行う。その他のエリア周辺は道路から公園が認識できるように街路樹は植栽密度の低い並木を採用するなどメリハリをつけた植栽を行う。



図 4-3 外周植栽計画ゾーニング図

a 植栽

植栽（高木、中木）

（再整備－改修）

日常利用を促進するために日陰を確保するための植栽を行う。

- ・地下にある遺構の状況を確認しながら来園者に日陰を与える植栽を行う。
- ・公園内の良好な景観を確保するために外周植栽の充実を図る。

植栽（低木、地被類）

（再整備－改修）

維持管理スタッフと協力しながら公園内に華やかさを演出する草花の植栽を検討する。

- ・花壇の植え替えのカレンダーを作成し、植え付けのない時期も見栄え良くし、遺構復元として来園者に見てもらう。

植栽（芝生）

（再整備－新設）

走ったり転がったりできる芝生の広場は様々な状況で利用が可能であるため積極的な導入を図る。

- ・広場空間には土砂流出対策も含めて芝生を植栽する。
- ・定期的な維持管理が必要なため管理者との協議が必要である。
- ・芝生地は大型の芝刈り機が使用できるなど維持管理が容易なように植栽する。

いずみいのちの森

（再整備－維持管理）

最低限の維持管理を行いながら良好な樹林の形成を促す。

- ・西側外周植栽の充実を図る。
- ・あまり密集すると安全上の問題があるため最低限の維持管理を行う。

b 樹木

既存樹木（指定地内）

（再整備－維持管理）

未買収地に生育していることから地権者に適切な管理を促す。

- ・遺構に負担がかからないか監視を続ける。

既存樹木（街路樹）

（再整備－維持管理）

国道 26 号沿いの植栽は、外からの景観と中からの景観を考慮し剪定、間伐などを管理者と協議を行う。

- ・各視点からの景観を考慮しながら樹林帯の厚みに強弱を持たせる。

既存樹木（曾禰神社）

（再整備－維持管理）

良好な樹林は公園内からの借景として利用する。

- ・良好な借景を維持するために神社との協力を続ける。

②北エリア

i 復元施設

a 平面表示

平面表示は史跡池上曽根遺跡の本質的価値を伝える上で重要な要素である。当初整備のコンセプトを維持しつつ、維持管理を考慮した工法の検討を行う。

来園者に本質的価値を伝えるために良好な状態を回復し、十分に理解してもらうための解説やパンフレット、説明板を充実させる。

①自然流路表示

(再整備－維持管理)

本質的価値を学ぶために現状を維持する。

- ・ 芝生地内にクローバーの侵入を防ぐことは維持管理に大きな負担になることから、景観的に緑を維持できるのならクローバーの進入を認める維持管理を行う。

ii 施設

a 弥生学習館

弥生学習館は史跡池上曽根遺跡の本質的価値を伝えるために、弥生時代の生活様式と技術について実体験しながら学ぶ場の拠点として重要な施設である。これからもこの機能を充実させ、強化していくべきである。適切な体験学習の実施と、池上曽根遺跡に関する情報発信を行っていくため、現在抱えている課題を解決することを目的に施設の改修を行うだけでなく、今後の事業の広がりなどを考慮したうえでの再整備、改修を行う。改修に際してはライフサイクルコストを必要最小限に抑えるという観点からの改修・保全を実施する。

また、弥生学習館の改修は、「泉大津市国土強靱化地域計画」（令和4（2022）年3月策定）の事前に備えるべき目標1に位置付けられている。

弥生学習館

(建築外装)

(再整備－改修)

来館者に適切な体験学習が提供できるように、設置時に近い状態となるよう修繕を行う。

- ・ 屋上及び窓枠コーティングの点検を行い、防水処理修繕を行う。
- ・ 外壁コンクリートクラックの修繕を行う。
- ・ 外装の鋼材について再塗装を行う。
- ・ 台風で飛ばされたガラス板の再設置を協議する。
- ・ 屋内に雨が吹き込み、利用や管理に影響を与えている窓などの始末を検討する。

(建築内装)

(再整備－改修)

建物内の利用状況を確認し施設及び設備の配置を再検討し、より来館者の利便性につなげる。

- ・ 利用者に情報を発信・誘導するサインの設置を検討し、深い学びにつなげる。
- ・ 床板の点検、補修を行う。

(設備)

(再整備－改修)

来館者が適切な体験学習ができるよう、設置時に近い状態を目指した修繕を行うほか、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインを採用し、ゼロカーボンへ向けた設備を導入するなど、適切な設備の更新を実施する。

- ・ 空調設備を省エネルギー機器へ更新するほか、全館空調から個別空調への変更を検討する。
- ・ 照明器具のLED化を実施する。
- ・ トイレの洋式化、多機能トイレの機能充実を検討する。

- ・節水、感染症対策として水栓の自動化を推進する。
- ・不要な設備の撤去を行う。
- ・排煙窓の修繕を行う。
- ・展示コーナーの音響、映像設備などの点検、改修を行う。
- ・展示水槽については開館当初の「大阪湾に暮らすいきもの」に焦点をあてた展示から、「身近にくらす生き物」「水田と生き物とのかかわり」に変更しているが、この変更に合わせて展示解説を設置する。また淡水魚専用にすることにより循環設備の軽減を図ることとし電気設備等の点検、改修を行う。

(外構)

(再整備－改修)

来園者の安全を確保するために景観的に問題のある箇所は修繕を行い、入館しやすい施設を維持する。

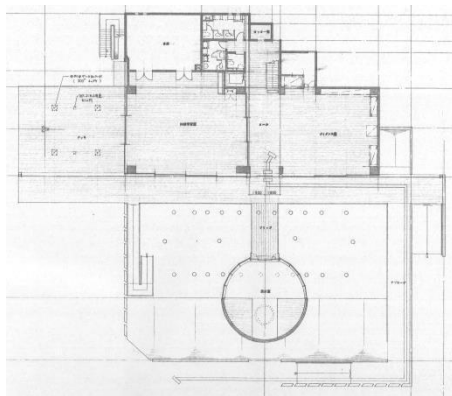
- ・外部に学習館の存在をわかりやすく知らせるため、看板などの設置を検討する。
- ・建物外周については機能面及び景観的に不具合のある箇所は改修する。
- ・傷みの激しいウッドデッキの貼り替えを実施し、児童らが安全・安心に利用できる状態にする。
- ・金属部が、耐久性を保っているか確認し、塗装、改修を行う。
- ・展示ホール周辺は景観を考慮し、人工芝等を活用した改修を行う。

(ホール)

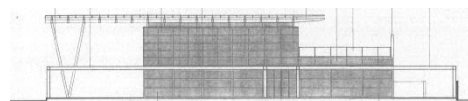
(再整備－改修)

史跡の本質的価値である出土遺物を適切に保管し、後世に伝えるための重要な場所として適切な状態を保つための修繕を行う。

- ・出土遺物の保存を最大限に考慮しながら、設備の改修を行う。
- ・遺物を適切に管理するため、外壁、防水処理の点検、改修を行う。
- ・入口の自動ドアの修繕を行う。
- ・ホール床の透明ガラスは、「発掘調査現場を俯瞰して体験する」というコンセプトに必要な設備であるが、透明度が低下しているため清掃及び交換を行う。



平面図



立面図

b その他の施設

公園施設は、日々の利用をうながし体験学習を行うためには重要な施設である。今後の利用に則した再整備を行う。

手洗い場

(再整備－改修)

来園者が快適に利用できるように傷みの激しい箇所の修繕を行う。

- ・蛇口の再設置を行う。
- ・コンクリートの洗浄を行う。

倉庫

（再整備－維持管理）

良好な公園を維持するために現状を維持する。

- ・ 壁の洗浄を行う。
- ・ 現状を維持するが、建て替え時には景観を考慮しながら、落書き対策を行った外壁の検討を行う。

ベンチ

（整備－新設）

来園者が快適に利用できるようにベンチを整備する。

- ・ 材質は景観に合うものを検討する。

iii 設備

a 管理設備

管理設備は史跡公園内を安全な空間に維持するために必要な施設である。今後の利用に則した再整備を行う。

門扉

（再整備－維持管理）

来園者の安全を確保するために利用状況を考慮しながら現状を維持する。

- ・ 防犯対策を考慮したフェンス、門扉の設置を検討する。
- ・ 機能と景観を考慮したデザインを採用する。

フェンス

（再整備－改修）

安全確保のため、転落防止のフェンスを充実させる。

- ・ 防犯対策を考慮したフェンス、門扉の設置を検討する。
- ・ 破損しているフェンスの修繕を行う。
- ・ 隣接する畔田公園と条東小学校との相互利用を推進するための検討を行う。
- ・ 機能と景観を考慮したデザインを採用する。

車止め

（再整備－維持管理）

当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。

- ・ フェンス、門扉の配置計画と連動しながら整備、維持管理を進める。
- ・ 機能と景観を考慮したデザインを採用する。

側溝

（再整備－維持管理）

当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。

- ・ 必要な排水機能を維持できるように維持管理を行う。
- ・ 側溝内に堆積する土砂を少なくするために周辺には芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。

集水枥

（再整備－維持管理）

当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。

- ・ 必要な排水機能を維持できるように維持管理を行う。

園路灯

（再整備－改修）

- 史跡公園内の安全に必要な照度が確保できるように再整備を行う。
- ・ランプは維持管理を考慮し LED を採用する。

階段

（再整備－維持管理）

- 当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。
- ・コンクリートの経年劣化による亀裂の発生に注意する。
 - ・コンクリートの洗浄を行う。

スロープ

（再整備－維持管理）

- 当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。
- ・コンクリートの経年劣化による亀裂の発生に注意する。
 - ・コンクリートの洗浄を行う。

手摺

（再整備－維持管理）

- 当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。
- ・利用者の安全を確保するため、日常の点検で注意を図る。

散水栓

（再整備－改修）

- 来園者の安全が確保できるように改修を行う。
- ・段差の大きいものは再設置を行う。

b 電気設備

電気設備は史跡公園内を安全な空間に維持するためには必要な施設である。今後の利用に則した再整備を行い防犯のための設備の充実を図る。

引込柱、分電盤

（再整備－維持管理）

- 良好な公園を維持するために定期的な維持管理を進める。
- ・全体整備完了時の電力使用を考慮しながら、利用状況の使用量に合った設備レベルを検討しながら維持管理を進める。

c 保存のための設備

盛土は史跡指定地に眠る遺構を後世に良好な状態で継承するための重要な要素である。全体計画の施設整備を確認しながら必要な盛土厚を確保する必要がある。

盛土

（再整備－維持管理）

- 当初整備の機能が維持できるように維持管理を進める。
- ・整備後の状況が目視できないために、遺構に支障が発生しないか地盤の沈下には監視を続ける。

dサイン・看板

案内板や注意表示板は快適な公園利用を行ってもらうための施設である。景観に考慮しながら必要な施設の充実を図る。

案内板

(再整備－新設)

- 来園者に史跡公園内を良く知ってもらうために、将来計画を基に動線計画を行い、誘導表示板の設置を検討する。また、主要な箇所に総合案内板を設置する。
- ・来園者に公園全体の状況を知ってもらう重要な施設であるため、案内板と誘導表示板を充実させる。
 - ・材質は木材にこだわらず耐久性を考慮したものを採用する。

揭示板

(再整備－新設)

- 今後、公園区域が拡大するにあたって来園者に最新の情報を発信するために揭示板の追加を検討する必要がある。
- ・現在は弥生情報館と弥生学習館の2箇所で対応しているが、史跡全体の整備が完了した時には来園者への情報提供のための揭示板の追加を検討する。

iv工作物

a 広場

広場は体験学習やイベントを行う場所であり水たまりや不陸のないように維持管理、再整備を行う。

土舗装

(再整備－改修)

- 来園者の安全を確保するために不陸が激しく水たまりになるような箇所は修繕を行う。
- ・利用者が安全に使用できるように維持管理を務める。
 - ・不陸がある場所は再設置を行う。
 - ・園路内に土砂が堆積している箇所があるため、芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。

自然色アスファルト舗装

(再整備－改修)

- 来園者の安全を確保するために表面が破損している箇所は修繕を行う。
- ・利用者が安全に使用できるように維持管理を務める。
 - ・不陸がある場所は再設置を行う。
 - ・園路内に土砂が堆積している箇所があるため、芝生等による土砂の流出防止対策を検討する。

v 樹木

P.83 に示したとおり、府道からの景観を考慮しながら植栽計画の再検討を行う。

a 植栽

植栽（高木、中木）

（再整備－改修）

日常利用を促進するために日陰が確保できる植栽を行う。

- ・地下にある遺構の状況を確認しながら来園者に日陰を与える植栽を行う。

植栽（低木、地被類）

（再整備－改修）

死角ができないように剪定など管理を行う。

- ・生育状況を確認しながら補植を行う。
- ・大きく成長すると死角が発生するため注意が必要である。

b 樹木

既存樹木（街路樹）

（再整備－維持管理）

緑のボリュームが出る様に管理者と協議を行う。

- ・並木として良好な成長を促す。

2 第2期第2次整備地

①中央エリア

i 復元施設

a 平面表示

環濠表示

(整備－新設)

本質的価値を伝えるために整備を行う。

- ・ 舗装は乾燥すると色のコントラストが出にくいことから、着色を強く行う。
- ・ 平面表示周辺部には芝生を張り土砂が表示部に流れ込まないようにする。

自然流路表示

(整備－新設)

本質的価値を学ぶために整備を行う。

- ・ 芝生で自然流路を表示する。芝生地内にクローバーの侵入を防ぐことは維持管理に大きな負担になることから、景観的に緑を維持できるのならクローバーの進入を認める維持管理を行う。

ii 施設

a その他の施設

便益施設

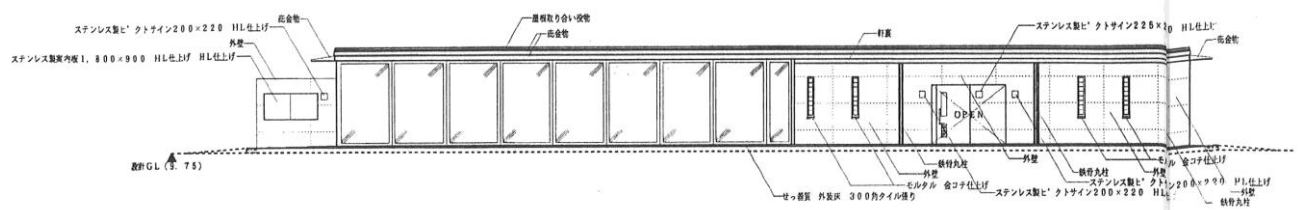
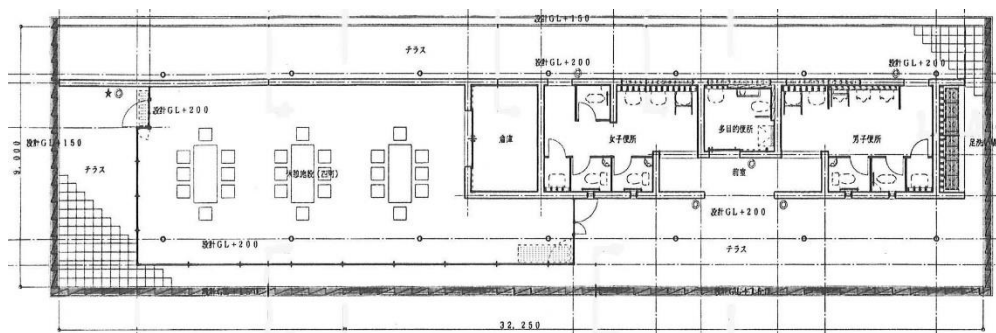
(整備－新設)

来園者に長時間滞在してもらうため中央エリア北側にもトイレを設置する。

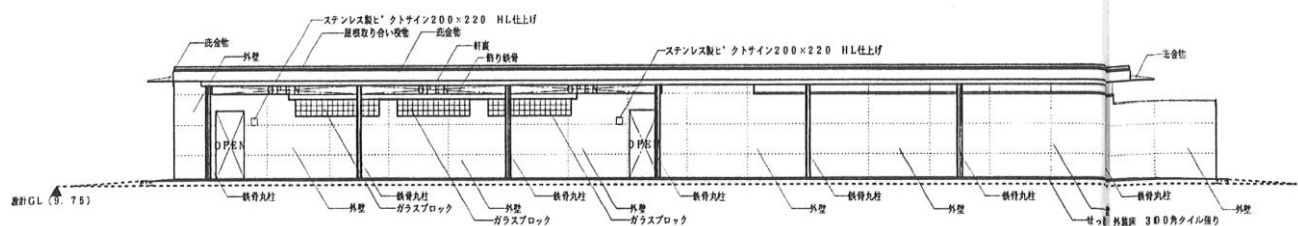
- ・ 建物内にはトイレと休憩スペースを併設し、史跡公園内で快適に過ごせる空間を確保する。

○計画概要

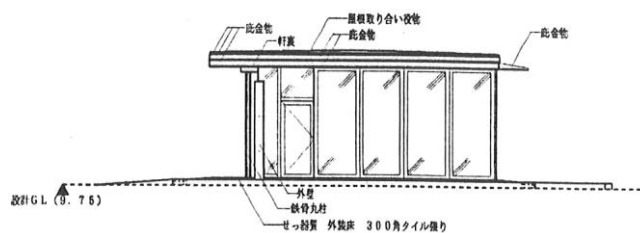
- ・ 建物用途：便益施設（公衆トイレ＋休憩室）
- ・ 構造規模：鉄骨及び鉄筋コンクリート混合造平屋建
(基礎は遺構に負担をかけないように現況地盤を基礎底として計画する。)
- ・ 建築面積：189.15 m²、床面積：144.87 m²
- ・ 諸室面積：公衆トイレ：53.63 m²、休憩室：81.29 m²
倉庫：9.95 m²
- ・ 外部仕上：腰：コンクリート打放しフッ素樹脂塗料カラークリア吹付
壁：コンクリート打放しフッ素樹脂塗料カラークリア吹付
屋根：断熱両面アルミ箔貼りインシアヌレートボード
軒天：耐水 PB12.5 突合せ張り EP 塗り
テラス：300 角タイル張り（足洗い場：磁器質 50 角タイル張り）
鉄部：防錆・防食塗装仕上げ
- ・ 内部仕上：休憩室：床：せっき質 300 角タイル張り
前室：壁：コンクリート打放しフッ素樹脂塗料カラークリア吹付
天井：耐水 PB12.5 突合せ張り EP 塗り
倉庫：床：モルタル金ゴテ仕上 t 30
壁：コンクリート下地硬質ウレタンフォーム複合木 t 19.5、GL 張りの上 EP 塗り
便所：磁器質 150 角タイル張り
多目的便所：壁：コンクリート打放しフッ素樹脂塗料カラークリア吹付
天井：耐水 PB12.5 突合せ張り EP 塗り



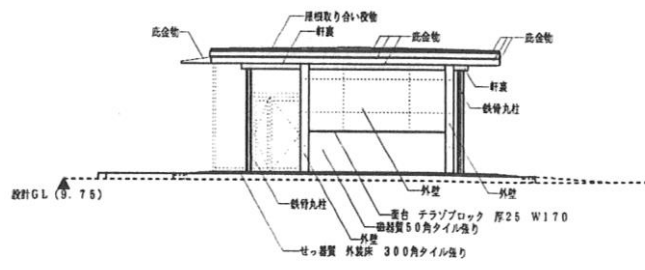
北立面図 S=1:100



南立面図 S=1:100



東立面図 S=1:100



西立面図 S=1:100

東屋

(整備－新設)

- 来園者が快適に利用できるような東屋を整備する。
- ・デザインは掘立柱建物をイメージしたものとする。

iii 設備

a 保存のための設備

盛土

(整備－新設)

- 2期整備地の市有地に盛土を行いイベント等に対応できる広場として整備する。
- ・多目的な広場とし、来園者を増やすための様々なイベントに対応できるようにする。

iv 工作物

a 広場

多目的広場

(整備－新設)

- 様々なイベント等にも対応できる広場として整備する。
- ・盛土高は 50 cm 以上を確保し、確実に史跡が保存できるようにする。
 - ・現在開口している光明池水路は、ボックスカルバート化し、広場として有効活用できるようにする。
 - ・安全に使用できるように、芝張りとする。

東入口広場

(整備－新設)

- 来園者の利便性を向上させるため中央エリア北側にも入口を設ける。
- ・入口の配置では信太山駅から最も近い入口となるため、コンクリート舗装とし将来はメイン入口とする方向で整備を進める。

出会いの広場

(整備－新設)

- ・大阪湾側からの池上曾根遺跡に出会う場として広場整備を行い、史跡公園へと誘導する。

3 情報発信のための整備

①サイン、解説

本質的価値を効果的に来園者に伝える手段として、デジタルコンテンツを積極的に活用する。パンフレット等での情報提供は情報量が限られているので、多くの情報が選択的に得られるデジタルコンテンツは有効である。また、今日では多くの人がスマートフォンを持っており、これらのツールを介して情報を伝えることは、来園者に本質的価値を伝えやすく、手軽に楽しんで学んでもらえる手法である。

○AR、VRの活用の検討

- ・復元区域内にスマートフォンをかざすと、復元建物とあわせて仮想建物や弥生時代の人々を映し出すなどすることにより、より詳しく直接的に弥生時代の池上曽根遺跡の状況を把握しやすくする。
- ・復元建物にスマートフォンをかざすことで、復元建物の詳細な説明文を浮かび上がらせるなど解説板を極力減らした情報提供を行い、景観を維持する。
- ・弥生情報館、弥生学習館からVRを使用して池上曽根遺跡を体験してもらう。悪天候時などの制限を受けずに、また実際の敷地内を移動するのは困難な車いす利用者への情報提供が可能である。
- ・VRを利用し上空から池上曽根遺跡を見ることにより、広がりのある環濠集落を学ぶ事ができる。

AR(Augmented Reality: 拡張現実)

ARとは、現実世界に仮想的なものをCG等で付加情報を表示させ現実世界を誇張させる技術。VRは現実世界とは切り離された仮想世界に入り込むが、ARはあくまで現実世界が主体である。スマホなどモバイルデバイスのカメラで映した現実の映像に、実際には存在しない店舗情報や動画、画像、キャラクターなどデジタルコンテンツを表示することで、まるで現実が拡張されたかのような状況を作り出すことができる技術。

VR(Virtual Reality: 仮想現実)

VRとはCG等で人工的な空間、世界を作り出し、あたかもそこにいるような感覚を体験できる技術。主にヘッドマウントディスプレイ(HMD)と呼ばれるゴーグル型のディスプレイを頭から装着することで、まるでコンピュータが作り出した仮想空間の中に入ったかのような体験ができる技術。

②ホームページの作成

史跡池上曽根遺跡を多くの人々に知ってもらい、興味を持ってもらうことは、来園者を増やすためには重要なことである。手軽に情報を入手できるインターネット内に池上曽根史跡公園単独のホームページを立ち上げ、詳しい情報を提供できるようにする。

4 管理・運営

①指定管理者制度等の導入

和泉市と泉大津市が管理、運営について協力し、地域の人々がこれまで行ってきた活動を活かしながら進めていく。そのためのシステムを構築し、民間事業者のノウハウを活用した指定管理者制度等の導入を行う。その際には、その手法、範囲などを検討し、施設等に合った導入時期や手法を見定める。

②防犯対策の強化

史跡公園を適切に維持していくためには、施設や設備を適切な状態で保っていかなければならない。そのために防犯カメラやフェンスの設置を検討する。

第3節 管理計画

史跡池上曾根遺跡に関わる施設や設備を長期間にわたって良好な状態に維持するには、定期的な点検、修繕が必要である。長寿命化計画の考え方を参考に、項目ごとの点検、修理時期の設定、材料の再選定について検討をおこなう。

長寿命化計画は、地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の 予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するものである。公園の遊具や施設（ベンチ等）について、公園利用者のさらなる安全性確保及びライフサイクルコスト縮減の視点から、適正な施設点検や維持管理等の予防保全管理を行い、施設の長寿命化対策及び計画的な修繕、補修、更新を行うことを目的とする。

現在健全である公園施設についても定期的な補修などを実施することで、公園施設の長期間に渡る機能の発揮を目指す事が重要である

用語解説

長寿命化対策 —— 予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修を指す。

予防保全型管理 —— 施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法をいう。

事後保全型管理 —— 施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法をいう。

修繕 —— 公園施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗材の部品交換などを指す。

— 修繕の例 —

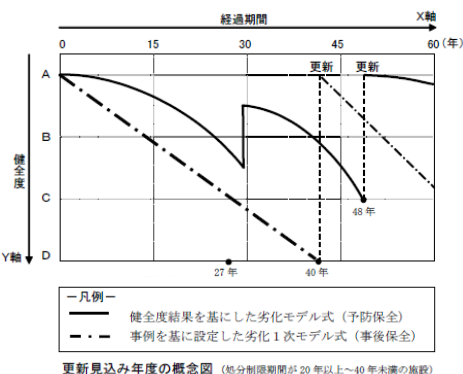
- ・部分的に欠損したブロック系舗装にアスファルト舗装を充填
- ・塗装の簡易な修復のために行うタッチアップ塗装
- ・支柱や梁・手摺りなどの交換をともなわない、ボルト・金具などの交換

補修 —— 予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指す。

— 補修の例 —

- ・木材 —— 塗装及び防腐剤注入あるいは塗布による腐食防止
合成木材への転換
高圧洗浄などによるカビの除去
- ・その他 —— 耐久性の高い材料への部材交換

更新 —— 公園施設を取り換えたり新しく作り直すことを指す。



1 復元施設

①木造の復元施設

木造は、法定耐用年数は22年、十分な修繕をおこなった場合の期待耐用年数は50～60年以上である。

大型掘立柱建物を含む復元施設群は、国登録有形文化財を目指し、長期に渡り健全な状態を保つよう、定期的なモニタリングを実施する。

	部位		想定される 耐久性	点検 方法	点検項目	点検修理時期
本体	屋根	茅 棟押え	30年 10年	目視 目視	損傷、ずれ、抜け等 損傷、ずれ、抜け等	10、20年毎に表面1/3 補修、30年で全て葺替え
		柱、梁、桁等	30年	目視	腐朽、シロアリ食害	3年毎に点検・補修 5年毎に防蟻処理
	躯体	床材	20年	目視	反り、剥がれ、腐朽、 シロアリ食害	10年毎に点検・補修
		壁材	20年	目視	反り、剥がれ、腐朽、 シロアリ食害	10年毎に点検・補修
		結束材	10年	目視	緩み、切れ等	その都度締め直し
基礎	基礎	柱基礎	20～30年	目視	ずれ、割れ、沈下等	その都度補修
内部	床	土間	10年	目視	ひび割れ、湿気、 土流出入等	その都度補修

②その他工法の復元施設

1年毎に目視点検を実施する。異常があればその都度修繕を実施する。

2 施設

①情報館、学習館等 RC 造の施設

RC 造は、法定耐用年数は 47 年、十分な修繕をおこなった場合の期待耐用年数は 65～100 年以上である。

長寿命化対策を実施し、期待耐用年数を目標として保全していくことは、ライフサイクルコストを必要最小限に抑えるために重要である。45 年後（2066 年）の更新を目標に管理を行う。

	部位		想定される 耐久性	点検方法	点検項目	点検修理時期
建築 外構	躯体	基礎 外壁躯体	65 年	目視 目視	基礎沈下・劣化損傷 躯体劣化・損傷	5 年毎 5 年毎
	外壁	タイル、石張り、 モルタル等	30 年	目視・打診	劣化・損傷	5、7、10 年毎
		金属パネル系	30 年	目視	劣化・損傷	5 年毎
		吹付、塗装	30 年	目視	劣化・損傷	5 年毎
		シーリング	10 年	目視	劣化・損傷	5 年毎
建築 内部	屋上	防水 床仕上げ 排水溝、ドレイン	10～20 年 30 年	目視・打診 目視・打診 目視・打診	劣化・損傷等 劣化・損傷 劣化・損傷	3 年毎 5 年毎 5 年毎
	開口部	建具 ガラス、シーリング	30 年 10 年	目視・打診 目視・打診	作動不良・変形・錆等 剥離・ひび割れ・硬化等	2 年毎 3 年毎
設備	内部	床 壁、天井 建具	20 年 20 年 10 年	目視・打診 目視・打診 目視	剥れ・摩耗・割れ等 剥れ・割れ・変色・浮き等 作動不良・変形・たわみ等	2 年毎 3～5 年毎
設備						※1

※1：1 年毎に点検の他、法定点検も実施する。異常があればその都度修理を行う。

②上記以外のその他施設

1 年毎に目視点検を実施する他、必要な法定点検を実施する。異常があればその都度修繕を実施する。

3 設備

必要な法定点検および定期点検を実施する。異常があればその都度修繕を実施する。

部位		想定される 耐久性	点検方法	点検項目	点検修理時期
変圧器	本体	25 年	目視	劣化・損傷	1 月毎
浄化槽	本体 汚泥引き抜き		目視	劣化・損傷	6 回/年 1 年毎

4 工作物

定期的に目視・打診点検を実施する。異常があればその都度修繕を実施する。

部位		想定される 耐久性	点検方法	点検項目	点検修理時期
工作物	基礎 本体	10～20 年	目視・打診	基礎沈下・劣化損傷 躯体劣化・損傷	5 年毎 5 年毎

5 樹木

シーズン毎に目視点検を実施する他、自然災害等が発生した際はその都度目視で点検を行い、適切な剪定等を実施する。

・樹木

内容	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
落葉樹剪定	1	基本剪定							軽剪定					
常緑樹剪定	1		基本剪定											
株物刈込み	1													
除草	3													草丈に応じて 随時行う
施肥	1	寒肥				芽出し肥			追肥					施肥を主体に して行う
灌水	適宜													植えた直後樹 勢の衰えた木

・芝生

内容	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
芝刈り	3～7													
除草	4～6													
施肥	1～3													
目土掛け	1～2													
エアレーション	1～2													対象面積 の20%
灌水	適宜													
補植														対象面積 の1%

・花壇

植え替え回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
年2回植え替え													
年3回植え替え													
年4回植え替え													

第5章 年次計画

第1節 事業スケジュール

表 5-1 再整備・第2期第2次整備計画タイムテーブル

		2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
		史跡指定45周年 史跡公園開園20周年		
整備	復元施設	再整備計画策定		竪穴建物改修 ・円形竪穴住居 ・方形竪穴住居 ・竪穴住居表示
	施設		弥生学習館改修 ・基本設計 ・実施設計	弥生学習館改修工事 弥生情報館修繕 利便施設 ・基本設計 ・実施設計
	第1期		第1期整備地現地測量 再整備基本設計	再整備実施設計 令和6年度工事発注図面の作成
	設備・工作物		第2期整備地現地測量 第2期第2次整備基本設計 実施設計 令和5年度工事発注図面の作成	工 事 ・敷地造成 ・ボックスカルバート ・その他 令和6年度工事発注図面の作成
	活用		情報の発信と活用の検討 指定管理者制度等導入の検討	指定管理者制度等導入 ※指定管理者制度等については、その手法、範囲などを検討し、施設等に合った導入時期や管理手法を見定め、随時導入していくものとする。
	計画		全体計画 基本設計見直し	

2024（令和 6）年度	2025（令和 7）年度	2026（令和 8）年度
		史跡指定 50 周年 史跡公園開園 25 周年
環濠復元改修 ・環濠 ・環濠表示 祭祀空間遺構復元改修 ・立柱 ・ナカイト埋納遺構 ・イダノ壺埋納遺構 ・土器埋納遺構 ・区画溝表示	掘立柱建物改修 ・切妻屋根掘立柱建物 ・寄棟屋根掘立柱建物	史跡公園 リニューアルオープン
利便施設 工 事 便益施設 ・基本設計 ・実施設計	便益施設 工 事	
工 事	工 事	
工 事 ・敷地造成 ・ボックスカルバート ・その他 令和 7 年度工事発注図面の作成	工 事 ・敷地造成 ・ボックスカルバート ・園路、広場 ・植栽 ・その他	
		工 事
		工 事

第2節 再整備・第2期第2次整備イメージ図

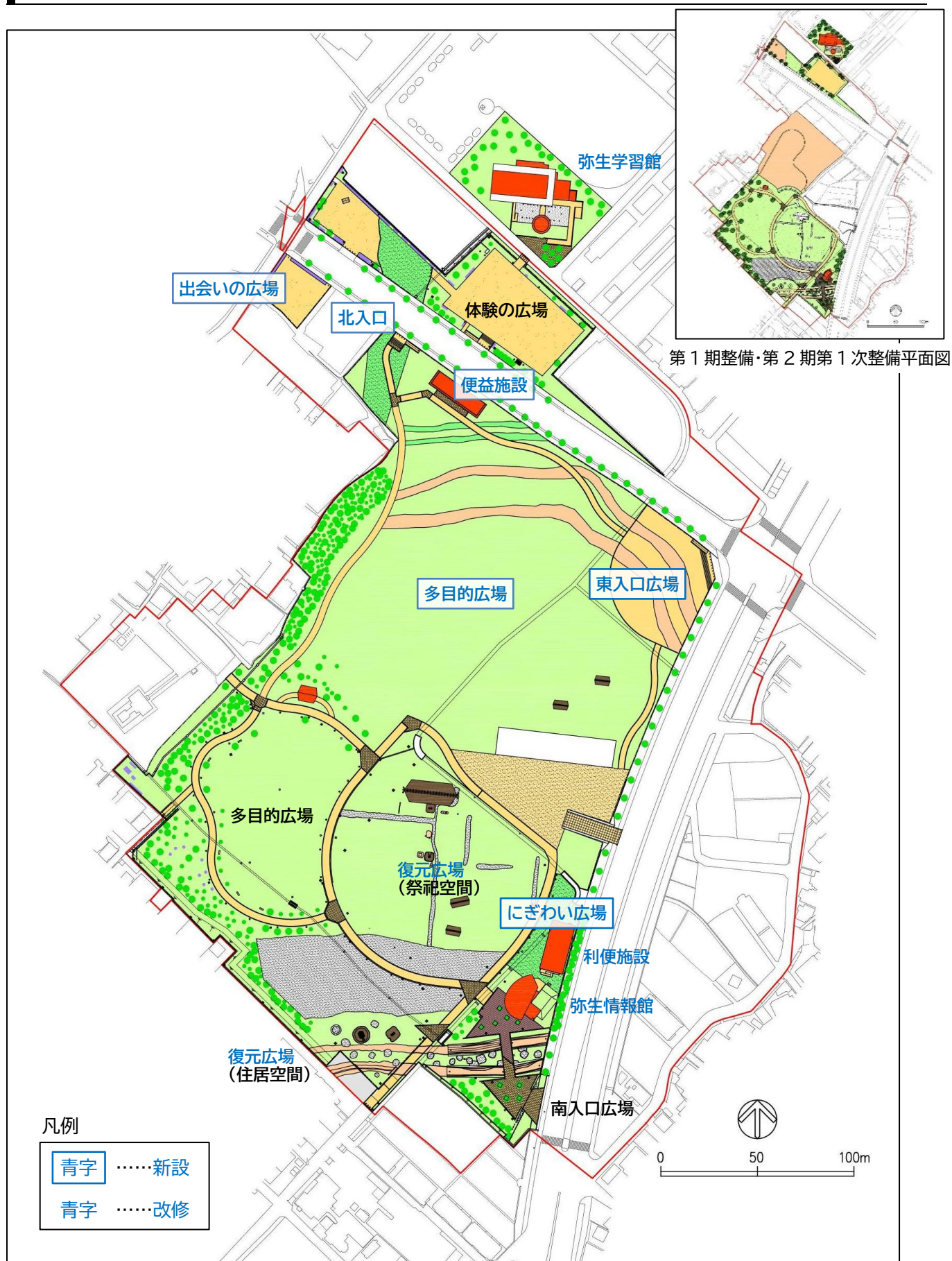


図 5-1 再整備・第2期第2次整備イメージ図(平面図)



図 5-2 再整備・第 2 期第 2 次整備イメージ図(鳥観図)

1 これまでの整備内容

1 第1期整備

①造成工事

- ・遺構保護のため盛土による造成を行ったうえで、地形復元を行った。
- ・周辺道路との高低差を確保するため第1期整備地全域に盛土を0.5～1m程度行った。
- ・計画地盤は国道26号から曾禰神社に向かってなだらかに勾配（約1.0%）をつけた。
- ・西側の芝生広場は凹みを付け、大雨時の雨水の貯留機能をもたせた。



図1 第1期整備(造成)

②舗装工事

- ・入口広場はインターロッキング（現代の広場）と木舗装（弥生の広場）によって整備し、両者を橋でつなぐことで、現代から弥生時代へタイムスリップするという演出を行っている。
- ・園路は、景観を重視し自然色アスファルト舗装とし、交差点部は車両通行時の強度を確保するためにインターロッキング舗装とした。
- ・自然流路や溝の遺構表示は黒色の土舗装とした。一部アスファルト舗装も使用した。

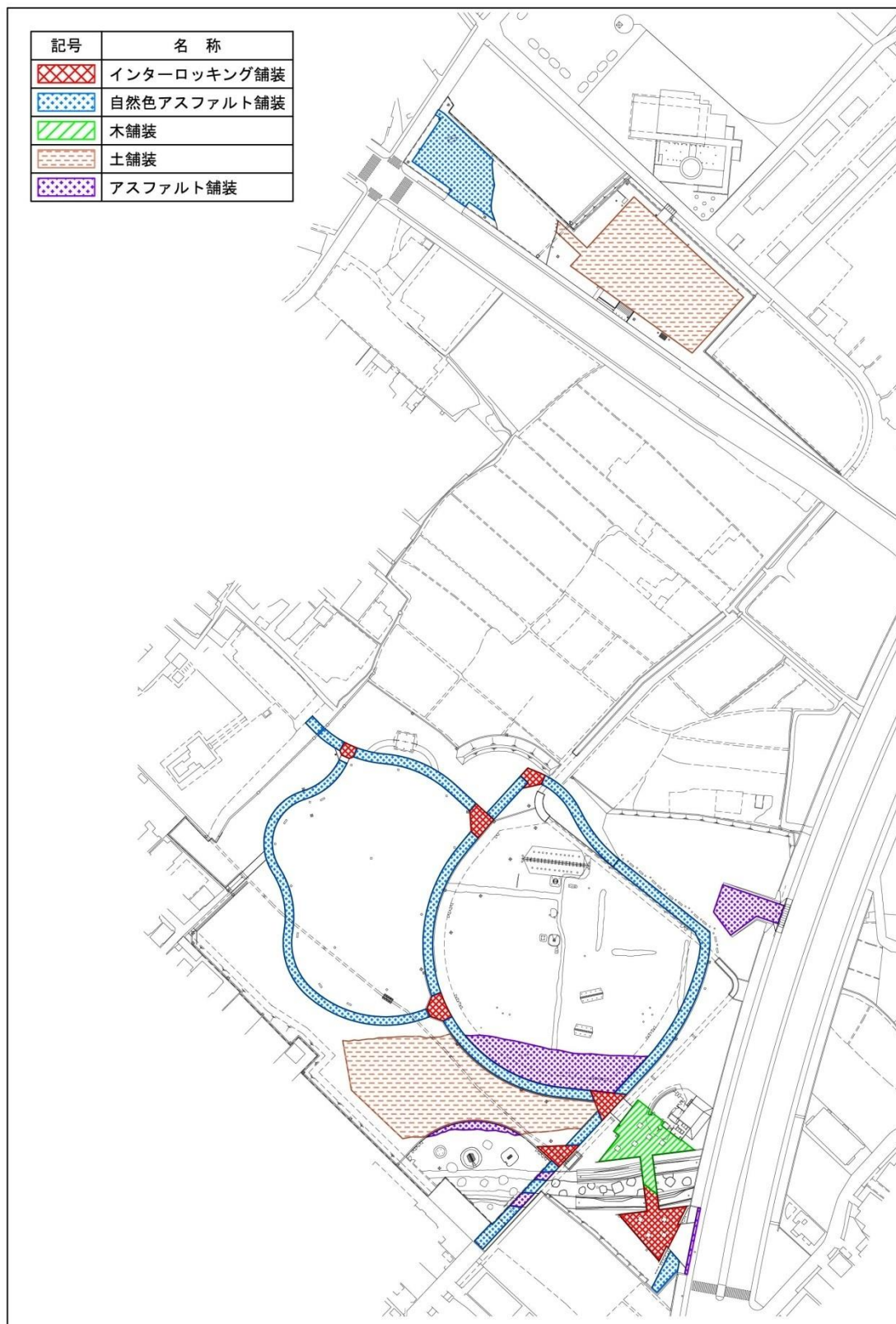


図 2 第 1 期整備(舗装)

③復元施設

- ・大型掘立柱建物、大型割り抜き井戸、掘立柱建物 2 棟、小型竪穴、立柱 2 基、竪穴住居 2 棟、方形井戸を立体復元した。
- ・環濠、サヌカイト埋納遺構、イイダコ壺埋納遺構、土器埋納遺構を遺構復元した。
- ・環濠、自然流路、溝、谷地形、竪穴住居の平面表示を行った。
- ・立体復元については、弥生時代の雰囲気味わえるように、材料や技法は極力当時のものと同じになるようにした。

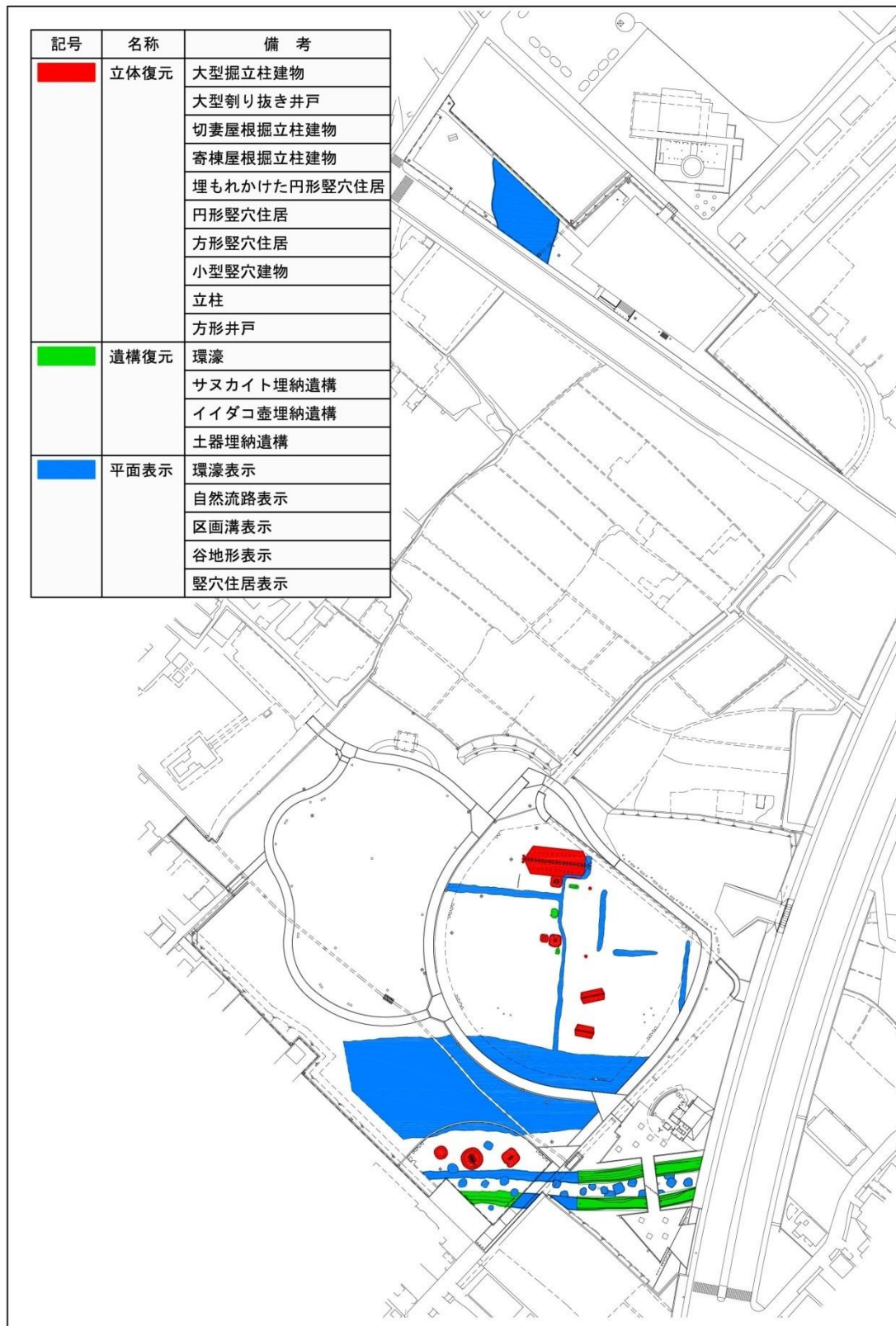


図 3 第 1 期整備(復元施設)

④施設工事

- ・ 入口広場にインフォメーションセンターとして、池上曽根弥生情報館を設置した。
- ・ 史跡公園北側に体験学習施設として、池上曽根弥生学習館を設置した。
- ・ 来園者の休憩施設として、利便施設や東屋を設置した。
- ・ 園路に沿ってベンチを設置した。
- ・ 史跡公園北側の広場に手洗い場を設置した。

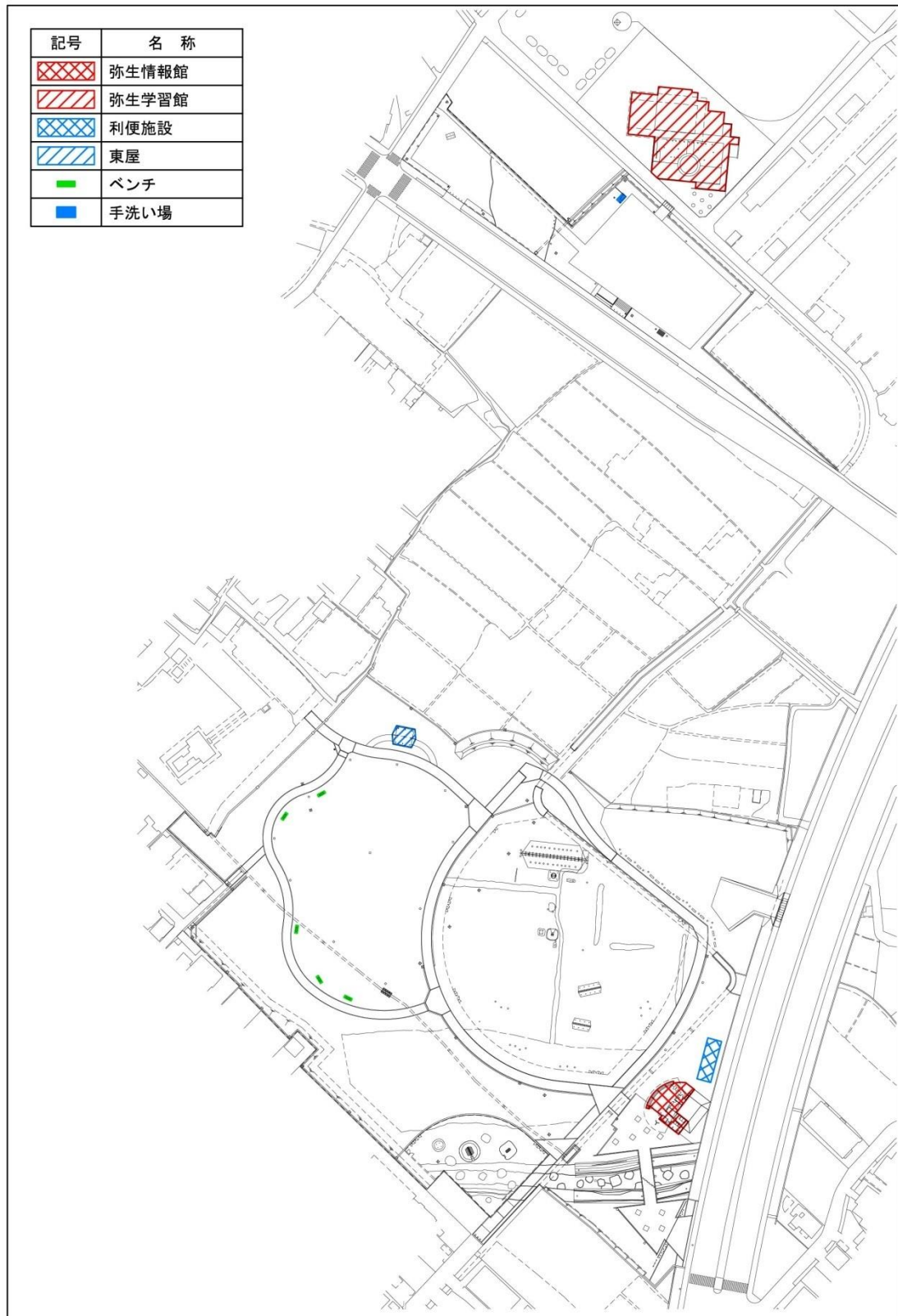


図 4 第 1 期整備(施設)

⑤設備工事

- ・第1期整備地外周部に高さ1.2mのフェンスを設置した。
- ・復元区域の周囲に高さ1.5mのフェンスを設置した。取り外しが可能な仕様とした。
- ・入口部に園名板を設置した。
- ・各復元施設に名称板を設置した。名称板は見学の支障にならないように地表面に設置した。
- ・解説板は入口広場、復元区域に設置した。解説板は見学の支障にならないように背の低いものとし、移動可能な仕様にした。また、整備にあたって、人と人との対話によって池上曽根遺跡を学ぶことを目的としたため、解説板の設置は最小限にとどめた。

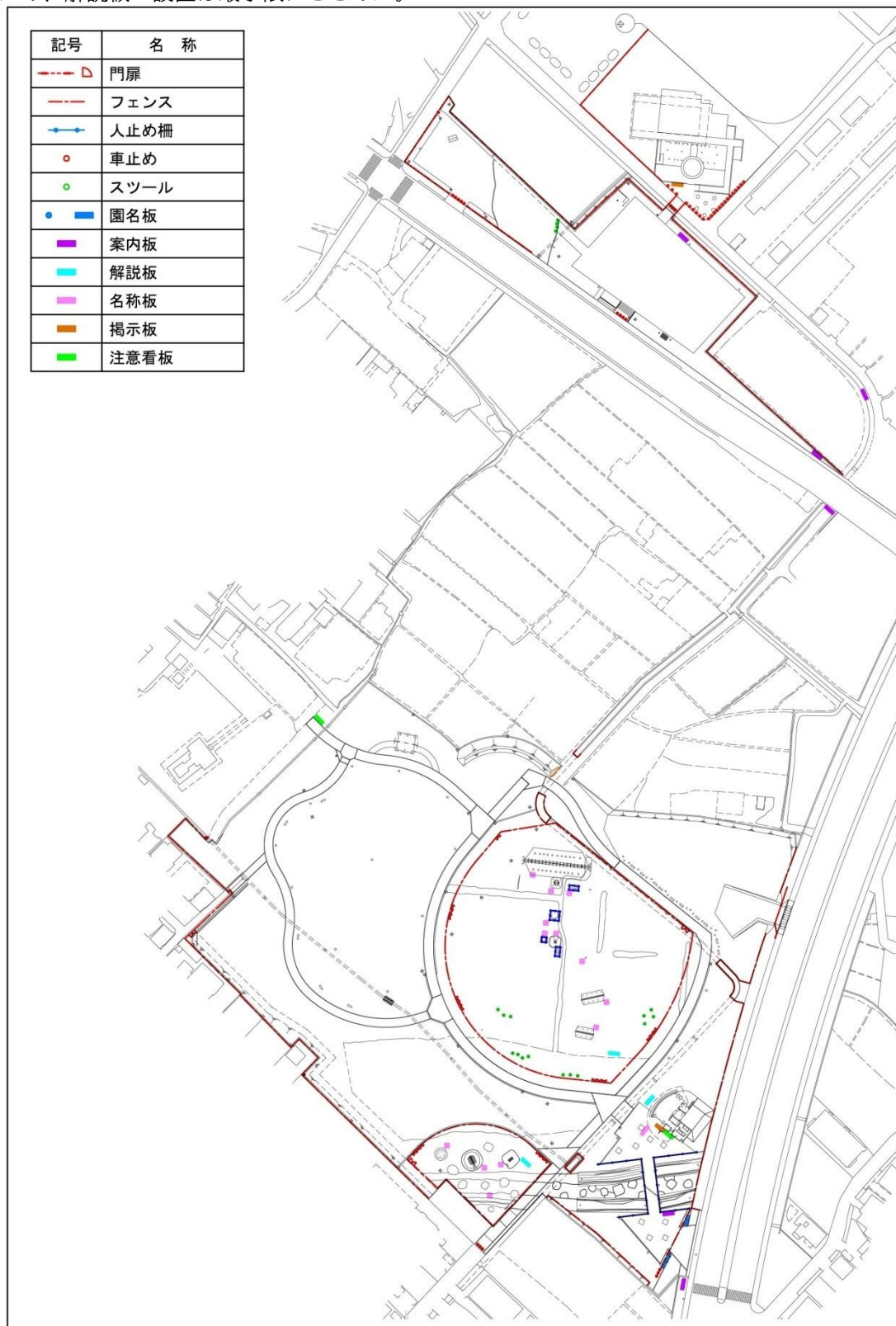


図5 第1期整備(設備1)

- ・ 給水設備として、芝生への灌水を目的とし、園路沿いに散水栓を配置した。
- ・ 排水設備として、外周沿いに側溝を設置し、広場内に水溜り防止のための暗渠管を設置した。西側芝生広場には雨水放流制御のため貯水池とオリフィス柵を設置した。
- ・ 史跡公園内の用水路について、管理者との協議により暗渠化を行った。清掃等の維持管理が必要なため、部分的に開口部や管理用柵、人孔を設置した。
- ・ 電気設備として、入口広場周辺にはハイポール等を、広場内には園路に沿ってフットライトを設置した。
- ・ 復元エリア内にはイベント用の電源盤を設置した。



図 6 第 1 期整備(設備 2)

⑥植栽工事

- ・発掘調査における花粉分析等の結果をもとに樹種を選定した。
- ・植栽配置は、遺構の負担とならないよう設定した。
- ・境界部は広場の演出効果、周辺住民のプライバシー確保のため、常緑樹をベースにした遮蔽植栽を行った。
- ・第1期整備地内は空間の広がりを出すために高木のパンチング植栽と芝生をベースにした植栽を行った。



図7 第1期整備(植栽)

2 第2期第1次整備

①造成工事

- ・水田の上に、遺構を保護するために厚さ0.3m程度の盛土を行っている。表面勾配は0.5%程度である。

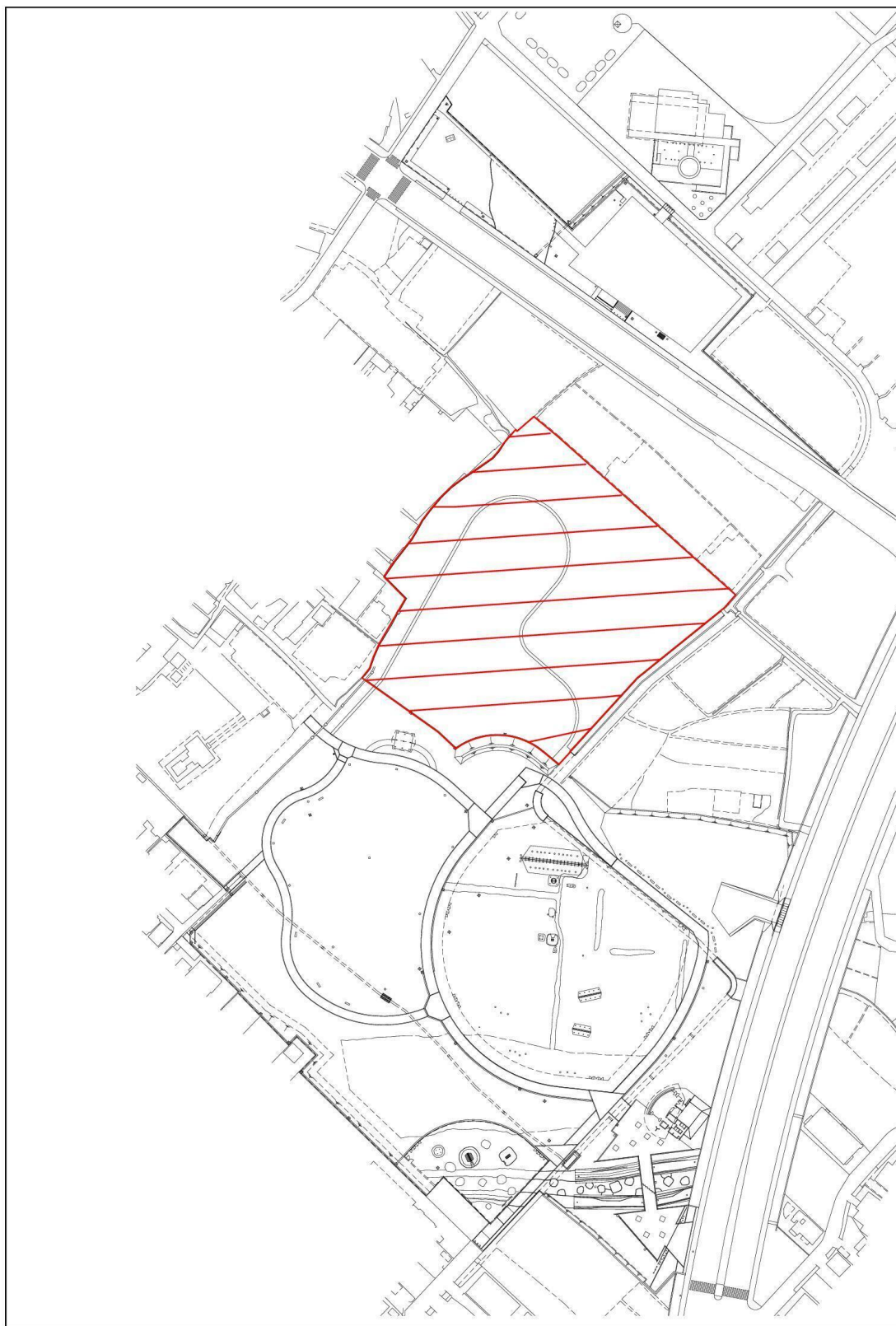


図8 第2期整備(造成)

2 アンケート調査

史跡公園を利用する人びとの意向を把握するために、「史跡池上曽根遺跡保存活用計画、2021（令和 3）3 月」にてアンケート調査を行った。調査の方法及び結果を以下に示す。

①調査方法

利用者の意向調査は、インターネットによるアンケートにて実施した。予備調査として近隣市在住の約 5,000 人に「池上曽根史跡公園に来園したことがあるか」と質問を送付し、3,371 人から回答を得た。そのうち、来園したことがあると回答した人に本調査を実施し、206 人から回答を得た。

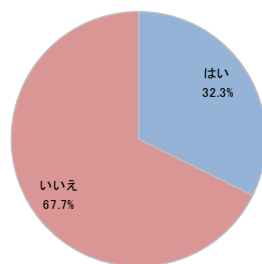
実施時期：予備調査 2020（令和 2）年 7 月

本調査 2020（令和 2）年 7 月

②調査結果

<予備調査>

Q1	池上曽根史跡公園に来園されたことがありますか。 単一回答	人	%
1	はい	1,090	32.3
2	いいえ	2,281	67.7
	全体	3,371	100.0

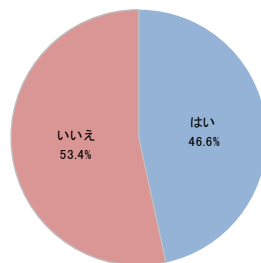


約 32% の人が来園したことがあると回答した。

地域別内訳

Q1	池上曽根史跡公園に来園されたことがありますか。	全体	はい	いいえ
1	和泉市	450	275	175
2	泉大津市	194	133	61
3	高石市	139	80	59
4	堺市	2,093	419	1,674
5	忠岡町	29	16	13
6	岸和田市	424	160	264
7	上記以外の大阪府内	28	5	23
8	大阪府以外	14	2	12
	全体	3,371	1,090	2,281

Q2	池上曽根史跡公園が弥生時代の史跡とご存知ですか。 単一回答	人	%
1	はい	1,570	46.6
2	いいえ	1,801	53.4
	全体	3,371	100.0

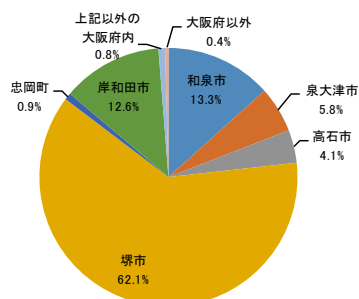


地域別内訳

Q2	池上曽根史跡公園が弥生時代の史跡とご存知ですか。	全体	はい	いいえ
1	和泉市	450	364	86
2	泉大津市	194	156	38
3	高石市	139	96	43
4	堺市	2,093	678	1,415
5	忠岡町	29	22	7
6	岸和田市	424	241	183
7	上記以外の大阪府内	28	9	19
8	大阪府以外	14	4	10
	全体	3,371	1,570	1,801

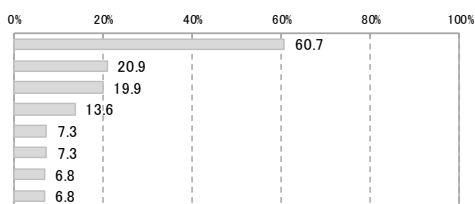
和泉市、泉大津市及び近隣市の約 53% に、池上曽根史跡公園が弥生時代の史跡であることを伝えることができていない。

Q3	あなたが主にお住まいの住所を教えてください。 単一回答	人	%
1	和泉市	450	13.3
2	泉大津市	194	5.8
3	高石市	139	4.1
4	堺市	2,093	62.1
5	忠岡町	29	0.9
6	岸和田市	424	12.6
7	上記以外の大阪府内	28	0.8
8	大阪府以外	14	0.4
	全体	3,371	100.0

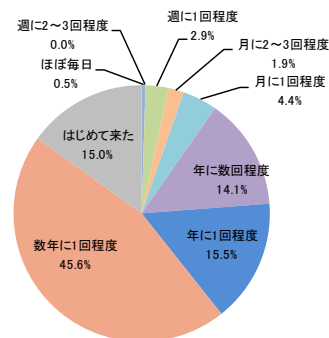


<本調査> 有効回答人数206人

Q1	事前アンケートで池上曽根史跡公園が弥生時代の史跡と知っているのと回答の方に伺います。 どこで知りましたか。(複数回答可)	人	%
複数回答			
1	近くに住んでいる	125	60.7
2	市や町の広報を見て	43	20.9
3	学校の授業で	41	19.9
4	人から聞いて	28	13.6
5	ポスター、チラシを見て	15	7.3
6	その他【 】	15	7.3
7	テレビ、ラジオ、雑誌等の紹介	14	6.8
8	インターネットを見て	14	6.8

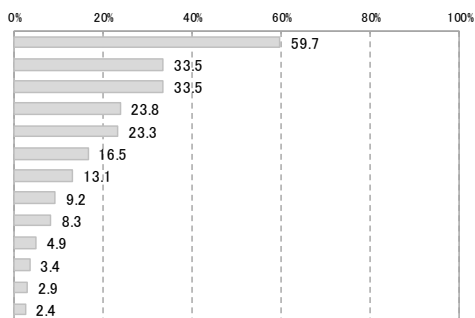


Q2	池上曽根史跡公園にはどのくらい来園されますか。	人	%
単一回答			
1	ほぼ毎日	1	0.5
2	週に2～3回程度	0	0.0
3	週に1回程度	6	2.9
4	月に2～3回程度	4	1.9
5	月に1回程度	9	4.4
6	年に数回程度	29	14.1
7	年に1回程度	32	15.5
8	数年に1回程度	94	45.6
9	はじめて来た	31	15.0



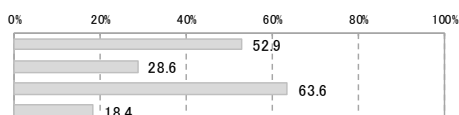
数年に1回、年に1回程度来園するとの回答が60%を超える

Q3	池上曽根史跡公園に来園された目的は何ですか。(複数回答可)	人	%
複数回答			
1	史跡の見学	123	59.7
2	歴史の学習	69	33.5
3	散歩やウォーキング	69	33.5
4	休息、くつろぎ	49	23.8
5	風景を楽しむ	48	23.3
6	その他【 】	34	16.5
7	子供を遊ばせる	27	13.1
8	サイクリング	19	9.2
9	運動	17	8.3
10	昼食	10	4.9
11	犬の散歩	7	3.4
12	動植物を見る	6	2.9
13	芸術活動(写真、絵画等)	5	2.4



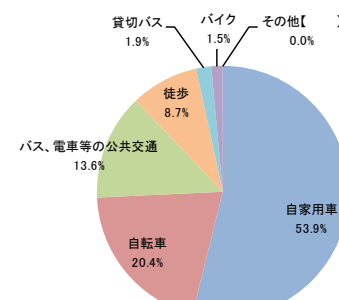
史跡の見学、歴史の学習を目的に来園した人が多い。

Q4	あなたは、以下の施設に行ったことがありますか。(複数回答可)	人	%
複数回答			
1	池上曽根弥生情報館(公園案内所)	109	52.9
2	泉大津市立池上曽根弥生学習館	59	28.6
3	大阪府立弥生文化博物館	131	63.6
4	行ったことはない	38	18.4



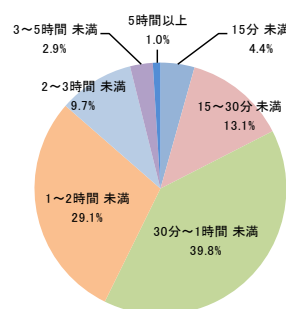
弥生学習館への来訪率が低い。また公園のみを利用し施設を全く利用していない人が約18%いる。

Q5	池上曽根史跡公園へ来園する際に、主に利用した交通機関を教えてください。	人	%
単一回答			
1	自家用車	111	53.9
2	自転車	42	20.4
3	バス、電車等の公共交通	28	13.6
4	徒歩	18	8.7
5	貸切バス	4	1.9
6	バイク	3	1.5
7	その他【 】	0	0.0



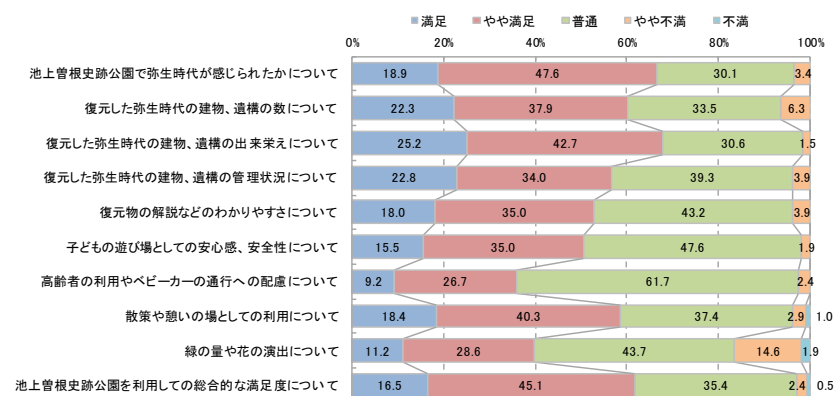
自家用車での来園が最も多く、次いで自転車が多い。

Q6	池上曽根史跡公園にはどのくらい滞在しますか。	人	%
単一回答			
1	15分未満	9	4.4
2	15～30分未満	27	13.1
3	30分～1時間未満	82	39.8
4	1～2時間未満	60	29.1
5	2～3時間未満	20	9.7
6	3～5時間未満	6	2.9
7	5時間以上	2	1.0

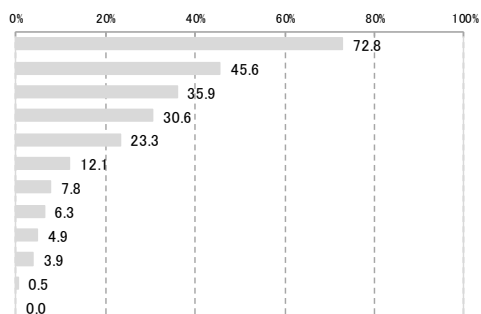


滞在時間は30分～1時間未満が約40%を占め、2時間以上滞在したのはわずか約14%である。

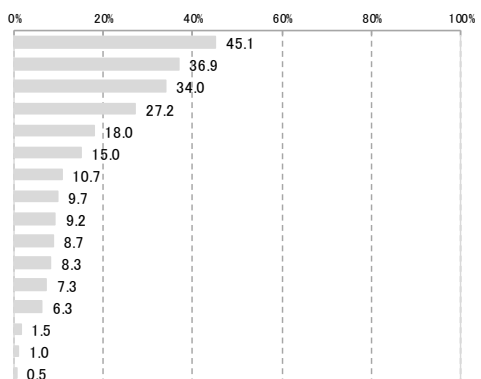
Q7	池上曽根史跡公園の満足度をお答えください。 単一回答	全体	1	2	3	4	5
			満足	やや満足	普通	やや不満	不満
1	池上曽根史跡公園で弥生時代を感じられたかについて	206 100.0	39 18.9	98 47.6	62 30.1	7 3.4	0 0.0
2	復元した弥生時代の建物、遺構の数について	206 100.0	46 22.3	78 37.9	69 33.5	13 6.3	0 0.0
3	復元した弥生時代の建物、遺構の出来栄について	206 100.0	52 25.2	88 42.7	63 30.6	3 1.5	0 0.0
4	復元した弥生時代の建物、遺構の管理状況について	206 100.0	47 22.8	70 34.0	81 39.3	8 3.9	0 0.0
5	復元物の解説などのわかりやすさについて	206 100.0	37 18.0	72 35.0	89 43.2	8 3.9	0 0.0
6	子どもの遊び場としての安心感、安全性について	206 100.0	32 15.5	72 35.0	98 47.6	4 1.9	0 0.0
7	高齢者の利用やベビーカーの通行への配慮について	206 100.0	19 9.2	55 26.7	127 61.7	5 2.4	0 0.0
8	散策や憩いの場としての利用について	206 100.0	38 18.4	83 40.3	77 37.4	6 2.9	2 1.0
9	緑の量や花の演出について	206 100.0	23 11.2	59 28.6	90 43.7	30 14.6	4 1.9
10	池上曽根史跡公園を利用した総合的な満足度について	206 100.0	34 16.5	93 45.1	73 35.4	5 2.4	1 0.5



Q8	池上曽根史跡公園に求めるものは何ですか。(3つまでお答えください) ※特にない方もなるべく以下の選択肢の中から1つ以上は選びください。		
	複数回答	人	%
1	歴史を感じられる文化財を活用した公園	150	72.8
2	緑や花がきれいな公園	94	45.6
3	ゆっくり休むことができる公園	74	35.9
4	イベントや行事を楽しむことができる公園	63	30.6
5	子どもを安心して遊ばせられる公園	48	23.3
6	スポーツや健康づくりのための公園	25	12.1
7	地震時などの防災の拠点となる公園	16	7.8
8	国内外から観光客が集まる公園	13	6.3
9	アウトドアスポーツをはじめ、日ごろできない活動を楽しむことができる公園	10	4.9
10	楽しい遊具がある公園	8	3.9
11	本格的な競技大会などができる公園	1	0.5
12	その他【 】	0	0.0



Q9	池上曽根史跡公園を利用するにあたって新たに作ってほしい施設は何ですか。(3つまでお答えください) ※特にない方もなるべく以下の選択肢の中から1つ以上は選びください。		
	複数回答	人	%
1	歴史を感じられる復元建物	93	45.1
2	日陰のある休憩所	76	36.9
3	カフェ、レストラン	70	34.0
4	遊んで学べる体験学習施設	56	27.2
5	休憩できるベンチ	37	18.0
6	芝生広場	31	15.0
7	駐車場	22	10.7
8	祭りやイベントができる多目的広場	20	9.7
9	草花	19	9.2
10	トイレ	18	8.7
11	樹木	17	8.3
12	遊具、健康遊具	15	7.3
13	売店	13	6.3
14	宿泊施設	3	1.5
15	インフォメーションセンター	2	1.0
16	その他【 】	1	0.5



復元施設の数や、出来栄について満足との回答が多い。
一方、バリアフリーや緑の量や花の演出について不満との回答が多い。

歴史を感じることができる公園を求める声が多い。また緑があり、ゆっくりくつろぐことができる公園を求める声が多い。
一方、本格的なスポーツができる公園や、遊具を求める回答は少ない。

Q10	その他、池上曽根史跡公園について自由な意見をお聞かせください。			※主要な回答を抜粋		
意見				性別	年齢	職業
皆が安心して訪れることができるような環境整備をお願いしたい				男性	55	会社員(技術系)
折角の歴史的遺構をもっと有効に活用してほしい。				男性	50	自営業
学校の社会見学でも行ったことがあります、すごく良い勉強になりました。				女性	30	自由業
大きな樹木が欲しい。				男性	72	無職
もっと、休憩が出来てカフェ等があると嬉しい。あと、座れる屋根のある休憩所を増やしてほしい。				男性	49	会社員(その他)
駐車場の完備				男性	47	会社員(その他)
緑を増やし散歩しやすいようにしてほしい				女性	34	会社員(技術系)
大型遊具やレストランがあると 孫を連れて もっと来たいと思います。				女性	64	専業主婦(主夫)
安全な場所でいてほしい				女性	39	会社員(その他)
弥生時代の遺跡がどのように発掘されたのかがよくわかりますし、小学生の校外学習などにも良いと思います。				女性	27	会社員(事務系)
小学校の遠足で行きました。				女性	17	学生
特にありません				男性	76	パート・アルバイト
夜が寂しい。ライトアップなど安全、安心な場所にしたい。				男性	70	自営業
歴史を感じる良い場所				女性	57	パート・アルバイト
まだまだ全国的に知名度が低いので、もっと宣伝した方が、数多くの人に来てくれると思います。				男性	45	自営業
史跡公園と言う割には、歴史を感じさせる部分が少なく、ただ広いだけという印象なので、もう少し整備して欲しい。				女性	43	専業主婦(主夫)
弥生時代の貴重な遺跡を活用して欲しい				男性	37	会社員(その他)
もう少し休憩施設が欲しい				男性	62	会社員(技術系)
素敵な史跡なのに近くの人でも意外と知らないと言う人が多いです。もっと多方面から来てもらえる工夫があれば良いと思います。				女性	30	会社員(その他)
広大な公園なので散歩だけでも良い運動になる				男性	60	経営者・役員
非常に地味な史跡なので、公園としての魅力を考え出してほしい。				男性	65	専業主婦(主夫)
緑の多い公園になるといいと思う				女性	26	会社員(技術系)
近くの府立弥生博物館とのコラボ企画や体験型のイベントがあれば参加したい。				女性	67	パート・アルバイト
もう少しベンチや遊具などを増やして欲しい。				女性	26	専業主婦(主夫)
よく利用しているが、ちょっと広い公園で、復元した昔の建物があると言うだけでなく、昔の何かを体験したり、昔の生活を感じさせてくれる施設があると良い。				男性	71	無職
発掘現場が体験できるような展示があればよい。				男性	56	会社員(技術系)
もっとこの土地にあった弥生時代体験と、環境を学習できる場にしてほしい。				男性	39	会社員(その他)
大事な史跡なのに、もっと上手く活用すれば良いと思います。				男性	70	経営者・役員
他の歴史公園にないインパクトのあるものがほしい。				男性	54	会社員(技術系)
古代の生活体験的な催し物があってもよい				男性	50	パート・アルバイト
華やかさがあれば良い				男性	27	会社員(その他)
景観をよりよくしてほしいです				女性	32	パート・アルバイト
竪穴式住居や高床式倉庫などの復元建物の内部公開を週一回ぐらいでやってほしい。できれば弥生時代を体験できる催しをやってほしい。日陰のある休憩所やカフェなどを施設内に併設してほしい。				男性	43	会社員(技術系)
もっと遊具があると嬉しいです。				女性	20	学生
池上曽根遺跡公園の存在については、知らない人が多いのでもう少しPRをしていただければありがたいです。また、公園内の施設については私も十分に知らないなので、広報やパンフ等で情報発信をしてください。				男性	66	無職
少し殺風景な感じがしたので花や緑が増えると素敵な公園になると思います。				女性	59	専業主婦(主夫)
ボランティアガイドがいるといいと思います。				男性	54	会社員(その他)
思わず通り過ぎるので、もう少し分かりやすく目立つ外観にした方がいいと思います				女性	44	専業主婦(主夫)
もっと、弥生時代を感じたらいい。				女性	53	専業主婦(主夫)
近くの弥生文化会館と連携してイベントしたらいいと思う				女性	74	専業主婦(主夫)
昔の生活様式がわかる建物で 外から見てもわかりやすいが 中の様子ももっと詳しく再現されていたらいいと思います 道具など				女性	47	パート・アルバイト
もうすこし、子供が歴史を感じられる施設にして欲しい				男性	58	会社員(事務系)
建物自体の説明文やイラストを増やして欲しい。駐車場やトイレなどの設備の整備と日陰の休息所も不十分なので、長時間の滞在は辛い				男性	59	会社員(事務系)
せっかく泉大津に歴史的な遺跡があるのだから、もっとアピールして泉州地方の歴史についてわかりやすく解説してほしい。				女性	22	学生
ゆっくりくつろげるカフェや、犬用の遊具があると嬉しいです。						

自由回答として多かったのは、「緑が多くくつろげる」「ゆったりできる」「安心して利用したい」という場所を求めるほか、「歴史を学びたい」「もっと弥生時代を感じたい」という回答が多い。

史跡池上曽根遺跡を未来に伝えるために
—史跡池上曽根遺跡再整備計画—

2022（令和4）年3月31日

編集・発行：和泉市教育委員会
大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

泉大津市教育委員会
大阪府泉大津市東雲町9番12号

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
1	【議案】 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について 【生涯学習推進室】	「和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画」の策定委員会を教育委員会の附属機関とするため、条例改正を行うもの。	なし	なし	可決
2	【議案】 教育委員会委員の任命について 【教育総務課】	令和4年3月17日付けで本間法之氏の教育委員としての任期が満了となることに伴い、後任として中西正人氏任命の同意を議会に求める。	【友田議員】 ①選任理由 ②中西氏は桃山学院教育大学学長という重責を担っているため多忙と推察する。招集に対応可能か。 ③教壇に立たれた経験はあるか。 ④本市教育行政に対し、どのような理想を持っているか。 【意見】本市教育行政が良い方向に向かうことを期待する。文化を大切にしたい。	①中西氏は、数々の要職を歴任され、人格・識見ともに優れ、教育・文化等の学術への造詣も深く、かつ行政面にも精通されている。また、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の骨子作成にあたり、和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会の委員長として尽力を賜った。今後学力向上に重点を置いた教育改革に取り組むこととしていることから適任と考える。 ②会議出席について内諾を得ている。 ③経験はないと聞いている。 ④和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例に、和泉市の子どもは一人ひとりかけがえのない存在であり宝である旨が記載されている。中西氏は、その宝を守り、育む体制づくりの主翼を担う高い志があると認識している。	同意

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
3	【議案】 令和3年度和泉市一般会計補正予算(第12号)	保育所等運営事業 【こども未来室】	【石原委員】 ①民間認定こども園等に勤務する保育士等の処遇改善に係る事業の概要について ②民間認定こども園等に支給する補助金の計算方法について ③民間認定保育園等が適切に保育士等へ処遇改善を行ったという確認方法について ④令和4年2月から9月までの処遇改善に係る費用が予算計上されているが、10月以降の取扱いについて	①保育士、幼稚園教諭等の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、令和4年2月より収入を3%程度引き上げるための措置が国において講じられることから、本市の民間認定こども園等に勤務する保育士等の賃金改善に係る費用について、園に補助し、保育士等の処遇改善に資する。 ②国が定める補助基準額に年齢別平均利用児童数を乗じた額と民間認定こども園等から提出のあった処遇改善に必要な額を比較し、いずれか少ない額を園に対し補助する。 ③補助金交付申請時及び実績報告書には「賃金改善計画書(報告書)」及び「賃金改善内訳書」の添付を求め、どの職員にいくら賃金改善を行ったのかといったことを市で確認する。 ④国より再度、基準額等について、示されることになっているため、確定でき次第、補正予算(案)を議会に提案する。	可決
		小学校施設維持管理事業 中学校施設維持管理事業 【学校園管理室】	【小林委員】 ①消防設備改修工事内容について ②和気小学校の消防設備について、消防の指摘を受けて何年経つか。 ③令和4年度予定の改修が完了した場合、他に改修工事が必要な学校はあるか。 ④③の学校は消防の指摘を受けて何年経つか。	①和気小学校消防設備改修工事の内容については、自動火災報知設備や消火栓設備改修。 ②25年経過している。 ③改修工事が必要な学校は、信太小学校、南池田小学校、鶴山台南小学校、光明台中学校で、各校とも自動火災報知設備や消火栓設備の不備。 ④信太小学校で約17年、南池田小学校で約19年、鶴山台南小学校で約4年、光明台中学校で約7年。	

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
3	【議案】 令和3年度和泉市一般会計補正予算(第12号)	小学校保健体育事業 中学校保健体育事業 【学校園管理室】	【小林委員】 ①学校における感染症対策用物品等購入費等に係る実績等について ②学校における感染症対策用物品等購入費等の内訳について 【埴田委員】 ①給食時の感染予防及び校舎消毒作業の内容等について ②校舎消毒作業のマニュアル等について ③新型コロナウイルス感染症発症疑い時における学校対応について	①令和2年度については、88,469,222円の支出、令和3年度については、4,080万円の支出見込み、令和4年度については、4,635万円を繰越明許費として計上する予定。 ②令和2年度については、手指消毒液18,457,560円、校舎消毒作業料8,907,840円、手洗い石鹸液6,903,054円。令和3年度については、校舎消毒作業料13,155,000円、手指消毒液4,567,078円、手洗い石鹸液1,411,090円。 ①給食時の感染予防策については、文部科学省における「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、学校給食衛生管理基準による調理作業や配食等に加え、給食当番活動を含めた児童生徒の健康管理・手洗い消毒の徹底・黙食・喫食時以外のマスク着用・換気・配席の工夫を行っている。また、小中学校、義務教育学校における授業終了後の消毒作業については、教室の消毒作業は教職員等で行っているが、トイレ・廊下・階段における扉、窓の取っ手、水道蛇口、照明スイッチ、手すり等の不特定多数が接触する共用部分の消毒作業は、令和2年度2学期より和泉市シルバー人材センターにて行っている。 ②契約書の仕様書において作業箇所及び方法を指定しており、マスク及び使い捨て手袋を着用した上で、教育委員会から提供される消毒用物品を共有部分に直接噴霧し、5分経過後にペーパータオルで拭き取っている。 ③登校前に発熱等風邪症状がある場合は、登校を控えていただき、出席停止扱いとしている。また、登校後、発熱等風邪症状が出た児童生徒については、必要に応じて保護者に送迎をお願いすることもあるが、早退していただくことで対応している。	可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
3	【議案】 令和3年度和泉市一般会計補正予算(第12号)	小学校保健体育事業 中学校保健体育事業 【学校園管理室】	【石原委員】 ①購入備品の内容について ②令和4年度になって追加配置とする理由について	①令和2年度に市内全校に1台ずつ配置したサーマルカメラについて、検温時の密集を回避するため、301人以上の規模の学校を対象に市内小学校16校及び中学校7校にそれぞれ1台追加を行い、計23台購入。 ②納入時期が令和3年3月であり、実質的には令和3年度より使用したことから、学校からの要望により、令和4年度に向けて新たに追加配置を予定。	可決
		子どもの夢応援奨学基金費 【学校教育室】	なし	なし	
		美術品等取得基金費 【久保惣記念美術館】	なし	なし	
4	【議案】 令和3年度和泉市一般会計補正予算(第13号)	保育所等育成事業 【こども未来室】	なし	なし	
		幼稚園育成事業 【こども未来室】	なし	なし	
		留守家庭児童会運営事業 【こども未来室】	なし	なし	

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
4	【議案】 令和3年度和泉市一般会計補正予算(第13号)	生涯学習センター舞台機構設備修繕事業 【生涯学習推進室】	なし	なし	可決
5	【議案】 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	保育所一般管理事業 【学校園管理室】	なし	なし	
		保育所給食事業 【学校園管理室】	なし	なし	
		保育所等育成事業 【こども未来室】	なし	なし	
		英語教育・読書教育推進事業 【学校教育室】	なし	なし	
		特別支援教育推進事業 【学校教育室】	なし	なし	
		小学校一般管理事業 中学校一般管理事業 【学校園管理室】	なし	なし	

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
5	【議案】 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	小学校給食事業 中学校給食事業 【学校園管理室】	なし	なし	可決
		幼稚園育成事業 【こども未来室】	なし	なし	
		留守家庭児童会運営事業 【こども未来室】	なし	なし	
		文化財調査研究事業 【文化遺産活用課】	なし	なし	

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課(室)名	概要	質問・要望	答弁
1	富秋中学校区施設一体型義務教育学校基本計画(案)について	学校園管理室	富秋中学校区施設一体型義務教育学校基本計画(案)概要版について、当該校区においては、幸小学校・池上小学校・富秋中学校の各校で児童生徒の減少や建物の老朽化等が課題となっているため整備するもの。 整備については、地域と学校が総がかりで子どもを育てる環境のある学校などをコンセプトとし、1年生から9年生の各学年に応じた学習環境に配慮しつつ、多様化に対応した施設計画を検討している。また、メディアセンターの地域開放では、学校の図書の授業がスムーズに行えることを前提に管理・運営・活用について多角的に配慮し、地域への図書の貸出などを行えるよう検討する。工事期間中は仮設グラウンドを常に確保しながら進め、令和9年の開校をめざすもの。	【峠田委員】 障がい者の方々などに対する配慮はどうなっているか。 【要望】今後、家族会の方々に対しての聞き取りなど重視しながら計画を進め、LGBTQの方々に関して言えば、家族会のようなものがないため、何らかの形で成人になられている当事者の方々の小中学校時代の経験などを聞き取り、それを反映できるような計画にしていきたいことも重ねて要望する。 【小林委員】 ①男子トイレの個室化について ②生理用品の女子トイレ内での設置スペースについて ③車いすの方がサポートなしに使用可能なトイレの計画となっているか。 ④特別支援教室について、身体、知的障害のある児童生徒に対応した授業を行うために必要な施設整備の具体的な内容	障がい者の方々への配慮手すりやエレベーターの設置などバリアフリーに配慮し、多様な人々が安心して過ごせる施設設備については、多目的トイレの設置などLGBTQをはじめとした様々な人たちに配慮した施設計画とする予定。 ①②LGBTQを始めとした様々な人たちに配慮した施設計画とする考え。 ③バリアフリーに配慮した施設計画とする考え。 ④特別支援教室内へのトイレ、洗い場の設置などを想定している。

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課(室)名	概要	質問・要望	答弁
2	学校給食費の改定について	学校園管理室	令和4年度学校給食費の改定額については、小学校月額160円増の月額4,360円、中学校月額200円増の月額4,900円。 改定の理由は、1点目は、学校における米飯給食の推進及び小麦アレルギーを有する児童生徒への対応のため、米飯給食の実施回数を週3回から週4回へ増加。2点目として、2学期の給食開始時期については、令和3年度までは9月1日からとしていたものを、2学期の開始日(始業式)が8月25日であることから、1学期同様に始業式及びその翌日を除いた日から開始を行い、8月給食実施3日分に係る費用を増額。	【大浦委員】 ロングライフパック牛乳の導入の考えについて 【遠藤副委員長】 ①米飯給食推進の理由及び小麦アレルギーの状況について ②米粉パンでの対応について ③保護者の同意について	学校給食におけるロングライフパック牛乳については、コストが割高であること、納入業者において製造ラインの確保が必要であること、風味など商品に対する保護者等の捉え方が異なる可能性があることなど、様々な課題が考えられる。なお、現在、牛乳の納入については、大阪府学校給食会を通して行っているが、ロングライフパック牛乳については対応していないことから、市町村の希望によって選択が可能となるかについて、引き続き、大阪府学校給食会に対して確認等を行っている。 ①推進理由については、文部科学省通知「学校における米飯給食の推進について」において、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成などを目的に、実施回数の増加を図ることとされていること。小麦アレルギーを有する児童生徒については、平成29年度は全児童生徒16,741人の内15人。平成30年度は全児童生徒16,461人の内21人。令和元年度は全児童生徒16,164人の内25人。令和2年度は全児童生徒15,856人の内28人。令和3年度は全児童生徒15,597人の内26人。 ②パンの納入業者において、小麦パンの製造ラインと独立させるなどが必要と聞いており、食品の製造過程において異物が混入(コンタミネーション)する問題から対応が難しい。 ③丁寧な対応に努めていく。

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課(室)名	概要	質問・要望	答弁
3	令和3年度学校水泳授業屋内プール活用モデル事業報告について	学校教育室	令和3年度モデル校実施2校における、効果検証について報告。 泳力測定結果は、小学2年生を除いた学年では全ての学年で泳力が伸びている。 アンケートは、全ての項目で約90%が肯定的な回答となっている。 水泳授業に対する意識変化は、全学年で事後評価が向上している。 令和4年度は、モデル校を5校に増やして実施。	【小林委員】 ①委託料について ②府内他市状況について ③教員の感想について ④期間と年間経費、プールが新しい学校の考え方について ⑤小学校の夏季水泳指導について ⑥効果額について ⑦保険適用について ⑧今後の活用計画について	①槇尾中学校水泳授業が1,591,700円、光明台南小学校水泳授業が4,109,600円、光明台南小学校夏季水泳指導が2,684,000円、合計8,385,300円。 ②岸和田市、高石市、泉南市、阪南市、枚方市、門真市、八尾市において導入を検討。 ③プールの維持管理を行う必要がなくなったことや気候や天候に左右されずに指導を行えることが教員の働き方改革につながった。 ④令和5年度以降の本格実施に向けた年次全体計画を令和4年度中に策定予定で、その中で示していく。 ⑤小学校夏季水泳指導の在り方は、年次全体計画とあわせて示す。 ⑥令和2年和泉市議会第2回定例会厚生文教委員会協議会報告で、年間2,200万円程度の効果があると試算しているが、年次全体計画の中で改めて示す。 ⑦原則、スポーツ振興センターの保険適用。 ⑧令和5年度以降の年次全体計画の中で示す。

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課(室)名	概要	質問・要望	答弁
4	(仮称)多世代交流拠点施設基本計画(案)について	生涯学習推進室	(仮称)多世代交流拠点施設基本計画(案)の概要版について、人権文化センターと青少年センターの2つの公共施設の持つ機能を統合し、これまで両施設が担ってきた人権啓発や青少年健全育成等という役割や位置づけ、培ってきた文化、取組みなどを継承するとともに、新たな交流の根拠として整備するもの。 実施する事業は、人権に関する事業、各種相談に関する事業、伝承文化保存継承に関する事業、青少年育成に関する事業、子ども・子育て支援に関する事業、その他の事業を想定。 整備位置は、現在の和泉第一団地の敷地に市営住宅と一体的に整備予定。	なし	なし

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
1	飯阪議員	自治体間広域連携について	文化遺産活用課	①埋蔵文化財業務の広域化について、本市における埋蔵文化財担当部署の構成は。 ②現在の専門職員はいつまで従事可能なのか。また、専門的知見を持った職員が退職された場合、どのような対応をとるのか。 ③発掘調査に関して、本市の現状と将来の対応は。 ④他市に委託するつもりがないということだが、受託は可能ではないか。府の市町村課から、埋蔵文化財業務に関する高石市との広域連携について提案があったと聞いているが、どのような対応をとったのか。また、検討結果報告書はあるか。 ⑤高石市と岸和田市の連携が4月1日からスタートする。この2市の連携に伴うメリット・デメリットをどう把握しているか。また、この連携を本市にあてはめた場合のメリット・デメリットは。 ⑥4月から泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町においても埋蔵文化財の広域連携がはじまる。一定の規模となることでスケールメリットを活かすことのできる分野だと考えるが、本市の今後の取り組みについての見解は。	①文化遺産活用課が担当しており、埋蔵文化財業務は、主事1名、会計年度任用職員1名の計2名が主担し、係長1名および再任用職員1名も一部を分担している。発掘届の受理など庶務の一部は、他の職員も協力している。 ②現在、主担している専門職員は30代前半で、定年まで30年以上は従事可能。また、専門職員が退職した場合には、専門職員の採用を要望する必要がある。 ③池上曽根遺跡の整備事業の他、富秋中学校区等のまちづくり、北信太駅前整備、信太山丘陵里山自然公園などの事業が継続しており、それらに伴う大規模な発掘調査が続いている。発掘届の件数も年間200数十件前後で推移している。また、埋蔵文化財の担当職員は、池上曽根史跡公園などの史跡整備事業や史跡公園の活用など、課の根幹をなす業務も担っている。いずれの事業も、発掘調査の成果を踏まえた文化財の活用について具体化をはかる必要があることから、埋蔵文化財業務のみを他市に委託するなどの方法は適当でないと考えている。 ④本市としては、現行の体制の中で、他市の現場まで発掘をする余裕はなく、連携する考えはない意向を示した。その後、詳細な提案や正式な連携協議の申し入れもなかったことから、検討結果報告書はない。 ⑤広域連携にともなうメリットとして、岸和田市においては、担当職員を増員することで、後継者を養成し、専門性の蓄積と継承をはかることが可能となる。高石市にとっては、担当職員を置くことなく、埋蔵文化財業務を処理することが可能となる。また、両市には、財政面での効果もあると言われている。デメリットとしては、岸和田市にとっては業務量が増大する。高石市にとっては、専門性の蓄積・継承ができなくなり、発掘成果の活用も難しくなる。さらに、窓口が岸和田市となることによって、高石市民や業者等が不便となることが想定される。本市が高石市と広域連携したと仮定した場合、メリットとして、岸和田市の事例では、担当職員を増員しており、財政面での効果も一定見込まれるが、期間限定であり、業務量の増大などデメリットも大きい。 ⑥本市が幹事市になると仮定すると、負担が増える可能性が高く、メリットは少ない。また、本市の想定業務量を考えると、受けていただけるところがない。仮に委託できたとしても、文化財の活用事業との連携が難しくなり、デメリットの方が大きい。埋蔵文化財業務を踏まえ、文化財の調査研究からその活用までを一体として取り組んでいきたいが、岸和田市を始めとして、先行している自治体の状況を注視し、研究していきたい。
2	吉川議員	富秋中学校区等まちづくりについて	学校教育室 生涯学習推進室	①富秋中学校区での小中一貫校での図書館の地域開放について ②その地域開放についての、具体的な時間帯や夏休み期間等の検討状況について ③アリーナ構想について、今後、とみまち構想の中で位置づけられるのかについて ④場所はどこを想定、また、どういう施設を考えているのかについて	①ブックフェスタを始めとした読書活動の継承を目的とした学校図書館の地域開放について検討している。 ②小中一貫校の図書室の地域開放は、学校運営上の図書の授業がスムーズに行えることを前提に、地域の誰もが気軽に利用できるよう配慮が必要。図書の貸出や具体的な時間設定、利用上のルール、セキュリティの考え方などは、引き続き検討している。 ③アリーナ構想については、富秋中学校区等まちづくり構想の中に位置づけはないが、市民体育館が、建築から45年が経過し、将来的に移転建替えが必要であること、建替えには一定の敷地面積の確保が見込まれることや、この度の民間事業者へのサウンディング調査の結果も踏まえ、富秋中学校区等まちづくり構想にて生じる跡地を候補地としているもの。 ④場所は、幸団地及び北部総合福祉会館跡地を候補地としており、施設については、現在の市民体育館機能を拡充したいという考えのもと、近年建築された他市事例、敷地面積約6,000平米、建築面積約4,000平米、3階建て、総事業費約35億円の施設を一つの指標としている。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
3	原議員	公共工事と入札問題について ・富秋中学校校区等まちづくりについて	学校園管理室	①富秋中学校施設一体型義務教育学校の事業手法として、デザインビルド方式を採用する理由及び事業者からの提案余地はあるか。また、事業者からどのような提案を受けようと考えているか。 ②仕様書はできているか。 ③事業者はどこが決めるのか。 ④一般競争入札なら事業者がどこになるかわからないが、プロポーザル方式なら市が介入できるのでは。また、選定基準は市で決定するものではないか。 ⑤一般競争入札は競争原理が働くが、プロポーザル方式では選定基準を市が決めるため、競争原理が働かないのではないか。 ⑥富秋中学校施設一体型義務教育学校は、中学生含め35人学級に対応できる計画となっているか。	①デザインビルド方式の一般的なメリットは、性能発注、一括発注によるコスト縮減や工期短縮、民間ノウハウを生かした提案が期待できるもの。今回デザインビルド方式を採用する理由については、創意工夫ある提案や整備コストの縮減など、民間事業者のノウハウを最大限生かすため、基本設計を含むデザインビルド方式を採用するもので、本年2月の庁議において市において決定。安全で効率的な施工計画や学校運営面に配慮した教室配置計画等について提案を受けようと考えている。 ②学校整備事業者の公募に向け、来年度、募集要項、要求水準書作成等の業務を委託し、事業者選定に取り組む。 ③事業者選定委員会にて選定を行い、教育委員会が決定する。 ④事業者選定基準については、事業者選定委員会に諮り、市が決定する。選定委員会の委員構成は、建築、土木又は都市計画に関する学識経験者、市職員、その他教育委員会が認める者で構成。(仮称)榎尾学園での委員構成は、5名の委員中、学識経験者4名、市職員1名とし、企画提案書等の評価の専門性、公正性、透明性を確保しつつ、事業者選定を行っているところ。 ⑤原則、一般競争入札であることは認識しているが、創意工夫ある提案や整備コストの縮減など、民間事業者のノウハウを最大限生かすため、基本設計を含むデザインビルド方式を採用するもの。このため、価格のみによる競争入札には適さないため、総合的な見地から、最適な事業者を選定する必要があると考えている。プロポーザル方式では、価格、事業内容についても参加業者は、より優れた提案をする必要があるため、提案する事業者間で競争原理は働いていると認識。 ⑥中学生含め35人学級に対応できる計画。
4	服部議員	和泉市の観光振興について	久保惣記念美術館 文化遺産活用課 生涯学習推進室	①ミュージアムタウン、歴史ストーリータウンの主な取り組みと観光客数の推移について ②各タウンの核となる施設とその年間利用者数について	①現在、和泉・久保惣ミュージアムタウン事業は、地元アーティストや自治会、交通機関、大学、協力企業等の民間の方々及び市で構成された「和泉・久保惣ミュージアムタウンコンソーシアム」にて行っており、ミュージアムタウンホームページの作成やミュージアムタウン内に今春オープン予定の古民家を活用した交流拠点の支援を行っている。ミュージアムタウン内の主な観光施設の年間観光客数は平成30年度が432,340人、令和元年度が506,730人、令和2年度はコロナ禍で415,471人と減少している。和泉・信太の森歴史ストーリータウンについては、2月26日にキックオフイベントとして、信太の森ふるさと館において、信太の白きつねモニュメントの除幕式を、原作者である歌手のイルカさんをお招きし、開催したところ。歴史ストーリータウン内の観光客数については、平成30年度が257,324人、令和元年度が146,835人、令和2年度はコロナ禍で90,642人とどまっている。 ②ミュージアムタウンは久保惣記念美術館を核としており、来館者数は平成30年度32,639人、令和元年度34,676人、令和2年度はコロナ禍で7,070人と減少している。歴史ストーリータウンは池上曽根史跡公園を核としており、来園者数は平成30年度が80,853人、令和元年度が67,074人、令和2年度47,401人である。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
4	服部議員	和泉市の観光振興について	久保惣記念美術館 文化遺産活用課 生涯学習推進室	③美術館、池上曽根遺跡公園の利用者をどのように増やすかについて ④コロナ禍の中、友好姉妹都市である中国の南通市、アメリカのブルーミントン市との交流事業は。	③美術関連雑誌や新聞への広告の掲出のほか、Twitter、YouTubeを活用し、積極的に展示会やイベントPRを行っている。今年度は阪急交通社が主催するインターネット配信講座にて館長による特別展講座を2回実施した。令和4年度は開館40周年を迎え、秋には特別展「玉石の美」および同時開催にて特別企画「ダイアローグ かたちのちから」と題し、西宮市大谷記念美術館との交換展として、当館初となる現代美術を展示する予定。西宮市大谷記念美術館では6月18日から7月24日の間、当館所蔵品による「久保惣記念美術館展」が開催され、京阪神地域における当館の認知度向上につながるものと考えている。池上曽根史跡公園では、3月から6月まで「池上曽根イベントマラソン4ヶ月ぶち抜き！史跡池上曽根遺跡活性化大作戦」と題し、池上弥生フォトコンテストやさくらサーカスと泉公演などを実施する。また、「(仮称)池上プレイステージ」の整備に取り組む。弥生時代を知るインフォメーションステージ、遺跡発掘ができる発掘体験ステージ、憩いの空間を楽しめるカフェステージ、グランドゴルフやフットサル、スケートボードなどを楽しめる多目的広場を備えた多目的ステージの4つのステージを整備し、人びとが集い、憩い、学ぶ場として、持続的に活用できる史跡公園として、令和8年度のリニューアルオープンをめざしている。 ④例年行っていたブルーミントン市との学生相互派遣はコロナ禍で中止となり人的交流はできなかったが、友好姉妹都市との絵画交流や、ブルーミントン市と本市の小学3年生が文通を通して交流を図った。
5	遠藤議員	学校給食について	学校園管理室 学校教育室	①学校給食法の目的について ②本市における就学援助の割合について ③本市における就学援助の内容について ④令和4年度からの給食費値上げ理由について ⑤学校給食における牛乳の提供の必要性について ⑥三条市における牛乳提供の事例の導入について ⑦給食費の無償化又は一部補助を行っている自治体について	①学校給食法第1条において、この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることと示されている。 ②和泉市の就学援助率は、小学校及び義務教育学校前期課程では、令和元年度が16.7%、令和2年度が19.6%、令和3年度が16.2%、中学校及び義務教育学校後期課程では、令和元年度が18.4%、令和2年度が18.5%、令和3年度が17.3%となっている。 ③支給される費用は、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、入学準備金、学校給食費、日本スポーツ振興センター掛金と医療券発行。 ④文部科学省通知「学校における米飯給食の推進について」において、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成などを目的に、実施回数の増加を図ることと示されているため。 ⑤学校給食法施行規則1条第2項において、「完全給食とは、パンまたは米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む)、ミルク及びおかずである給食をいう。」と規定されており、効率的なカルシウムの摂取や栄養バランスの観点から必要とされている。 ⑥本市においては、完全給食の実施を基本としていることに加え、三条市では休み時間などに牛乳を出すことによる学校現場の負担や給食喫食とは別にすることで牛乳の飲み残しが増えたため、令和2年度末に取組みを終了しており、本市においては三条市が実施した方法は考えていない。 ⑦新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済的負担軽減等を理由として無償化又は一部助成を行っている自治体は、大阪市、東大阪市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、松原市、羽曳野市、八尾市、柏原市、泉佐野市、太子町、熊取町、河南町、岬町、千早赤阪村。なお、恒久的に無償化を行っている自治体は、現時点では田尻町のみであり、他の16自治体は期間限定の対応。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
5	遠藤議員	学校給食について	学校園管理室 学校教育室	⑧給食費無償化の考えについて ⑨給食費一部無償化の考えについて	⑧学校給食費を無償化とする場合は、年間約7億1,400万円と多額の財源が必要となり、給食施設の老朽化や学校施設の大規模改修など優先して取り組まなければならない課題も多いことから、現段階では無償化については考えていない。 ⑨一部補助とした場合、全額無償化と比較し、市の負担は少ないものの、毎年度多額の財源が必要となることから、現時点では一部補助についても考えていない。
6	坂本議員	納税者に対しての待遇改善について	学校教育室	①定住促進に向けた教育の充実について ②教育における具体的な取組みについて ③部活動の専門員の活用について	①小中一貫教育を推進し、平成29年度には、府内で2例目となる施設一体型小中一貫校南松尾はつが野学園を開校し、今後、(仮称)榎尾学園や富秋中学校区においても施設一体型義務教育学校の開校を予定。また、令和3年4月には「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」を施行し、社会総がかりで子どもを育む取組みを進めていく。 ②確かな学力をつける取組みとして、「主体的で、対話的で深い和泉の学び」の実現をテーマに授業改善を推進し、いずみ希望塾を開講するなど子どもたちの学習支援を行っている。また、リーディングスキルテストやテストの採点・分析システムの導入、有識者等による懇話会を踏まえた施策検討など、新たな取組みを展開する。また、生徒指導や教育相談体制は、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門家を活用し、指導や支援の充実をすすめていく。 ③(仮称)榎尾学園における魅力づくりの1つとして、運動部としてゴルフ部なども検討している。そのためには民間活用などが必要であるため、民間事業者等への聞き取りも始めたところであり、そのあり方についても検討していく。
7	埴田議員	和泉市の大切な山間部の永遠性のために今なすべきことについて	学校園管理室	①和泉市産木材の学校現場での活用について ②学校における林業体験について ③授業における木材の使用について	①学校における新築や増築をはじめ、トイレ改修等においても、腰板などに和泉市産木材を使用している。今後、教育施設等長寿命化計画においても、その他の事案においても、引き続きその使用に努めていく。 ②南横山小学校は、学校林を活用した体験学習を実施。炭焼き体験学習は、小学6年生が体験。また、小学5年生の宿泊行事として、林間学校を設定している学校も多く、森林に触れる機会もある。さらに、小学3年生においても、林業も含めた和泉市の産業全般について学ぶなどの取組みを進めている。 ③小中学校では、図画工作科や技術科の時間に、木材を使用して作品を作る機会もある。その際、和泉市産の木材を教材として使用することは、子どもたちが地産地消について学ぶ取組みになる。なお、使用する教材等は、学校が価格や内容、活用計画等を踏まえて総合的に判断している。
8	小林議員	不登校・ひきこもりについて	学校教育室	①不登校の現状について ②長期間不登校であった児童生徒について	①平成28年度小学校59名・中学校235名、平成29年度小学校62名・中学校167名、平成30年度小学校70名・中学校179名、令和元年度小学校77名・中学校191名、令和2年度小学校137名・中学校228名。平成29年度の中学校の減少については、その年入学した中学1年生の不登校生徒数が抑えられていたことや、不登校生徒数が例年より多かった中学3年生が卒業したことなどが考えられる。なお、令和2年度の増加については、新型コロナウイルス感染拡大への感染回避や不安による出席停止も長期欠席とするといった国の定義の変更などによるものと考えている。 ②不登校児童生徒の中で、登校していない日数が90日以上であった児童生徒は、平成28年度小学校22名・中学校145名、平成29年度小学校24名・中学校105名、平成30年度小学校44名・中学校107名、令和元年度小学校41名・中学校118名、令和2年度小学校55名、中学校138名となっている。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
8	小林議員	不登校・ひきこもりについて	学校教育室	③休みがちな児童生徒への対応について ④その具体的な対応について ⑤グリーンルームへの入室・状況について ⑥通信制の高校への進学状況について	③不登校・長欠児童生徒の状況把握及び未然防止を目的として、登校しない日が月3日以上になる児童生徒について学校から市教委へ報告することを定め、あわせてその状況及び対応等について確認を行い、ケースにより学校へ指導助言を行う。また、「学校に対する指示事項」を策定し、未然防止・継続支援などの観点から不登校児童生徒及び保護者への支援・対応を示しており、特に、不登校の兆しを早期発見し、早い段階からスクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門家を活用し、学校全体で組織的に対応すること等を指示している。これを踏まえ、学校では、児童生徒が登校しなかった場合には、必ず家庭への連絡を行い、その状況を把握するように努めている。その中で、登校しない日が連続するような場合だけでなく、たとえ1日であっても理由が気がかりな場合は、学校と本人や保護者が話し合い、その原因等の把握などを行い状況の改善を図る。このような対応は、学校として組織的に行っている。 ④児童生徒が登校しなかった場合、基本的には、まず担任が家庭連絡を行い、その状況の把握に努める。その情報は、関係教員で共有し、連続欠席や理由が気がかりな場合については、担任を含め関係教職員で対応にあたる。ケースによっては、生徒指導・生活指導担当などの教員が中心となり、管理職の指示のもと、学年主任や養護教諭、担任や、SCやSSWなどの専門家とも連携し対応する。 ⑤入室にあたっては、当該の児童生徒の状況や学校における児童生徒への支援の取組み等を保護者・本人の願いや思いを踏まえた上で、学校と教育センターで確認・協議し、グリーンルームの活用が望ましいと判断した場合、仮入室を経て、正式に入室が決まる。平成29年度小学校4名・中学校23名、平成30年度小学校7名・中学校23名、令和元年度小学校7名・中学校10名、令和2年度小学校4名・中学校11名、令和3年度は仮入室を含め小学校6名・中学校17名が利用している。なお、グリーンルームに定員は設けていない。 ⑥和泉市立学校から通信制の高等学校へ進学した生徒は、平成28年度は55名、平成29年度は64名、平成30年度は72名、令和元年度は78名、令和2年度は61名である。
9	井阪議員	メタバース(VR・AR・仮想空間)・Web3(ブロックチェーン・クリプト・暗号資産・NFT・DAO)について・NFTの活用について	久保恩記念美術館 文化遺産活用課 生涯学習推進室	①NFTアートの美術館での活用について ②本市が所蔵する、出土遺物のほか、市内に伝わった古文書、絵図、古写真などを貴重な文化財をNFT化することは可能か。また、池上曽根史跡公園においてAR・VRの導入する考えはあるか。	①NFTアートは写真、映像、電子音楽、ゲームなどコンピューターを使って生み出されるデジタルアートを証明する技術であり、デジタルアートに特化した専門の学芸員配置やIT環境の整備など人材面も含めた環境整備がまずは必要と考えられる。一方、急速に進むデジタル社会において、本市としても文化芸術分野の大きな可能性を秘めたNFTアートの今後の動向を踏まえ、NFTアートを活用した先進事例等の情報収集に努めていきたい。 ②デジタルアーカイブによる文化財の公開についても研究をすすめていきたいと考えており、そのなかで、唐古・鍵考古学ミュージアムなどの先行事例にも学びながら、文化財のNFT化についても研究していく。また、池上曽根史跡公園において、(仮称)池上プレイステージの整備にあわせ、弥生時代のくらしや文化をリアルに体感できるよう、AR・VR等のデジタルコンテンツを整備したいと考えている。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
1	早乙女委員	みなまつ保育園分園創設事業費補助金について 【こども未来室】	①分園の規模と供用を開始する時期について ②分園を整備する場所について ③分園を整備することによる、職員駐車場への影響について	①0歳児10名、1歳児10名、2歳児10名の計30名定員の分園を整備する予定であり、令和4年度に整備を行い、令和5年4月の供用開始を予定している。 ②みなまつ保育園の本園から南方向、約400メートル離れた職員駐車場敷地内に整備する予定である。 ③職員駐車場敷地内の一部に分園を整備するため、職員の駐車場については、問題なく確保できることから、影響はないと園より聞いている。
		保育士就職支援補助金について 【こども未来室】	①何名程度の予算を計上しているのかについて ②予算を超えた場合の対応について	①民間認定こども園等に確認したところ、毎年、2名程度、新卒者を採用していることから、民間認定こども園26園、私立幼稚園4園、合計30園で60名分の予算を計上している。 ②予算額を超えることはないものと見込んでいるが、保育士就職支援補助金制度の導入効果により、想定以上に応募等があった場合は、関係部署と協議調整を図り対応する。
		保育士等処遇改善改善補助金について 【こども未来室】	①どの程度の処遇改善になるについて ②民間認定保育園等が適切に保育士等へ処遇改善を行ったという確認方法について	①国において、保育士、幼稚園教諭等の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度、引き上げるための措置が講じられる。このことから、本市の民間認定こども園等に勤務する保育士等の賃金改善に係る費用について、市より園に対し、国が定める補助基準額に年齢別平均利用児童数を乗じた額と、民間認定こども園等から提出のあった処遇改善に必要な額と比較し、いずれか少ない額を補助する。なお、民間認定こども園等は、事業者の判断により職員への配分を決定することが出来るが、合理的な理由がなく恣意的な配分をしないよう留意する必要がある。 ②補助金交付申請時及び実績報告書には「賃金改善計画書(報告書)」及び「賃金改善内訳書」の添付を求め、どの職員にいくら賃金改善を行ったのかといったことを市で確認する。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
1	早乙女委員	榎尾校区公共交通検討委託料について 【学校教育室】	①検討内容について ②委託内容、検討期間について	①榎尾校区公共交通検討委託は、令和7年度開校予定の(仮称)榎尾学園の児童・生徒の通学等にかかるバスの運行計画のあり方を検討するもので、榎尾中学校区における路線バス等、地域の公共交通のあり方とあわせて一体的に整理しようとするもの。 ②委託内容は、(仮称)榎尾学園の通学等にかかるバス運行計画等の検討、バス事業者や関係者との協議、公共交通活性化プロジェクト委員会などの各種会議の実施支援をコンサルタント会社に委託。検討期間は、令和3年度から4年度。
		学校水泳授業屋内プール活用モデル事業について 【学校教育室】	①モデル校、民間施設、内容について ②夏季水泳指導の費用について ③大規模校での実施について	①令和4年度のモデル校、使用民間屋内プール施設は、光明台南小学校と南池田小学校がコナミスポーツクラブ光明池、池上小学校がマコトスイミングクラブ和泉、信太小学校がスイミングスクールビッグエス和泉府中、榎尾中学校がコナミスポーツクラブ和泉中央を予定。実施内容は、水泳授業は、小中学校ともに各学年5コマ実施し、小学校は夏季水泳指導も実施するもの。 ②各校8割の児童が参加することを想定して試算。 ③大規模校での実施も含めて、令和5年度以降の本格実施に向けた年次全体計画の中で示す。
		採点・分析システムについて 【学校教育室】	働き方改革について	システムの概要は、解答用紙をスキャンしてデジタル化し、パソコン上で、設問ごとの串刺し採点や自動集計等を行うことで、テストの採点・分析業務の効率化を図るもの。導入することで、教員の採点や集計等に要する時間を縮減させ、結果分析や授業改善に活用することに重点を置くことで、子どもの学力向上を図るとともに、教員の働き方改革にもつながるもの。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
1	早乙女委員	学校整備事業者選定支援等委託料について(プール設置について、学校図書について) 【学校園管理室】	①業務内容と委託理由について ②プールの設置はどう考えているか ③学校での図書館について、地域への図書の貸出などの地域開放を検討していると聞いているが夏休みの利用・駐車場等の考え方について	①学校整備事業者の公募に向け、募集要項・要求水準書作成のためのアスベスト調査や測量業務を行い、事業者選定の支援業務とするもの。委託理由については、当該業務についての資格や専門的な知識が必要であるため外部に委託するもの。 ②民間屋内プールを利用した学校水泳授業を実施していく予定であることから、学校プールを設置する予定はない。 ③図書館の地域開放については、現在検討中であり、夏休みの利用などについては、教職員とも相談しながら設計と並行し検討していきたい。
		南松尾はつが野学園増築理由等について 【学校園管理室】	①増値が必要となった理由について ②当該学校については、開校して年数が経っていない。計画時に児童生徒の増加は予測できなかったのか。また35人学級への対応についても伺う。 ③現在進行中の(仮称)榎尾学園や富秋中学校区での小中一貫校の設計では、どのように予想し対応しているのか。	①当該校区において住宅開発により児童生徒が増加している状況で、またさらに令和3年度より義務教育標準法の改正により、小学校の学級編成を段階的に令和7年度までに35人に引き下げることとなったため、児童生徒数推計から教室不足が発生していくこととなり、今回増値が必要となったもの。 ②当該学園計画時における児童生徒数推計については、当時の青葉はつが野小学校での児童発生率を採用していたが、現在の当該学園での発生率が0.73であり、当時の発生率0.4を大きく上回る結果となったこと、またさらに学級編成が35人へ引き下げとなったことも含め、推計したところ教室不足が発生するため、今回対応すべく設計委託料の完了払い分を計上したもの。 ③(仮称)榎尾学園については、特認校としての児童生徒数も含めた定員を設定し、教室を確保している。富秋中学校区における小中一貫校については、開校時における児童生徒数や学級数を見据え、各学年に普通教室として転用可能な教室を配置し、児童生徒の増減に対応できる計画としている。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
1	早乙女委員	学校給食自校調理委託事業について 【学校園管理室】	①青葉はつが野小学校給食自校調理委託の委託先及び効果額について ②学校給食自校調理事業者選定委員会の対象校について ③中学校給食自校調理委託事業の委託先について	①委託先については、株式会社ジーエスエフ。青葉はつが野小学校においては、委託料と直営とした場合を比較しますと、約970万円の効果額を見込んでいます。なお、調理員配置基準については小学校と中学校で違いはないので、経費の計算方法も同様。 ②令和5年度から令和7年度における学校給食調理委託にかかるもので、国府小学校が新規に、北池田中学校・南池田中学校・南松尾はつが野学園の3校が現在の3年間の契約が令和4年度末に終了となることから、事業者選定を行うもの。 ③一富士フードサービス株式会社が和泉中学校、石尾中学校、南池田中学校、南松尾はつが野学園。名阪食品株式会社が郷荘中学校。ハーベストネクス株式会社北池田中学校。株式会社東洋食品が光明台中学校。
		北池田中学校大規模改修設計委託内容について 【学校園管理室】	直営で設計した方が、職員育成の観点から良いと考えるが委託する理由について伺う。	直営での設計も可能ではあるが、より多くの事業を実施していきたいと考え、外部委託しようとするもの。
		留守家庭児童会の運営について 【こども未来室】	①支援員の配置について ②和泉市職員労働組合の要求「勤務時間の統一化・時間給化取得拡大」への対応について	①留守家庭児童会の各クラスには、最低限職員を2人配置する必要がある、うち1人は資格等の条件を満たした放課後児童支援員である必要がある。現在、全てのクラスに放課後児童支援員である基幹支援員を配置できており、令和4年度についても、引き続き配置できる見込み。 ②支援員の勤務時間の統一化については、通常よりも早く留守家庭児童会を開設する日について、基幹支援員の勤務時間を最大6時間にすることができないかといった内容。実施のために調整すべき点が多いことから、令和4年度末までに回答を行う予定。時間休暇取得拡大については、時間休暇の取得について一定の範囲を設けているが、他の会計年度任用職員と同様に取得できないかという内容。体制を維持する手法を研究し、取得できる条件について令和4年度中に回答を行う予定。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
1	早乙女委員	池上曽根遺跡整備設計委託料について 【文化遺産活用課】	①(仮称)池上プレイステージの具体的内容について ②グランドゴルフやフットサル、スケボーは本決まりか。また、駐車場について。	①(仮称)池上プレイステージは、池上曽根史跡公園に、弥生時代を知るインフォメーションステージ、発掘が体験できる発掘体験ステージ、憩いの空間を楽しむカフェステージ、グランドゴルフやフットサル、スケートボードなどを楽しめる多目的広場を備えた多目的ステージの4つのステージを整備して、リニューアルオープンをめざすもの。 ②多目的広場は、多様な活用ができる広場として、大半を芝生広場のようなしつらえにしていきたいと考えているところだが、今回委託する設計の中で決めていく。常設の駐車場については、史跡の中には設けることが認められないため、駐車可能なエリアを設定する方法しかない状況。
		温水プール大規模改修計画策定委託料について 【生涯学習推進室】	①委託理由及び内容について ②検討期間はどれぐらいかについて	①設置から24年が経過する温水プールにおいて、近年、老朽化による設備等の改修工事が増加し、そのたびに止む無く施設の利用停止を余儀なくされていることから、施設の安全かつ安定的な運営を図るため、施設全体の劣化度調査を実施し、計画的かつ効率的な改修、修繕工事等を行うための計画策定をするもの。 ②令和4年度中での計画策定を考えている。
2	埴田委員	電算機器等管理委託料(入園者選考AIシステム)について 【こども未来室】	入園者選考AIシステムの導入に係る職員の業務負担の軽減について	入園者選考AIシステムの導入により、今まで手作業で行っていた一部の事務を一括処理できることから業務の効率化を図ることができた。なお、令和3年度は導入初年度ということもあり、本市の選考基準に適合したシステムを構築する必要性や、また、相違がないか確認するため、従来の選考方法と併用し、選考事務を行ったため、全体的な負担軽減までは至らなかった。令和4年度以降については、AIシステムの活用に加え、申請書類の入力作業についても、OCR/RPAを活用した入力作業の自動化を進めることから、業務負担の軽減は図れるものと考えている。
		デジタル教材著作権使用料について(コロナで登校できていない児童生徒の学力保障について) 【学校教育室】	①デジタル教材著作権使用料について ②コロナ不安で登校していない児童生徒について	①デジタル教材著作権使用料は、平成30年5月の著作権法改正に伴い、授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、補償金を支払うことで、個別に著作権等の許諾を得ることなく行うことができるようになり、定められた補償金として1人あたり小学生は120円、中学生は180円を予算計上。 ②不安により、学校へ登校していない児童生徒の割合は、2月24日時点では、市立学校全体で約1%程度。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
2	埜田委員	デジタル教材著作権使用料について(コロナで登校できていない児童生徒の学力保障について) 【学校教育室】	③学びの保障について ④体育や音楽について	③1人1台学習用端末を活用して、授業の映像を配信したり、授業支援ソフトを使って課題を送信したり、学習支援ソフトを活用して学んだりするなど、学びの保障を行っている。 ④実技教科は運動の仕方や楽器の演奏の映像などを活用して、児童生徒自身がそのイメージをつかんだり、練習できるように働きかけている。
		海外帰国渡日児童生徒等語学指導員について 【学校教育室】	①語学指導員派遣の概要について ②語学指導員の派遣対象となった児童生徒の人数について ③対象となった児童生徒の卒業後の関わりについて	①海外帰国・渡日した児童生徒のうち、生活言語や学習言語としての日本語の習得に課題を抱えている児童生徒やその保護者を、語学面で支援するために、語学指導員を派遣するもの。 ②平成29年度は32人、平成30年度は41人、平成31年度は41人、令和2年度は49人、令和3年度は現時点で46人となっている。令和3年度はコロナ禍による日本への入国制限等もあり、現時点で昨年度より少なくなっているが、今後も増加が見込まれており、令和4年度は予算を増額している。 ③中学校卒業後は多くの生徒が高等学校等へ進学するが、夏と冬に行われる外国にルーツのある小中学生の交流の場に、先輩として参加し体験談を聞かせてくれたり、学校帰りに出身中学校に寄って高校生活について話してくれたりしている。これらにより、同じような外国にルーツのある子どもにとっては、先輩と交流を深められるだけでなく、進路の見通しを持ちやすくなるなど、卒業後もつながり続けることで好循環が生まれている。
		学校給食食物アレルギー対応検討委員会について 【学校園管理室】	①和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の開催について ②和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の進め方について	①前回の手引書作成時点から和泉市学校給食食物アレルギーの現状も変化していることから、令和3年度に1回、令和4年度に4回開催を行う予定。 ②第1回目においては、和泉市学校給食食物アレルギー対応の現状として、「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」の概要、食物アレルギーを有する児童生徒の人数及び推移、ヒヤリハットの事例・件数、大阪府下各自治体の給食におけるアレルギー対応の状況等について各委員へ説明を行い、その後は、他市への視察等も行った上で、管理・指導における現状の問題点や対応食の見直し等の必要性について検討を進めたいと考えている。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
2	埴田委員	学校給食食物アレルギー 対応検討委員会について 【学校園管理室】	③他市への視察について ④予算の検討について	③大阪府内において自校調理方式により小麦未使用又は除去食対応を行っている箕面市・摂津市・守口市・寝屋川市・大東市・門真市・岸和田市・貝塚市・忠岡町・田尻町の中から複数の市町へ視察を行いたいと考えている。 ④学校給食における新たなアレルギー対応を行うとなった場合には、調理員の増員、施設改修費等の様々な課題も想定されることから、まずは令和4年度において必要な課題整理等を進めたいと考えている。
		子ども電話相談について 【生涯学習推進室】	①事業の内容について ②相談内容について ③電話対応について ④他の都道府県との連携について	①本市とチャイルドラインを実施しているボランティア団体とで協定を結び、実施している事業で、チャイルドラインは、子どもの権利条約の理念に基づき、18歳までの子どもの声を電話とオンラインチャットで受けとめることで、子どもがあのまままで安心できる居場所をつくることを目的としている。 ②令和2年度、電話に寄せられている声の主訴として、チャイルドラインの年次報告書によると、自分自身のこと49.4%、学校のこと18.4%、性のこと16.5%、家庭のこと11.1%、部活のこと1.5%など。令和3年度の実績として1月末現在では、自分自身のこと48.1%、学校のこと19.3%、性のこと16.9%、家庭のこと10.6%、部活のこと1.7%など。 ③子どもは、全国共通のフリーダイヤルを利用し、全国各地のチャイルドラインで対応している。子どもからの電話は、まず最寄りの団体に優先でつながる仕組みになっている。 ④匿名性を前提としたチャイルドラインでは、ひとりひとり個別に対応することはできず、原則、直接行政や支援機関につなげることはない。子どもからの希望があった場合には、支援機関の連絡先を伝え、また、緊急の場合には、警察、消防、児童相談所へ支援を要請することもある。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
3	関戸委員	学校プール跡地利用について 【学校園管理室】	①学校水泳授業については、民間屋内プールを活用した学校水泳授業が進んでいくと、学校プールが不要になっていくが、今後の跡地活用について伺う。 ②民間屋内プールの活用が進んでいく中、学校プールとして残す学校があるか。 【意見】跡地活用について様々な活用方法がある。例えば、学校敷地の端にプールがあれば売却も可能であるし、プールの除却費用が多額に必要なら、釣り堀や養殖などの民間活用する方法もあるので、現場の声を聞きながら、積極的に様々な活用方法について検討していただくようお願いする。	①学校プールの跡地活用については、令和4年度中に令和5年度以降の本格実施に向けた年次全体計画の策定を予定しており、その中で検討する。 ②学校水泳授業の民間屋内プールの活用については、すべての学校において段階的に実施していく予定で、移行後は、学校プールとして残す考えはない。
		アフタースクールについて 【学校教育室】	①アフタースクールプログラムの実施理由について ②アフタースクールプログラムの実施形態と費用負担について ③他校区での実施の展望について	①(仮称)榎尾学園は、市内唯一の特認校として予定。特認校の魅力創出として、放課後の過ごし方の充実を図る目的で、アフタースクールプログラムの実施を検討。 ②現在の検討状況は、民間事業者をはじめとした数社に聞き取りを始めたところであり、事業成立の可能性について協議をしているところ。現段階での実施形態の考え方は、プログラム実施内容と実施場所を市から示したうえで発注する委託事業のような形態を想定。また、現段階での費用の考え方は、受益者負担の観点から有償プログラムの実施を想定。 ③現段階では実施検討に着手し始めたばかりであり、他校区での実施は、現在のところ想定していないが、(仮称)榎尾学園での実施状況を踏まえ、研究していきたい。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
3	関戸委員	学校給食費の公会計化について 【学校園管理室】 【学校教育室】	①学校給食費の公会計化に係る国からの通知について ②給食費の公会計化の状況について ③給食費の公会計化に伴う利点・課題について ④教職員の事務負担軽減について ⑤和泉市の公会計化についての考え方について ⑥学校給食における食材購入について	①中央教育審議会において、給食費の徴収・管理について、基本的には教職員の本来的な業務ではなく、地方公共団体が担うべき業務であると答申が出されたことを背景に、令和元年7月に、文部科学省において、「学校給食費の徴収・管理に関するガイドライン」が作成された。 ②令和3年度における府下各自治体の導入状況は、10自治体。 ③利点については、教職員の事務負担軽減、滞納処分等の法的措置の実施、システム一元化や外部委託等による徴収管理業務の効率化、経理面における透明性の向上など。課題については、システム構築運用・納付書発送・口座振替手数料・人件費・委託料などの多額の徴収経費に加え、各学校での食材調達方法の見直しに伴う給食の質の維持など。 ④小学校7校および義務教育学校におけるスクールサポートスタッフを配置。また、音声ガイダンス電話の設置や長期休業中の学校閉庁日の設定などの取り組みを行っている。アンケート調査では、肯定的な回答をする割合は約85%となり、成果が見られた。 ⑤公会計化については様々な課題もあるが、課題解決方法を模索しながら公会計化に向けた検討を行いたいと考えている。 ⑥食材調達業者の選定や支払い方法等については、公会計化により地方公共団体の財務会計ルールに基づき実施することとなるため、競争性を確保することが原則になるなど、新たな対応が必要と考えられるが、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」においては、一括調達が適さない事例など食材ごとにどのような調達方法を採用するかをまず検討する必要があると示しているため、学校現場等と課題整理に努めたいと考えている。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
3	関戸委員	スポーツ施設の稼働率向上について 【生涯学習推進室】	①体育施設指定管理料の内容について ②施設の稼働率について ③総合スポーツセンター野球場における平日と休日の稼働率について ④光明池緑地運動施設のBグラウンドや総合スポーツセンター野球場の稼働率が低い状況にある。両施設の現在における申し込み方法について ⑤利用月の前月の8日の抽選結果を待った後でなければ、定期的な利用の申し込みが確実に出来ない状況にある。稼働率の向上のために、なにかできないか。	①市内に7つある施設、和泉市立市民体育館、和泉市立コミュニティ体育館、和泉市立光明池球技場、和泉市立光明池緑地運動施設、和泉市総合スポーツセンター、榎尾川公園テニスコート、和泉市温水プールの管理運営をしている指定管理者、ミズノグループ・和泉市公共施設管理公社共同事業体に管理運営にかかる経費として支出する。 ②会議室や研修室を除き、令和2年度での状況は、高いところで、和泉市立市民体育館の大体育室で83.1%、和泉市立光明池緑地運動施設テニスコートで81%、低いところで、和泉市立光明池緑地運動施設のBグラウンドで26%、総合スポーツセンター野球場で38.8%となっている。 ③令和2年度での状況で、平日で15.6%、休日で53.2%となっている。 ④利用月の前月1日から7日の間で、スポーツ施設が予約できるWEBサービス、オーパス・スポーツ施設情報システムでの抽選申し込みを実施し、8日に抽選、その後、随時、空いているところを申し込みいただく仕組み。 ⑤稼働率向上に向けて、指定管理者と協議しながら、どのような対応ができるか考える。
4	山本委員	みなまつ保育園分園創設事業費補助金について 【こども未来室】	①分園の規模とスケジュールについて ②分園の整備による中部地域の待機児童の解消について	①0歳児10名、1歳児10名、2歳児10名の計30名定員の分園を整備する予定であり、令和4年度に整備を行い、令和5年4月の供用開始を予定している。 ②令和3年4月1日現在の中部地域における待機児童数12名を考慮すると、分園を整備し、受け入れ人数を増員することにより、解消されるものと考えている。しかし、中部地域については、生産年齢人口の転入が多く、保育需要の多い地域である。今後においても、中部地域の保育所を希望する児童が、一人でも多く入園できるよう努める。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
4	山本委員	学校水泳授業屋内プール活用モデル事業について 【学校教育室】	①泳力効果検証について ②移行期間について ③公平性の担保について ④効果額について ⑤検討の方向性について	①小学2年生以外、他の8つの学年では泳力が伸びており、専門指導員と教員が協働して水泳授業を行うことで、泳力向上が図られたもの。 ②令和4年度中に令和5年度以降の年次全体計画を策定予定。全校実施までの移行期間も10年以上の想定としていたが、児童生徒数の推移、民間施設の受入状況等を勘案し、各校の導入予定を改めて検討。 ③公平性の確保は、今後検討する必要があるものと認識。 ④30校全体で考えた場合には約2,200万円程度の効果額を見込んでいるが、学校単位で考えた場合、大規模校では効果額が出ないものと試算している。 ⑤年次全体計画を策定していく中で、公平性の確保の観点から、民間活用への移行期間等を検討するとともに、専門指導員の活用などの可能性も検討していく。
5	デルフィン委員	いじめの現状といじめ防止対策委員会について 【学校教育室】	①いじめの現状について ②委員の構成と報酬について ③開催回数と担当事務、会議の内容について	①和泉市立学校におけるいじめの認知件数は、小学校及び義務教育学校前期課程で、平成30年度197件、令和元年度379件、令和2年度519件、中学校及び義務教育学校後期課程で、平成30年度160件、令和元年度211件、令和2年度190件。積極的に認知し、その解消に向けた取組みを丁寧に行うよう各校へ指示していることから、認知件数は増加傾向。 ②学識経験者、臨床心理士その他、教育委員会が適当と認める者としており、弁護士や社会福祉士を含め4名が委員となっている。報酬は日額8,000円。 ③年2回開催し、担当事務は、いじめの防止等のための調査及び助言に関する事、重大事態に係る事実関係の調査審議に関する事。内容は、いじめの認知件数や解消状況、発見のきっかけ、相談状況、いじめ防止対策の取組みなどを踏まえ、課題や成果、取組みに対して、様々な助言をもらう。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
5	デルフィン委員	ヒストリータウンマップ作成委託料について 【文化遺産活用課】	①ヒストリータウンマップについて ②池上プレイステージの整備について	①和泉・信太の森ヒストリータウンとは、和泉市観光戦略プランにおいて、重点魅力創出エリアの一つに位置付けられ、和泉市観光アクションプランにおいて、現行の名称に変更されたもの。対象となるエリアは、市北部のJR信太山駅、北信太駅周辺で、池上曽根遺跡や葛の葉伝説など、様々な歴史と伝説に彩られた地域。このエリアの史跡や文化財はもちろん、店舗などもあわせて掲載したマップを作成し、周遊などに活用いただき、ヒストリータウンのPRを行う。 ②史跡指定地全域11.5haのうちおよそ7haを対象に、(仮称)池上プレイステージとして整備をすすめていく予定。公園面積も拡大し、多様な活用方法に対応する必要があることから、今後の公園の管理につきましては、指定管理者制度の導入を含め、安全かつ有意義に使用していただけるような方策を検討する。
		クロスカントリー大会について 【生涯学習推進室】	①大会創設70周年を迎える大会内容について ②ウルトラオンラインマラソン2021の内容について ③参加者数について	①毎年、1月に信太山にある陸上自衛隊駐屯地において開催している信太山クロスカントリー大会が、令和4年度は、第70回大会の節目を迎えるため、コースの新設や有名ランナー誘致などを行う記念大会として、実施しようと計画している。 ②新型コロナウイルス感染症の影響で、信太山クロスカントリーを始め、様々なスポーツイベントが中止となる中、市内スポーツ施設の指定管理者である美津濃株式会社から、コロナ禍でも開催可能なオンラインマラソンを実施し、本市のスポーツ振興に寄与したい旨の申し出があり美津濃株式会社主催、和泉市及び和泉市教育委員会後援で実施されたもので、場所はどこでもかまわず、走った距離はスマホアプリを利用して計測、令和3年12月25日から令和4年1月7日までの14日間で、100キロに挑戦する内容で実施された。 ③参加者は325名であり、うち大阪府外からは138名の参加があった。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
6	浜田委員	保育士就職支援補助金について 【こども未来室】	①保育士就職支援補助金を創設した背景について ②補助制度の要件について ③年齢制限及び本制度のPR方法について	①全国的に保育士不足が課題となっており、他市においても既に保育士確保を図るための支援策を各種設置し、保育士確保に努めている。このことから、本市においても、保育士の他市への流出を防ぎ、待機児童の解消を図るため創設した。 ②新卒者を対象に、市内民間認定こども園等に常勤として、1年以上継続して勤務することを条件に1人当たり25万円を上限として、園に対し補助する。なお、本補助制度については、3年間の事業とし、検証を行う予定である。 ③年齢制限は、新卒者であれば制限はない。PR方法は、市ホームページ等に掲載する他、民間認定こども園等においても、大学や専門学校等に積極的にPRを行っていただくなど、保育士確保に努める。
		外国語指導助手コーディネーターについて 【学校教育室】	①人数について ②応募要件について ③業務内容について	①令和4年度より外国語指導助手を19名に増員し、1名のコーディネーターを配置。 ②英検2級またはTOEIC625点以上等の資格を有する者。 ③各学校への配置前(入国前)には、渡航前の自治体国際化協会や外国語指導助手との連絡調整、受入時の各種手続き(住居、役所関係、口座開設等)のサポート、各学校配置後(着任後)は、外国語指導助手の学校における活動全般についての支援、教育委員会や各種機関からの連絡事項の伝達、相談対応、帰国前には、住居等解約手続きや退去対応サポート、引継ぎの調整など。
		体育館でのドローン利用について 【生涯学習推進室】	①育施設管理運営事業 12委託料、体育施設指定管理料、1億3968万5千円の内容について ②体育館の設置目的について	①市内に7つある施設、和泉市立市民体育館、和泉市立コミュニティ体育館、和泉市立光明池球技場、和泉市立光明池緑地運動施設、和泉市総合スポーツセンター、榎尾川公園テニスコート、和泉市温水プールの管理運営をしている指定管理者、ミズノグループ・和泉市公共施設管理公社共同事業体に管理運営にかかる経費として支出する。 ②市民の体育、スポーツの振興及び保健の増進を図り、市民生活の向上に資するため設置されているもの。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
6	浜田委員	体育館でのドローン利用について 【生涯学習推進室】	③体育館の利用許可要件について ④体育館でのドローン利用ができないかについて	③許可をしない場合として、和泉市立体育館条例第9条に6項目規定、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき、施設・設備等を損傷するおそれがあると認めるとき、体育館設置の目的を阻害するおそれがあると認めるとき、市又は市の機関が主催する行事のあるとき、その利用が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき、その他管理上支障があると認めるとき、となっている。 ④施設や設備等への影響や体育館利用者への危険性など懸念があり、ドローン利用は許可していないが、他自治体においては、事前に機体や飛行目的、方法等を確認のうえ、体育館が全面空いている場合に利用許可するなど、一定の条件のもと認めている。施設としても、利用いただくことで、稼働率の向上や利用料金収入も見込まれる。今後、ドローン利用の許可に向け、安全対策など、指定管理者とともに検討・調整していく。
7	石原委員	保育士就職支援補助金について 【こども未来室】 学校における各種検診の実施状況について 【学校園管理室】	①補助制度の概要について ②保育士を確保することで待機児童の解消にどのような効果があるのかについて ①令和2年度及び令和3年度における各種検診の実施について ②令和4年度における各種検診の実施について	①新卒者を対象に、市内民間認定こども園等に常勤として、1年以上継続して勤務することを条件に1人当たり25万円を上限として、園に対し補助する。なお、本補助制度については、3年間の事業とし、検証を行う予定である。 ②民間認定こども園等においては、保育士不足のため定員割れをしているケースがあり、また、配置基準を満たすために、有料の人材紹介を活用するなど、保育士確保に苦慮している。このことから、一人でも多く保育士を確保し、定員割れを防ぐことで、待機児童の解消につながるものと考えている。 ①児童生徒の定期の健康診断については、学校保健安全施行規則第5条により、毎学年、6月30日までに実施することとされている。令和2年度については、文部科学省事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することが出来ない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとされたことから、令和2年10月15日までに全校にて完了。次に、令和3年度については、文部科学省事務連絡にて、学校医等が新型コロナウイルスワクチン接種対応等の理由で体制が整わない場合は、期日を延ばし可能な限りすみやかに実施することとされたことから、令和3年10月12日までに全校にて完了。 ②令和4年度については、令和4年3月8日付け文部科学省事務連絡にて、令和3年度と同様と示されている。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
7	石原委員	学校における各種検診の実施状況について 【学校園管理室】	③コロナ不安等による児童生徒への対応について	③学校検診については、学校医と調整した上で指定日に行う集団検診となっているが、事情のある児童生徒については、学校と保護者で連携を取りながら受診環境に配慮するなどした上で受診いただくように努めている。なお、それでも受診できなかった場合は、保護者と連携を行いながら、必要に応じてかかりつけ医にて受診していただくこともあるが、保健調査票等により家庭における児童生徒の日常的な健康状態を把握することにより教育活動に必要な健康面の配慮を行っている。
8	坂元委員	学校施設維持管理各委託業務の総合管理について 【学校園管理室】	①学校施設維持管理に係る警備委託料を始めとする費用が計上されているが、この経費のうち、塵芥処理などの経費を除く費用は、どれくらい計上されているか。 ②これらの委託料を市庁舎でも行っている総合管理とするこみとはできないか。 【要望】市民サービスを低下させない健全化のひとつであると考えているので、調査研究を進め導入について検討願いたい。	①登下校時に学校門に配置する受付員の経費も含め、約1億4,500万円。 ②費用の軽減の他、集約されることで業務の効率化を図ることができるなどの効果が考えられる。一方、各業務が集約化されることで一つの業者が受注することになれば、市内の各専門業者が参入できなくなる可能性が考えられ、本市中小企業振興条例の主旨を踏まえつつ総合的に判断する必要があることから、調査研究していく。
		青少年の家借地料について 【生涯学習推進室】	①借地の経過及びこれまでの借地料総額について ②借地解消に向けた取組みについて	①借地となった経過は、過去の青少年の家の場所にて建替えをするべく、地主でと交渉を重ねてきたが不調に終わり、その後、代わりの建築場所を検討した結果、現在の場所の地主との交渉の中で、借地ということで合意に達したもの。これまでの借地料総額は、昭和61年度から令和2年度までの合計で、約2億7,560万円。 ②買い取る検討はしていない。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
8	坂元委員	青少年の家借地料について 【生涯学習推進室】	③青少年の家の設置目的は。その目的に見合った取組みはできているのか。 ④今後の進め方とリニューアルにかかる費用について ⑤指定管理者の更新について	③青少年の家は、青少年が集団活動をしながら自然体験活動や野外活動、レクリエーションなどの活動を通じて友情を深めながら、社会性を身につけ創造的な活動力を高めるための社会教育施設で、青少年の健全育成のためには、必要な施設。施設使用料金は、青少年にとって無理のない範囲で安価に設定しているため、施設の運営経費が使用料金収入を大幅に上回っている現状である。しかしながら、運営経費に見合う効果的な運営が課題になっているため、令和4年度は施設活性化に向けた改修計画を策定し、令和7年度にリニューアルを予定。 ④リニューアルの経費は、現時点においては具体の金額までは決まっていない。ハード部分に係る改修は最小必要限度に抑え、ソフトに係る運営手法を抜本的に見直し、施設の活性化を進めていく予定。 ⑤今年4月からの指定管理は令和7年3月までの3年間で、改めて指定管理者の募集を行い、リニューアル後の令和7年4月からは5年間の指定管理を予定。
		温水プール大規模改修計画策定委託料について 【生涯学習推進室】	①委託理由及び内容について ②直近3年間の改修工事総額と工事に伴いプール利用を停止した期間について ③熱源に利用している泉北クリーンセンターについては、今後の施設整備、施設の移設を含めた候補地選定等の指針となる計画策定が進んでいることを把握しているのか。	①設置から24年が経過する温水プールにおいて、近年、老朽化による設備等の改修工事が増加し、その度に止む無く施設の利用停止を余儀なくされていることから、施設の安全かつ安定的な運営を図るため、施設全体の劣化度調査を実施し、計画的かつ効率的な改修、修繕工事等を行うための計画策定をするもの。 ②令和4年3月18日までの予定で工事している案件を含め、令和元年度から令和3年度までの改修工事は9件、総額で6,846万7,100円、利用停止期間は5回で、合計155日間。 ③令和16年度以降を目標年度とした施設整備等の指針となる計画が、令和4年度末に策定される予定と聞いている。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
8	坂元委員	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 について 【学校園管理室】	①学校給食費値上げ分への交付金 の活用について ②PCR検査事業の実績について	①給食費における保護者の経済的な負担軽減については、令和2年度に全国一斉臨時休業により、学校の臨時休業が長期化したことに加え、夏季休業期間を短縮した授業の実施に伴い学校給食の機会が増加したことから、3ヶ月間給食費の無償化を行ったが、この度の給食費の改定については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける時期ではあるものの、給食実施日数及び米飯給食の増加に伴うものであることから、交付金の活用としては、新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査事業を選定したもの。 ②学校園において臨時休業等が発生した際に実施している任意のPCR検査については、令和3年10月より実施しているが、昨日時点で1,116件。
9	谷上委員	保育業務管理システム利用 料について 【こども未来室】	①保育業務管理システムについて ②導入による効果について	①園児の登退園管理や保育に関する計画・記録の業務等について、施設の教室等にパソコンやタブレット端末を設置して処理できるようにすることにより、効率化を図るもの。 ②保育士に対する効果の例として、朝の出欠連絡、指導計画及び日誌等の記録や検索がシステム上で可能になることから、業務が省力化される。また、教室から移動することなく様々な作業を行えるようになるため、子どもたちと接する時間が増加し、質の高い保育へつながるものと考え。一方で、保護者に対する効果の例として、園を欠席する場合の連絡やおたよりの受取りが、スマートフォンのアプリを使用して可能になる等、利便性が向上する。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
9	谷上委員	リーディングスキルテストについて 【学校教育室】	①リーディングスキルテストについて ②分析結果をどのように授業改善にいかすのかについて	①リーディングスキルテストは、文章に書かれている意味を正確にとらえる力(基礎的な読む力)を測定・診断するもの。一人一台のPC端末を使用し、コンピュータ上で受験する。「係り受け解析」「照応解決」「同義文判定」「推論」「イメージ同定」「具体的同定」の6つの問題分野から出題される。生徒は、出題された問題に対して、あてはまる解答を選択する形式。これらの結果から生徒の文章を読み取る力を客観的に把握し、授業改善に活かすために実施するもの。 ②全体で授業を進めるうえでの改善に活かすことを考えている。例えば6つの問題分野の分析結果から明らかになった生徒の状況を踏まえ「主語が書かれていない文章が出てきたときに主語が何かを問うたり、補ったりすること」や「文章を読み取り、その内容を図表などの非言語情報に置き換えること」、「『あれ』『それ』など指示代名詞が指す言葉に下線を引きながら読み取らせること」「新しく学んだ言葉の定義文を踏まえた例を考えること」などの課題を授業で効果的にかつ意図的に設定していくなどにより、授業改善、学力向上に結びついていくと考えている。
		生涯学習推進プラン・スポーツ推進基本計画策定委託料について 【生涯学習室】	①策定の目的について ②策定のスケジュールについて ③計画の内容と今後の進捗管理について	①平成25年に「第2次和泉市生涯学習推進プラン」と「和泉市スポーツ推進基本計画」を策定し、生涯学習及びスポーツ施策の推進を図ってきたが、令和4年度に両計画の期間が終了することから、引き続き、生涯学習やスポーツ振興に関わる多様な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、これらの両計画を1つにまとめ改訂するもの。 ②附属機関として「和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画策定委員会」を立ち上げ、6月から来年2月まで、合計4回の策定委員会を実施。また、令和4年和泉市議会第4回定例会厚生文教委員会協議会において計画の素案を示し、令和5年1月にパブリックコメントを実施し、3月に計画を策定する予定。 ③計画の内容は、和泉市教育大綱の体系に基づきスポーツ振興を含めた生涯学習全体の計画とし、具体には、第1編は市の人口等の共通事項、第2編は生涯学習に関すること、第3編はスポーツ振興に関することを記載し、両計画を1つの冊子とするもの。なお、進捗は、計画へ記載予定の数値目標等も含め、それぞれの分野において計画の進捗管理を行っていく。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
9	谷上委員	和泉・久保惣ミュージアムタウンコンソーシアム負担金について 【久保惣記念美術館】	①和泉・久保惣ミュージアムタウンコンソーシアム負担金について ②負担金の事業効果、集客について 【要望】過去にも様々な事業をしてきたが、一過性に止まり各事業にまとまりがないように思われる。市全体でこの目的のために進んでいていただきたい。	①美術館を活かした魅力的な街づくりによって、賑わい創出を目的とした和泉・久保惣ミュージアムタウン事業を推進する団体である和泉・久保惣ミュージアムタウンコンソーシアムの活動資金として予算計上しているもの。 ②負担金によるコンソーシアムの事業から、地域ニーズに沿った効果的な事業展開を期待するもの。例えば、交流拠点施設では、アートだけでなく音楽・創作・食等の異なるジャンルを取り込み、多くの人を巻き込み、事業の多角化を図る。また、コンソーシアムの公式ホームページで、地元アーティスト等の紹介や地域イベント、魅力情報など継続的に発信できる環境を整備する。このことにより、一度だけではなく、再訪や周遊へと繋げ、継続的な交流人口拡大となり、賑わい創出が期待できると考えている。
		和泉テクノFC活動事業費補助金について 【生涯学習推進室】	①和泉テクノFCとはどのような団体なのか。 ②補助内容について ③どのような効果を生み出すのか。	①市内に活動拠点があり、広く市内外で活躍が期待できる団体として和泉市ホームタウンチームに認定されている、社会人女子サッカーチームであり、平成29年の4月に産業団地 テクノステージ和泉まちづくり協議会の事業として発足。現在、関西女子サッカーリーグ1部に所属し、なでしこリーグ昇格をめざしており、女性の社会進出の推進と青少年の健全な育成の発達を促し、地域社会及び産業の発展に寄与することを理念として活動している団体である。 ②市内園児を対象としたサッカー教室の開催、市内大学等におけるサッカー大会の開催、チームの遠征・周知にかかる費用に対する補助金として交付しようとするもの。 ③子どもたちのスポーツに触れる機会の創出や、サッカーによるスポーツの振興、さらには、本市の良好なイメージの発信によるプロモーション活動推進に寄与する効果があると考え。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
10	大浦委員	国際交流イベント等について 【生涯学習推進室】	①国際交流イベントの事業概要 ②市民と外国人市民が交流できる機会について 【要望】今後はさらに、外国人市民が増えていくことが予想される。外国人市民が孤立することなく、地域社会の一員として市民とのネットワークを築き、困ったことがあれば安心して相談できるような体制を全庁的に取り組んでいただきたい。	①国際交流イベントは、市民と外国人市民が交流しネットワークを広げ、多文化への理解を深めるイベントとして開催するもの。なお、令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により実施していない。 ②外国人市民の日本語学習をボランティアが支援する日本語サロンを、毎週木曜日はフチュール和泉で、金曜日は和泉シティプラザにて、それぞれ夜間に開催している。外国人市民のニーズに応じて、日本語ボランティアがマンツーマン指導を行いながら、互いの文化習慣にふれ、交流を行う場となっている。
		学校水泳授業屋内プール活用モデル事業について 【学校教育室】	今後の展開について	令和4年度は、モデル校を5校に増やし、民間屋内プール施設も4施設を使用して実施。あわせて、令和4年度中に令和5年度以降の本格実施に向けた年次全体計画を策定し、全ての市立学校において、段階的に実施していく予定。
		いずみ希望塾について 【学校教育室】	①いずみ希望塾の事業内容及び令和3年度募集状況について ②選考基準や選考方法について ③経済的な支援を有する家庭以外の受講対象者について	①小中学生を対象とした校外での学習支援事業環として、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小中学生に対し、学習の場を提供するとともに学習支援を実施することで、学習習慣の定着、学習意欲や基礎学力の向上を目的に実施しているもので、令和3年度は定員420名程度に対し、実際の申し込みは833名であった。 ②募集段階で、学ぶ意欲があり、現在学習塾に通っていない人を対象に募集を行っている。応募が定員数を超えた場合は、まず経済的な支援を有する家庭の児童生徒を優先して決定し、その後定員に達するまで抽選により決定している。なお、応募者のうち経済的な支援を有する家庭の児童生徒は、募集定員内で全て受講可能となっている。 ③経済的な支援を有する家庭の児童生徒以外の定員枠については、現在学習塾に通っていない和泉市内に居住する市立学校の小学4年生から中学3年生が対象で、抽選により決定すれば受講は可能。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
10	大浦委員	小中一貫教育中学区補助金、教科日本語について 【学校教育室】	①補助金の使途について ②小中一貫教育の目的について ③「日本語」を和泉市で導入することについての考えについて	①特色ある小中一貫教育の円滑かつ主体的な実践及び小中学校間での交流を支援することを目的として、各中学校校区に5万円ずつ交付し、中学校区での児童生徒の交流や教職員研修などに活用している。 ②「確かな学力を身につけた心豊かな子ども」を育成するため、義務教育9年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育を推進するもの。 ③他市で導入されている「教科 日本語」で取り扱っている内容は、日本の文化や礼儀・マナーなど国語科や社会科、特別の教科道徳など複数の教科にわたり関連付けたものになっており、本市においても、それらの内容については様々な教科及び学校教育活動全体で行っており、今後も継続して進めていく。
		北池田中学校大規模改修の内容について 【学校園管理室】	予定されている改修内容について	屋上防水改修、外壁改修・トイレ改修・消防設備改修など予定している。
		ニューススポーツ教室について 【生涯学習推進室】	①ニューススポーツ教室の内容について ②実施する種目選定の仕方について ③ノルディックウォークをニューススポーツ教室の種目として、会議で提案することは可能か。	①ニューススポーツ教室は、市内の体育館などにおいて、簡単なルールで子どもから年配の方まで、誰もが気軽に楽しめる教室を定期的に開催しているもので、種目として、フリスビーを投げ、バスケット型の専用ゴールに入れるまでのスロー数を競うフライングディスクや、両端にボールのついたひもをはしごに向かって投げ、上手にひっかけるラダーゲッターなど31種目を実施。 ②スポーツに関する知識や経験を有するスポーツ推進委員と市との会議において、実施種目を選定しているもので、当初10種目から、双方から提案された種目の内容を精査しながら種目を追加してきたもの。 ③可能である。

4. 予算審査特別委員会

No	質問議員	項目	質問・要望	答弁
11	遠藤副委員長	美術館運営委託料について 【久保惣記念美術館】	①美術館管理委託料の委託先と委託内容について ②前年度からの増額理由について ③理事長の報酬と交代後の改善点について ④理事長の任期について ⑤次期理事長の選任について 【要望】委託料増額となる理事長変更が適切であったかは疑問が残る。市が出資している財団であり理事長等役員のあり方は慎重に対応してほしい。	①委託先は一般財団法人和泉市文化振興財団。委託内容は美術館運営のソフト事業全般で、美術品等の展示利用、展覧会、調査研究、芸術文化関連催し、普及広報出版、受付業務、ミュージアムグッズ、建物等維持管理、音楽ホール・市民創作教室・市民ギャラリー、和泉久保惣ミュージアムタウン支援、入館料・利用料・出版物等代金の収納業務など。 ②開館40周年事業として、特別展と特別企画展の2本立てで開催するため。 ③報酬額は年間208万円。理事長は業務全般の統括責任者として事業の充実強化、重要課題に取り組んでいる。実際に美術館に勤務し現場状況を把握しながら業務を担っている。令和4年度から財団へ和泉久保惣ミュージアムタウン支援業務も委託することから、下準備として兼任理事長では難しかった対外的な交渉ごと等に取り組んでいる。 ④前任者の残任期間となるため令和5年5月まで。 ⑤理事長選任は財団としての対応となるが、具体的な話は聞いていない。